展と共に、自ら勞働問題社會問題の新展開を見る事も亦必然であつて、米國勞働者の競爭者としての支那移民が問題となつて來たのである。而して政府が特に此の問題を取上げたのは、之によつて政治家や爲政者は國內に於ける壓迫せられたる勤勞者の支持を得る事が出來るからであつた。かくて、一八五五年以來カリフォルニヤ州議會を中心に支那移民への人頭稅賦課、支那移民禁止法案が屢々決議されたが、中央政府の反對により、充分なる效果を擧げ得なかつた。併しながらカリフォルニヤ議會不斷の運動は、一八八六年に於て結局二十ケ年の移民禁止條約を結び、支那人を閉め出したのであつた。日本移民の渡米は此の支那移民禁止時代以後のことであるが、明治二十七年十一月の日米通商航海條約中の本邦人の待遇に關する條項は「兩締盟國の各方に於て商業、勞働者の移住、警察及び公安に關し現に行はれ又將來制定せらるべき法律・勅令及び規則には何等の影響を及ぼすことなし。」といふ但書によつて將來の移民法案への伏線をなしてゐるのであつて、既に日本人排斥は一部政治家の主張する所であり、この但書なくして通商條約の成立は困難であつたと言はれてゐる。當時日本人の移民として米國への渡航者は年々二千を越えなかつたのであるが一八九八年には二千を越え、一八九九年には三千を越え、一九〇〇年には一躍一萬二千に達した。斯くして日本移民の活躍は十九世紀に於ける支那人移民の問題と殆んど同樣の見地から米國太平洋岸に政治問題を惹起するに至つた。

移民禁止條約

移民問題はカリフォルニヤ州にとつてこそ永年持續した問題であるが、日露戰爭に至るまでの時代には表面化しなかつた。併し明治三十六年の初、移民制限法案が米國議會に上程され、三十八年五月桑港に日本人排斥協會が設立せられ、「桑港クロニクル」を機關紙として漸く排日の空氣は醸成されて往つたのである、この運動はポーツマス會議の時期に示された對日輿論の一般的惡化を契機として、一擧に勢力を得るに至つたのである。明治三十九年四月桑港は有名な未曾有の大震災に見舞はれ、その後の復興匆々の間に於て日本人は極めて露骨な壓迫を蒙り、日本人の小學生兒童を差別して隔離せんとした所謂「學童問題」も此の年に起つたのである。我國の抗議によつて米國中央政府は之を緩和せんとしたのであるが、中央政府とカリフォルニヤ州議會とは容易に妥協するに至らず、屢々中央政府と州政府との權力問題を惹起すに至つた程である。斯くして移民問題は久しく日米間に持續さるべき問題となつた。

學童問題

日米協商　日露戰爭後の世界に釀し出された太平洋を繞る國際關係に對して種々の方策の講ぜられたことは言ふまでもない。

米獨清國聯盟案

第一に、包圍に瀕するドイツから一の打開策が試みられた。一九〇七年頃より、滿洲問題は素より學童問題等によつて日米疎隔の形勢が漸く顯著となるに及び、ドイツ皇帝は米・獨・清三國の同盟を以て極東に於ける日・英・佛・露の協商側陣營に對抗せんと畫策したのであつた。ドイツは執拗に其の努力を續けたが、一九〇八年末、米國政府は之を正式に拒絕した。その理由に曰く、「恐らく支那は之によつて、反日的政策を實施するであらう。日支の衝突に際して、支那は完全に防備なく、英米も共に支那を保護する準備がない。吾人は艦隊を太平洋に派遣する事を得ず、米國は決して支那の爲めに戰爭をすることを許されない。一たび日米戰爭にして起らんか、それは純然たる米國の利益のためのみによつて生ずべきである。その際こそは、米國民は斷然全力を集中して必ずや勝利を占むるであらう。」と。

紳士協約

次に移民問題に關しては、米國側からカナダ・濠洲を有する英國と共に日本移民に對する共同警告を爲すことを企てたのであるが、英國は飽くまで、極東に形成せられた對ドイツ協商陣を刺戟することを欲しなかつた。

斯かる裡、一九〇八年には一時的ではあつたが日米間に著しい妥協の時期が來た。この年二月所謂「紳士協約」と

いふものが結ばれて、我國が自發的に移民への旅券發行を制限すると共に學童問題も漸く解決するに至つた。我國も亦戰爭の直後、その對滿政策も漸く緒に就かんとする時期に於て、不必要に國際關係の緊張するを極力怖れた事は事實である。この年、米國大西洋艦隊は世界周航を試み其の威容を誇示したが、我國は好意を以て同艦隊の寄港を求め、十月彼等の來航に當つては之に絶大なる歡迎を與へた。この頃から高平・ルート協定と呼ばれる日米協商の交渉が開始されたのである。やがて十一月次の如き覺書が日米間に交換せられた。

高平ルート協定

一、太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を奬勵するは兩國政府の希望たり。

二、兩國政府の政策は何等侵略的傾向に制せらるゝことなく、前記方面に於ける現狀維持及び淸國に於ける商業竝に工業の機會均等主義の擁護を目的とす。

三、從つて兩國政府は相互に前記方面に於て他の一方の有する所領を尊重するの强固なる決意を有す。

四、兩國政府は其の權內に屬する一切の平和手段に依り淸國の獨立及び領土保全竝に同帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し、以て淸國に於ける列國の共通利益を保護するの決意を有す。

五、前述の現狀維持又は機會均等主義を侵迫する事件發生するときは兩國政府は其の有益と認むる措置に關し協商を遂げんがため、互に意見を交換すべし。

世界大戰前に於ける支那問題の發展　一九〇八年高平・ルート協定によつて示された太平洋上の日米間協調は、既に當時兩國の內部に於て或る程度の非難を蒙らざるを得なかつた如く、兩國の本質的な利害對立を解消したものではなかつた。この日米協商は結局に於て、兩國間の危機を一時回避する爲めに役立つたに過ぎなかつた。

日露戰爭後の太平洋を繞る國際關係は略ぼ均等勢力關係の下に、世界大戰に至る迄は激化する一方であつた。米國は依然政治的孤立の形勢を免れなかつたが、執拗に將に頽れんとする淸國への經濟的進出に於て、その立場を好轉すべく努力した。この頃から對支借款を中心に列强の競爭が行はれたのであるが、米國は一九〇九年頃より大統領タフト自ら淸國攝政醇親王に親書を送り、英・獨・佛の三國銀行と淸國政府との間に契約せられたる湖廣鐵道の利權に米國が參加し得る樣運動した。こゝに英・米・獨・佛の四國銀行による四國借款團が結成され、「鐵道借款に關する協定」に調印したのである。一九一一年に至つて此の四國借款は英貨一千萬ポンド以內を以てする貨幣改革借款及び英貨六百萬ポンドの湖廣鐵道償還基金々貸借款に投資した。この四國借款團成立本來の意義は、各列强が無用な競爭によつて却つて淸國を利せしめることを防止する事にあつたのであるが、米國が加入し將來の借款を此の一團で獨占しようとする傾向を示す時、當然それは日露兩國の勢力に對抗するものとして發展して往つた。之に對抗して朝鮮・蒙古・滿洲方面に於ける日露兩國の勢力が一層固められたことは當然であつた。我國の朝鮮併合は既に述べた所によつて、最早時期の問題であることは明白であつたが、一九一〇年七月第二次日露協約が締結强化さるゝや、併合問題は具體化し八月末併合條約が公表され、韓國は朝鮮として總督府の統治下に入つたのであつた。一方ロシヤは蒙古の淸國よりの獨立を具體化せんと努力するに至つたのである。

日韓併合

斯くの如き形勢の中に一九一一年十月所謂辛亥革命が起つて淸朝は覆滅した。この革命は本來、淸朝政府が列强の威壓下に無力化し、民衆に向つて宛然帝國主義の傀儡として加へなければならなかつた壓迫に對する淸國資本家と一般民衆との反撥であつた事は明瞭であり、現に此の革命の前驅として四川・湖南・湖北・廣東四省の民衆が湖廣鐵道

中華民國の建設

借款に反對した騷擾のあつた事は、その本來の性質を物語つてゐるのである。併しながら清朝政府から革命鎭壓を命ぜられた袁世凱が、結局に於て中華民國を樹立するに及んでは其の列强に對する地位たるや幾何も向上するを得なかつたのである。四國借款團は忽ちにして袁世凱の中華民國に對して支那の重要な財源である鹽稅を擔保とする貸付を開始したのであつた。

清朝末期の革命に際し、我國が曾て民主主義者孫逸仙を保護した事實はあつても、日露兩國は直接に政治的・軍事的に支那を支配し易い立場にあり、又無力なる清國より既に確乎たる勢力範圍を獲得してゐる點から、又袁世凱が英米の勢力に依存するに至つた事が明瞭である點から最後まで清朝の存續に努力を拂つたのであつた。併しながら清朝の覆滅後、政府に對する借款に於て日露兩國共に四國借款團への加入を申込んだ。こゝでも協商國フランスが日露兩國と四國との間を妥協せしむるに努力斡旋したのである。かくて一九一二年六月所謂六國借款團が成立した。この支那に利害を有する總ての强國による借款の提起が、極めて苛酷な條件の下に、支那への重壓となるに至るのは明瞭である。流石の袁世凱も二千五百萬ポンドに上る所謂「善後大借款」の抑賣を拒否せんとしたが、列國は團匪賠償金殘額の卽時支拂を要求して威嚇しつゝ之を承服せしめたのである。而して今や、借款團は日露兩國の加入により、米國の意圖の下には動かぬことゝなつた。かくて一九一三年に至り米國は此の大借款の條件が苛酷なりとの美名の下に借款團を脫退するに至つたので、こゝに六國借款團は五國借款團となつた。

借款團の解體

要するに、この時代に於て、政治的に支那を中心とする國際關係を指導したものは日露米の三國であつたが、その政策的部面の華やかさにも拘らず、この三國は其の資本に於て優勢なる地位を占めてゐたとは言ひ得ない。米國と雖も未だ此の時代資本輸入國の域を脫してゐなかつたのであり、經濟的には寧ろ現狀維持を墨守する英佛の舊勢力が支配的であつた。しかし四國借款團の成立によつて英佛と提携して日露兩國を閉出す計畫が成功し始めたのであるが、日露兩國が歐洲を含めての世界情勢の中に持つ地位の重要性は、いつか借款團を米國のものから日露のものとした。かくして米國は又も太平洋に於て孤立を餘つに至つた。

日英同盟の變遷

日本とロシヤとの側に於ては、かのノックスの滿鐵國際化案が問題となつた頃、一九一〇年日露協約は强化され、一九一二年七月には更に擴大されて內蒙古を東西二分して東を日本、西をロシヤの勢力範圍とするに至つた。蓋し之は辛亥革命による支那政情の不安定に備へると共に、四國借款團の成立に對抗するものであつた。

斯くの如く日露の提携が强化される一方、この兩勢力の伸張に伴ひ日英關係は次第に曖昧のものとなつて往つた。一九一一年、日英同盟は未だ五ケ年の有效期間を剩すにも拘らず修正せられた。その修正せられた動機は、要するに英國が日米間の葛藤の際には此の同盟條約の義務から免れ得ることを規定せんとしたことに歸著する。而して當時日英同盟は英國內の一部でも不人氣であつた。東洋、就中支那市場に於ける日本商品の著しき進出は英國品を漸次驅逐しつゝあつたし、日本の對滿政策が又英國本來の利益に脅威を與へつゝあつたのも事實である。殊に移民問題を中心としてのカナダ・濠洲・新西蘭等よりの反感は强烈であつたのである。たゞ一つ當時英國の最も重大なる關心であるドイツの脅威の爲めに日英同盟は維持せられなければならなかつた。

日露戰爭後の世界に於て、太平洋問題自身としては英國は日露に對抗して米國を支持すべき運命にある。しかし全世界の情勢が極東問題を暫く犧牲として日英同盟を持續せしめたのである。

第一節　日露戰爭と其の後の太平洋

第二節　世界大戰と太平洋

一、世界大戰の初期

世界大戰の勃發　既に述べた如く、日清戰爭後に迎へられた二十世紀は、世界の隅々に至るまで僅々五、六の强大國が抱持せる世界政策の影響下に置かれて、その政策的抗爭の目的物とならねばならぬ新しい世紀であつた。是等の世界政策は必然各列强に武裝軍備を要請すると共に、自ら列强中に合縱連衡のブロックを生ぜしむるに至り、その代表的なものが、獨・墺・伊の三國同盟と英・佛・露の三國協商とであつた。一九一四年から一九一八年に至る四箇年間、人類多大の犧牲の下に戰はれた世界戰爭は實に此の世界政策遂行上必然の結果に外ならない。

清國の弱體暴露　日清戰爭より日露戰爭迄の十年間には此の新時代の最も緊迫せる部分が極東であつた事はいふまでもなく、その頃まで列强勢力範圍の根據が最も不明確であつた此の地方に於て、日清戰爭と北清事變とにより清國の弱體が遺憾なく暴露された爲め、世界政策の衝突は極めて錯綜した形の下に先づ極東を對象として起つて來た。日露戰爭は廣い意味に於ては、當事者兩國の外に、英・佛・獨・米等それ〴〵の國家的利害をも代表して戰はれたのである。然し、列國は日露兩國の戰つた後に於て、何等かの利益を得る見込のあつた事と、英・佛・獨等の諸國間に於ける政策的衝突の機が未だ熟してゐなかつた爲めに戰爭は局限されたまゝ終結し、極東問題に不徹底ながら一應の解決を與へたのである。

英獨關係　日露戰爭の終結した後に於て、世界に於ける最も基本的な世界政策的國際對立は、經濟問題・植民地問題、更に其の結果としての海軍擴張問題を繞る極めて廣汎な英獨對立と、バルカン及び近東方面に於けるロシヤ對獨墺の對立とであつた。其の上に普佛戰爭後に持續された獨佛間の反感は軍備擴張、モロッコ問題等によつてます〳〵昂められた。是等諸對立の中で大海軍國となつたドイツと英國との對立が最も基本的廣汎なものであり、動かし難いものであつたが、それが重大であるだけ、それだけ英・獨間の衝突は回避されて延期される傾向にあつた。然るにバルカンに於て對峙する露墺二國の關係は益々逼迫を重ねて往つた。ロシヤにとつてはコンスタンチノープルを確保してボスポロス、ダーダネルスの兩海峽を管理することは致命的に利害關係を有する事柄であつたし、又革命運動の彈壓に忙殺されつゝあつた此の國は戰爭によつて社會氣運を一轉せんとし、汎スラヴ主義の下にバルカンに於ける同民族なるスラヴ殊にセルビヤを其の指導下に置き獨墺二國に對抗し爾んに積極策をとつたのである。他方オーストリヤは領內に多くの異民族を擁し、その反抗の爲めに國內の動搖甚だしく、是等の禍根を芟除する必要上、バルカンに臨むに一大威壓を以てするの緊急已むなき狀態に迫られてゐたのである。かくて露墺二國は常に三國協商と三國同盟との主戰派を代表した。而して此の二國が直面してゐるバルカンの地は其の地勢の如く錯雜せる民族と小國家と感情的國民性との故に「歐洲の火藥庫」と呼ばれてゐる地方である。而も當時歐洲問題は一として個別的に解決出來るものはなく、總てが三國同盟と三國協商との對抗に連繫してゐたのである。

バルカン問題　戰爭は周知の如く、一九一四年六月セルビヤの一青年がオーストリヤ皇太子を狙擊暗殺せる所謂「サラエヴォ事件」に始まる。而して七月末オーストリヤとセルビヤとの開戰は必然ロシヤをしてセルビヤの爲めに蹶起せしめ、ロシヤ

が參戰すればドイツは欲すると否とに拘らず殆んど唯一の同盟國たるオーストリヤに呼應せねばならぬ。然るに露佛に挾まれるドイツの作戰計畫は先づフランスを擊破せる後ち東轉してロシヤに當る如く準備されてゐたから、先づ何等かの理由を見出してフランスに攻入らなければならず、かくて獨佛も戰ふ。ドイツが戰へば英國は必ず蹶起しなければならなかつた。英國參戰の理由にはドイツ軍の中立國ベルギー侵犯が擧げられたのではあるが、ドイツ軍の對佛作戰がベルギー侵犯であらうことは、既に大戰前に公然の祕密であつて必ずしも特に問題とすべき事柄ではなかつたのである。斯くしてオーストリヤ、セルビヤ開戰後一週日、卽ち八月四日には英・佛・露・獨・墺の五大强國が交戰國となり、戰爭は結局英國とドイツとを其の一方の盟主とするに至つた。かくの如く大戰勃發當時に於ける歐洲國際情勢は、バルカンの一角に起つた事件をして直ちに世界大戰にまで擴大せしむるほど切迫してゐたのである。

極東との關係　太平洋及び極東の情勢は歐洲に勃發した戰爭と直接關係は持つてゐない。併し我々は既に日露戰爭が其の後の歐洲政局に如何なる影響を與へたかといふことを知り、日露戰爭前後に亙つての太平洋及び極東に關する問題の進展が歐洲政局によつて如何に影響されたかといふ事も理解してゐる。以下述べる樣に世界戰爭中に於て太平洋を繞る諸問題も著しく進展するのであるが、それは此時までの太平洋と全世界に於ける歐洲列强の國際關係との聯絡を想起すれば戰爭が如何なる影響を東方に及ぼすかといふ事は豫想せられる。加之、該大戰の規模は更にこの事を切實に物語る。卽ちこの新形式の世界戰爭は武力と共に從來未だ經驗されなかつた程の物資を要求し、それを單に國內に於てのみならず全世界に亙つて、卽ち我國にも米國にも支那に向つてさへも積極的に要求した。かくて世界戰爭は必然太平洋に波及せざるを得なかつたのである。

大戰前に於ける英獨建艦競爭　こゝに世界戰爭前に於ける英獨兩國間の海軍問題、卽ち其の所謂建艦競爭に就て特に述べんとするのは、それが戰爭の最も根本的要素である英獨間對立の一典型的表現であり、事實戰爭開始後に於て兩國の制海權は戰局の全般に決定的影響を與へたのは勿論として、尙その外にドイツ海軍が僅々二十年足らずの間に迅速な發展を遂げた事情こそは、この時代に於て海軍力が如何に重要な意義を有するものであるかを知り、大戰後に於ける軍備縮少會議の意義を理解するにも役立つと思はれるからである。

ドイツ艦隊法の成立　抑々ドイツ帝國は一八七一年に統一國家として成立せし以來、ウィルヘルム一世と宰相ビスマルクとの指導下に國運隆々として勃興したのであるが、尙ほ此の時代は將來への發展準備期であつて、その政策は未だ外的には進取的でなかつた爲め、海上には眼は向けられてゐなかつた。普佛戰爭で有名なモルトケ將軍は「ドイツはその防禦に海軍を要せず。」といひ、海軍當局さへも、北海々岸の砂洲が年々變化して熟達せる水先案內さへも艦船を容易に進退せしめ得ぬのを理由として、「北海々岸は能く自ら防禦す。」と稱する始末であつた。然し此のビスマルク時代に急激に發展したドイツの經濟力は强國として新政策を要求する樣になり、一八八八年ウィルヘルム一世の病歿と一八九〇年ビスマルク引退の後、ドイツ帝國は個性强き新皇帝ウィルヘルム二世の直接指導下に世界政策に邁進することゝなつた。而して其の一部は大海軍の建設に向けらるゝに至り、ウィルヘルム二世は海軍大擴張案を遂行することゝし、海相としてティルピッツを就任せしめた。第一回のドイツ艦隊法案が議會に提出されたのは一八九八年であり、膠州灣占領事件が直接の動機となつたものと言はれて居る。前議會に於て僅か二隻の巡洋艦建造さへも否決した議員達は、この戰艦七隻、巡洋艦十九隻を一九〇四年までに建造するといふ新法案を可決した。

然しドイツ海軍擴張の眞面目は始めて一九〇〇年艦隊法に示された。卽ち同法案は戰艦十九隻、巡洋艦五十二隻を一九二〇年までに整備せんとするものであつた。この年皇帝は、「ドイツの將來は海上にあり。」と叫び「朕は海軍に於てウィルヘルム一世の陸軍に於けると同樣の地位を占めんとす。朕は全力を盡し、吾が海軍をば陸軍と權衡を得る程度に發達せしめ、之によりて國防を全うし、且つドイツの獲んとして未だ獲る能はざる國際的地位を獲得せんとす。」と力說するところがあつた。同年議會を通過した前記艦隊法は、その前文に於て「現時のドイツの商業及び貿易を保護せんが爲め、ドイツは最强海軍國を敵とする場合に於ても、敵を危險ならしむるに足る勢力を有する戰艦より成る艦隊を備へねばならぬ。」と述べ、更に「この目的に對しては、ドイツ艦隊は必ずしも最大海軍國の艦隊に匹敵すべき强力なものたるを要しない。何となれば通例大海軍國は開戰の場合、我國に對して其の全海軍を集中することは覺束ないからである。」と記してゐる。この艦隊法が英國への挑戰であることは極めて露骨に示されてゐた。

獨逸艦隊法

右のドイツ艦隊の擴張計畫は英國にとつて極めて現實的脅威となつた。特に該擴張案が法律に依つてゐるといふことは、新興國たるドイツの國家組織に與へられた特權として注目すべきものであつた。卽ち此の計畫は、最早內閣の更迭にも年々の豫算にも議會の言論にも絕對に制肘される惧はなかつたのである。英國は其の數世紀に亙る制海力の優越と產業革命に先鞭を附けたことに因つて、自由主義の下に極めて順調な經濟的發展を遂げて居た。然るに出發點に於て遲れてゐたドイツにとつては、强國に伍する爲めには總ての部面に於て强力なる統制の施される必要があり、その經濟界も極めて合理的な組織の下に發展して來たのである。ドイツ製品が世界市場に於て英國製品を壓倒するに至つたのは實にこの合理化された經濟組織の故であると考へられるのである。この新興國に特有な强力統制は此の艦隊

法の制定にもよく具現されてゐる。

英國の海軍政策

英國の海軍政策は二國標準主義と言はれてゐた。ウィルヘルム二世の卽位當時、世界列强の海軍力は英國に次では佛・伊・露・獨の順位にあり、英國艦隊は極東と地中海とに重點を置いて露佛二國を假想敵としてゐた。英佛海峽に於ける艦隊は極めて劣勢であり、北海方面は全く言ふに足らなかつた。併しドイツの露骨な海軍大擴張に直面して、一九〇三年から一九〇六年に至る間に英國艦隊の配置と編制との變改が斷行せられた。スコットランドのロサイスが新たに武裝せる有力な海軍根據地となると共に、英國軍艦の多數が極東及び地中海から引揚げられて、英佛海峽艦隊は增强され、北海には新たなる艦隊が配置されたのである。この頃英國にあらはれたのが、新型戰艦ドレッドノートであつて、一九〇五年に起工され翌年完成した。從來の戰艦が十二吋砲四門を搭載せるに對し同砲十門を搭載する此の新戰艦は列强海軍政策に一劃期を作つたものであつて、「弩級艦」といふ一の標準となつた位ゐである。このドレッドノート級の建造に於て他國に先鞭をつけたことが自體英國に一種の安心感をあたへ、平和政策と軍費節減とを政綱とする當時の自由黨內閣は、海軍問題に就てはドイツと妥協し、無益の競爭を排除せんとして居り、一面一九〇七年のハーグ國際平和會議の成果にも幾分の期待をかけてゐた。

弩級艦の出現

然しドレッドノートの出現は却つてドイツの海軍擴張を挑發し、英國にとつて一層脅威的のものとなつた。卽ち一九〇六年ドイツ海相ティルピッツはドレッドノート型戰艦の建造を議會に承認せしめ、その資金を準備した。又この年ド級艦の出現に適應すべく、カイザー・ウィルヘルム運河、所謂キール運河擴張の豫算案をも可決した。ドレッドノートなる新艦型の出現以前には、英國が壓倒的多數を所有する舊式戰艦は、ドイツ艦隊法によつて竣工すべきドイ

ツの新造戰艦に對し略ぼ對等のものとして豫定することが出來たので、その優先せる地位を維持することも左程困難ではなかつた。然るにドイツの新たに造り出だす戰艦は、性能に於て舊式戰艦に比し遙かに卓越せるドレッドノート型であるから、英國海軍の有してゐた優先的地位は根本から搖いで來た。卽ち英國は最初ドレッドノートの竣成したのが二ケ年早かつたといふだけのハンディキャップを有するのみとなり、全然新たにドイツ艦隊法に對抗して優位を保つべき建艦計畫を樹立する必要に迫られて來たのである。

ホルデーンのベルリン派遣

斯くして英獨關係は極度に惡化して往つた。英國は海軍費を著しく膨脹せしめると共に、ドイツの建艦計畫を、或は妥協によつて、或は威嚇によつて緩和せしめんとしたが效果はなかつた。並々ならぬ斯かる努力と、兩國の反感を示す屢次の事件發生とがあつた後に、一九一二年、陸相ホルデーンが獨都伯林に派遣されて該交涉に當つたが、その成果は最初から期待されてゐなかつた。ホルデーンがドイツに派遣されてゐる間に海相チャーチルは

「イギリス海軍は吾人にとつて必要なものであるが、ドイツ海軍は一つの贅澤物である。我が海軍は英國の存亡に係るもの、卽ちイギリスの存在を意味するが、ドイツ海軍は唯ドイツの膨脹を意味するに過ぎない。若しも歐洲大陸に於て海軍々備擴張が行はれるならば、吾人は國民が滿足する程度に之に對應することは少しも困難ではない。かくして如何に努力を增さばとて、列强海軍は英國に追及する代りに吾人の執るべき方策の結果、一層我が海軍力との差を增大するに至ることを明かにするであらう。」

と堂々と反獨的熱辯を揮つてゐた。

ホルデーンの歸國と共に英獨間の建艦競爭には到底妥協の餘地を有せざること明瞭となつた。英國に於てはドイツ

チャーチルの海軍休日案

に對抗すべき造艦と、艦隊の近海集中と、是等に要する年額一千八百五十萬磅の經費とが決定せられた。然し此の時最早、英國海軍の從來採り來たれる二國標準主義は到底維持するに由なく、對獨六割優勢方針が新方策として採用された。その後チャーチルは「一九一三年一ケ年軍艦の建造中止」といふ姑息な所謂「海軍休日」案をドイツに提案したが勿論無益であつた。一九一四年英獨海軍の勢力は、弩級戰艦に於ては英國の二十二隻に對するドイツの十六隻、その他の主力艦に於ては英國の四十九隻に對するドイツの二十六隻といふ狀態であつた。

日本の大戰參加　この世紀に於ては世界何れの一角に起つた列强の政策的衝突も、全世界に其の影響を及ぼすのが必然であつた。我國が歐洲戰亂勃發後一ケ月を出でずして、日英同盟の誼を以て大戰に參加するに至つたことも極めて當然とされなければならぬ。乍併、日淸戰爭以來の極東歷史を回顧しても、日本の參戰といふ事實は單に世界戰爭そのものが其のまゝ極東に於ける諸勢力に波及したものとのみ理解することは不充分である。卽ち一面に於て世界戰爭は全世界に亙つて總てのものを要求するのであるから、日本勢力の動員を要望されるのであるが、又一面太平洋を繞る問題自身も歐洲の情勢と相關して進行して來たのであるから、歐洲に於ける國際情勢が戰亂にまで立到つた事は、太平洋の問題自體が又一つの重大な轉期に到達したことを物語るものでなければならない。

新しい戰爭の規模は最初から三國協商側に日本の加入を期待した。開戰の當初八月四日にはフランスから同十日にはロシヤから、日英同盟へ加入の希望を我國に提示して來た。この中フランスの意圖は佛領印度支那の保全を一つの目的としてゐたのであるから、これ等の希望は當然戰爭に於ける我國の何等かの支持を期待したものであることは明瞭である。併しながら是等の計畫は結局具體化しなかつた。

言ふまでもなく戰爭の勃發は當初から我國の世界的地位を相對的に上昇せしめて居り、我國の去就は特に露佛兩國から極めて重視されたのである。然るに皮肉にも同盟國たる英國の態度が最も動搖してゐた。先づ八月三日に英國は我國に對し「英國が參戰するとなれば露佛側に與することとなるであらう。但し日英同盟規定の利益には何等影響なかるべく、從つて右同盟に基づき日本帝國の援助を乞ふの必要は生ぜざるべきものと思考す」と述べてゐた。然るに翌四日に至り、「萬一戰爭が極東に波及し、從つて香港・威海衞が襲撃さるゝ場合には英國政府は日本政府の援助に信賴するものである。」と公式に申出た。我が加藤外相は「香港・威海衞攻撃等の場合は問題は極めて簡單で、日英同盟條約は直ちに殆ど自動的に適用せられるが、例へば黄海で英船が拿捕せられたといふ如き場合には疑問が起る。是等の事件發生の場合には英國政府から當方に協議され度し。」と述べ、既に當時第二艦隊は佐世保に即時出動の待機をなし、他に巡洋艦を長崎・釜山・仁川に配備してゐることを通知した。然し此の八月四、五日の交には、我國も萬一の場合に於ける準備を整へたに止まり英國も亦日本參戰の必要を認めてゐなかつた。

我國の大戰參加決定

日本の大戰參加を決定した直接の動機をなしたのは、八月七日英國よりの左の如き依賴からであつた。

「支那海に於て英國艦船がドイツ船舶を發見し、且つ之を擊破するには尚多少の時日を要すべきを以て、若し出來得べくんば日本艦隊に於て現に英國の貿易を脅威しつゝあるドイツ武裝巡洋艦を捜索し、且つ之を擊破する事を必要とす。若し帝國政府にして其の所屬軍艦の或者をして叙上目的の爲め使用さるゝを得ば、英國政府の利益之に過ぐるものあらざるべく、右は勿論ドイツ國に對する交戰を意味するものなりと雖も、英國政府の所見によれば是れ實に避け難きことゝ思考す」と。

此の依賴に基き、同夜十時から深更二時に及ぶ臨時閣議が大隈首相の私邸に於て開かれ、日本の參戰が決定したのである。加藤外相は日本としては日英同盟によつて生ずる參戰の義務を有せざれども、一は英國よりの依賴に基く同盟の情誼により、他は此の機會にドイツ根據地を東洋から一掃して、國際上に一段と我國の地位を高める爲め、參戰を斷行すべしと主張したのであつた。斯くの如くにして日本の參戰は極めて自主的に決定されたのである。

我國の對獨最後通牒

然るに當時の日英關係は極めて微妙であつて、閣議決定後、八月九日、我國は英國に對し對獨宣戰決定と、軍事行動を假裝巡洋艦の捜索及び破壞に限定することの不可能であることを通達したが、英國の態度は漸く動搖し、十一日「駐支公使及び支那艦隊司令長官の報告に基き、英國政府は東亞戰局の支那大陸に波及するを欲せず、而して若し日本が宣戰せば軍事行動を海上のみに局限し得ずといふ加藤外相の覺書は了解すれども、英國は未だ其の點までの決心を疇躇す。依つて同盟條約に基く軍事行動は當分之を自制して今後の形勢を注視せられんことを望む。」と正式に回答し來り、態度は一變した。

然しながら我が閣議を變更することの不可能なるはいふまでもない。英國は尚も戰鬪區域を支那海の西方及び南太平洋に出でざる樣局限され度しと希望し來つたが、これ亦實行不能のことに屬した。かくて八月十五日我國の對獨最後通牒が發せられ、二十三日遂に我國はドイツに對し宣戰布告を行つたのである。

以上の經緯に示されたる英國態度の不安定なる理由は、蓋し、日露戰爭後に於ける日英關係の歷史が之を雄辯に物語るであらう。卽ち既に日英同盟の意義變遷によつて明かなる如く、英國は對獨陣營の强化に努むる一面に於て太平洋自身に於ては米國と共に日本の地位上昇を沮まんとする者であつたことである。この矛盾は當然戰爭といふ事態に

直面するとき一層深刻となるものである。更に具體的に述ぶれば英國が前言を飜へして日本の自制を求めたる事情は次の如き問題に關聯すると考へられてゐる。

即ち歐洲に戰雲急なる八月三日、中華民國政府は歐洲交戰諸國に對して、支那領土或は其の領海竝に其の接續せる租借地に於て敵對行爲を中止すべきことを要求したのである。支那の此の意志表示は極東及び太平洋に重要なる利害關係を有する米國の乘ずべき機會であつた。こゝに於て米國は極東現狀維持及び中立に關する提案をドイツに暗示してドイツをして次の如き條件を回答せしめた。

米國の對獨提案

一、ドイツは日本との戰爭を欲せず。

二、若しも日本が英國との條約に鑑み、ドイツが英國植民地、軍艦及び東洋貿易に侵害を加へざるべきことを要求するに於ては、ドイツは英國より同一の約束を得ることを條件として之に同意すべし。

三、英・獨は更に東洋に在る總べての軍艦を東洋の海面より去らしむるか、又其處に留まる場合には交戰せざるべきことを相互に約す等々。

以上の如きが、世界戰爭に際して太平洋に於て米國の處すべき對策であつた。之に對して英國の採つた態度は必ずしも明瞭ではないけれども、世界の此の部分に於て英國の政策は本質的には米國と方向を一にするものとなつてゐたことは今までの歷史が立證するのである。米國は中立國として日本の參戰に關しては意見を保留したが、「日本が膠州灣を支那に還附するを目的とし領土擴張を求めざるは滿足を以て了承するところである。」とか、「若し支那に動亂發生せば、日本は行動決定前必ずや米國政府と協議すべきを疑はず。」とか、盛んに我國の勢力發展を制肘せんとする言辭を述べて念を押すのであつた。

日本軍の歐洲派遣懇請

大戰初期に於ける日本と聯合國との關係　斯くの如き事情の下に我國は交戰國となつたのであるが、日本の參戰は一面に於て歐洲聯合國に歡迎せらるゝと同時に、太平洋方面に重要なる利害關係を有する英米二國は、日本が參戰によつて此の方面に勢力を增大する事を惧れる傾向が濃厚であつた。

併し戰爭は無限に兵力を要求する。我國が參戰するや歐洲聯合國からの日本軍歐洲派遣懇請は引きも切らなかつた。英國も太平洋の形勢と無關係に單に歐洲の戰局を好轉せしめる爲めに、日本軍の支持を仰ぐことを心から熱望したのであつた。陸軍に關しては、大正三年八月末日ロシヤは英國を通じて、日本軍三箇軍團を歐洲戰線に派遣するやう依賴して來た。又同年十一月にはトルコが、獨墺側に參戰して獨墺側が東歐に優勢を占むるに至らんとする事を理由に、「日本は戰後に於ける列國間の商議に於て一層有力なる發言權を有し得ること。」を附言して再び英國を介して、青島陷落を機として歐洲出兵を實行されんことを希望し、次で翌大正四年四月にも、「英軍と同樣フランス國境方面に於ける戰鬪の主要部分に參加」せんことを懇望したのであつた。然しながら我國は帝國軍隊唯一の目的は國防にあるが故に、國防の性質を具備せざる目的の爲め帝國軍隊を遠く外國に出征せしむることは其の組織の根本主義と相容れざるべく、又實行上の問題よりしても帝國陸軍當局者の意見によれば、帝國軍隊が現戰爭に參加し決勝的效果を奏するには十箇軍團より劣らざる兵力を歐洲に派遣する必要があるが、之れ帝國軍隊全部の動員及び派遣に外ならざるを以て其の結果帝國は自體の防衛を缺如するに至る。」所以を指摘して拒絕した。我國はその後ベルギー、フランス、セルビヤの如き國からも陸軍派兵の依賴を受けたのであるが、同一の趣旨を以て之に應じなかつた。

海軍に關しても、日本艦隊の歐洲派遣は熱望せられてゐたものであつて、大正三年九月に英國から艦隊派遣を依頼され、先づ地中海に遣艦し、追つて戰局發展するに從つて他の海面にも出動せしめられ度く、軍需品は全部英國が負擔するといふ意味を申入れて來た。更に十月には英國海軍のバルチック海進入計畫への助力を希望し、又十一月にはダーダネルス海峽封鎖の爲め一箇艦隊の派遣を懇請して來たが、我國は之に對し「帝國海軍は主として外敵防禦の標準に基き組織せられて居り、遠く外征を企つるに足るべき强大なる餘力なく、又帝國艦隊主力の東洋留在は極東平和の爲め缺くべからざる保障である。」ことを述べて拒絶したのであつた。

斯くの如く我國は後に大正六年第二特務艦隊を地中海に派遣するに至るまでは、歐洲聯合國が日本の兵力を利用せんとあらゆる努力を繼續したに拘らず、その陸海軍の行動範圍を東洋に局限すべく努力したのであつた。

ロンドン宣言加入　然し我國は大正四年十月、ロンドン宣言なるものに加入し、ドイツと單獨に媾和せざることを約した。ロンドン宣言は大戰勃發後約一ケ月、卽ち一九一四年九月四日、英佛露三聯合國が締結した單獨不媾和の宣言である。日本が此のロンドン宣言に加入するに至つたのは、歐洲の戰況とも關係してゐる。卽ち一九一五年に入り、東部戰線に於てロシヤ軍は不振を示し、オーストリヤとの國境地方ガリシヤを捨てゝ退却し、ポーランドの大部分もドイツ軍に占領せらるゝに至り、ロシヤ政府部內には獨墺との媾和說さへ噂さるゝに至つてゐた。この情勢を憂ふる英佛はロシヤに政治的・軍事的援助の緊切なることを覺つたから、ロシヤに對する政治的援助の一端としてロシヤ背後の我國に軍事的援助は兎も角、せめて單獨不媾和宣言なりと加入ありたき旨勸誘し來つたのである。我國としても、この宣言への加入が新たなる義務の加重を來さずといふ諒解の下に之に加入した。これは來るべき媾和會議に於ける我國の發言權を大ならしめる爲めにも極めて必要なことであつた。事實、我國は後に「主要聯合國及び同盟國」の一として媾和會議に臨むことゝなつたのである。然しながら該ロンドン宣言への加入は飽くまで名分上及び形式上の問題であつて、我國が極力歐洲に於ける戰爭に直接關係せざる方針の聊かも搖がなかつたことは、このロンドン宣言加入に至る事情そのものが充分物語つて居り、我國と世界大戰との關係は是等の經緯が最もよく說明して居る。

青島攻略

東洋方面に於ける作戰　大正三年六月二十三日、我國の對獨宣戰布告と同時に、我艦隊は時を移さず支那沿岸警備の任に當り、膠州灣の封鎖を宣告したのであるが、青島を根據地とし、裝甲巡洋艦二隻、巡洋艦四隻、砲艦四隻から成る獨逸東洋艦隊中、その主力は既に南洋方面に出沒してゐた。我國は先づ青島を占領してドイツの太平洋に於ける根據地を奪ふに決し、神尾中將の指揮する獨立第十八師團は八月二十八日長崎を發して青島攻略の途に上つた。膠州灣附近には上陸地點として適當なる良港が乏しい事と天候に惠まれなかつた爲め、我が陸軍の上陸は困難を極めたが龍口と勞山灣とから上陸し、バーナヂストン將軍指揮下の一英國陸軍部隊をも參加せしめ忽ち五千の守備軍を包圍し、十月三十一日を期して總攻撃を開始、十一月七日ワルデック總督の開城通告を見るに至つたのである。この作戰には海軍も陸戰重砲隊を組織して直接參加したのみならず、海面よりの封鎖、砲撃等に依つて協力し、斯くして我軍は山東鐵道その他のドイツの諸施設を管理警備するに至つたのである。

我海軍の南洋作戰　一方我が海軍にとつては南洋方面に遊弋しつゝあつたドイツ東洋艦隊の主力と、彼の掠奪艦エムデンを捜索するの必要があつた。參戰後直に我が海軍は太平洋方面の航路保安及び索敵に任じたが、九月中旬には第一南遣枝隊が編成せられ、同月二十九日にはマーシャル群島のヤルート島、十月五日にはクサイ島、次でポナペ島、十一日にはトラック

島を占領し、十四日には軍艦香取がマリアナ群島政廳所在地サイパン島を占領し、夫々占領の事實を島民に布告した。更に第二南遣枝隊は西部南洋群島方面を掃蕩し、この月上旬ヤップ島、パラオ群島、アンガウル島を占領した。

是等に對應して英國艦隊もドイツ艦隊を追求する一方、南太平洋に於けるドイツ植民地占領を行つたのであつて、八月二十九日ニュージーランド遠征軍が、英佛軍艦護衛下にサモア群島ウポル島のアピア港を占領したのを始め、九月十一日、ビスマルク群島のヘルベルツヘーエ及シンプソンハーフェンを占領し、同二十四日には獨領ニュー・ギニヤのフリードリヒ・ウィルヘルムスランドを占領し、南太平洋のドイツ植民地を全部支配するに至つたのである。

太平洋作戰

是等日英海軍の行動は言ふまでもなく、單に植民地占領のみを意味するものではなく、世界大戰全局の推移に對しても少からぬ影響を與へてゐる。卽ち青島にあつたドイツ東洋艦隊の主力裝甲巡洋艦シャルンホルスト及グナイゼナウ竝に巡洋艦ニュルンベルグは、次第に東航して南米チリーのコロネル沖に於て十一月二日、次に大西洋岸に向ひ南米東岸アルゼンチンの東南フォークランド島沖に於て十二月七日、夫々英國艦隊と戰ひ、前者に於ては勝利を博したが後者に於ては衆寡敵せず、皆て青島に在つた三艦は擊沈せられたのである。事こゝに至つたのは太平洋作戰の成功と見得るであらう、而して此の全世界に於けるドイツ海上權の喪失は潛水艦戰を以て最後の切札とせねばならなかつた程、戰局に決定的影響を與へてゐるからである。ドイツのティルピッツ提督は其の回想錄に「日本が若しドイツ側に味方して起つたならば、大戰は第二年目には終局を見た筈である。」とまで誌してゐるのでも明かである。

二十一ケ條問題　如何にして我國が世界大戰交戰國の一員となつたかといふ事情に就ては既に述べた。我國の參戰は單なる日英同盟の情誼によるよりも、寧ろ根本的には、これまでの太平洋歷史の必然的流れに棹したといふの外はない。我國は宣戰後二ケ月餘にして青島を陷れ、ドイツの東洋に於ける根據地を覆滅することが出來た。而して山東半島に於けるドイツ利權を管理するに至つたのであるが、この世紀の戰爭は其の爲めに支拂はれる犧牲が多大であるのに加へて、深刻なる世界情勢は、戰爭の成果をも拔目なく確保する必要を生ぜしめるのである。故に世界大戰開始と共に、我國は其の軍事行動の報償を確保すること、支那問題の懸案を一決せんとしたのは當然であつた。殊に既に明かな如く日露戰爭後と雖も、支那の問題は微妙な國際關係上に立つてゐたのであるから、從來の國際關係の總決算とも謂ふべき世界大戰に際して我國は先づ其の對支態度を明かにすべき必要に迫られたのである。

對支二十一箇條

世界大戰に臨んで先づ第一に、我國の支那に對する立場を明白にしたものは、我國日置公使が大正四年一月十八日、中華民國大總統袁世凱に提出した所謂「二十一ケ條」の要求であつた。この二十一ケ條の對支要求は、事實希望條項として相當行過ぎた條項をも含んでゐた爲め、內外から嘗々たる非難を浴びなければならなかつたのであるが、日露戰爭以來の歷史に徵して見るならば、之も亦對支問題の必然的發展であつたといふの外はない。この二十一ケ條なるものは左の五項に分れてゐる。

第一項　山東省に關する件（四ケ條）

第一條　支那國政府は獨逸國が山東省に關し條約其の他により支那國に對して有する一切の權利利益讓與等の處分に付日本國政府が獨逸國政府と協定すべき一切の事項を承認すべし。

第二條　支那國政府は山東省內若しくは其の沿岸一帶の地又は島嶼を何等の名義を以てするに拘らず他國に讓與し又は貸與せざるべき事を約す。

第三條　支那國政府は芝罘又は龍口と膠州灣より濟南に至る鐵道とを聯絡すべき鐵道の敷設を日本に允許す等。

第二項　南滿洲及び東部內蒙古に關する件（七ヶ條）

第一條　兩締約國は旅順大連租借期限竝に南滿洲及び安奉兩鐵道各期限を何れも更に九十九ヶ年づゝ延長すべき事を約す等。

第三項　漢冶萍公司に關する件（二ヶ條）

（漢冶萍公司とは漢陽鐵廠・大冶鐵山・萍鄉炭坑を併せた支那最大の製鐵會社で、本條項は其の財政的行詰を日支合辨にて打開せんと要求せるもの）

第四項　一般沿岸島嶼不割讓に關する件（一ヶ條）

沿岸島嶼の不割讓

第五項　懸案其の他解決に關する件（七ヶ條）

第一條　中央政府に政治財政及び軍事顧問として有力なる日本人を傭聘せしむること。

第三條　必要の地方に於ける警察を日支合同とし又は此等地方に於ける支那警察官廳に多數の日本人を傭聘せしめ以て一面支那警察機關の刷新確立を圖るに資すること。

第四條　日本より一定の數量（例へば支那所要兵器の半數）以上の兵器の供給を仰ぎ又は支那に日支合辨の兵器廠を設立し日本より技師及び材料の供給を仰ぐこと。

第六條　福建省に於ける鐵道鑛山港灣の設備（造船所を含む）に關し外國資本を要する場合には先づ日本に協議すべきこと等

以上の如く多數の案件が支那政府に提出されたのであるが、この中、最も基本的にして緊急を要した問題は、第一項の山東に於ける、ドイツ權益處分の問題と、第二項の特に南滿に於ける權益の期限延長問題であつたといふべく、この南滿に關する事項は加藤高明の傳記によれば、夙に前年大正二年の一月頃より、英國に諒解を求めつゝあつた所の問題であつた。

我國の對支最後通牒

一たび、この二十一ヶ條の要求が支那政府に提出さるゝや、この日支交渉は支那の頑強なる反對に逢著し容易に進捗しなかつた。內容は支那側から直ちに英米に訴へられたことは言ふまでもない。上揭第五項は我國側が列國に祕してゐたものであるが、就中顧問の設置・警察・兵器廠等に關する條項に關しては英米支持下にある支那に徹底的に反對され、遂に大部分我國は之を削除するの已むなきに至つた。而も交渉は依然進捗せず、遂に五月我國の最後通牒交付となり漸く同月二十五日新日支條約に到達し、第五項を除く外、大體に於て目的を達したのであつた。第五項の中では上揭福建省に關する條項は、米國ベトレヘム鋼鐵會社の獲得した商船建造に關する借款に對抗し、臺灣の對岸を守る目的を持つてゐたのであるが、この地方に造船所、軍用貯炭所、海軍根據地等の軍事的施設をなすことを何れの國にも許さゞることを約せしめることが出來た。尙ほ此の條約に於て我國は、最初の要求とは別に、若干の條件下に膠州灣を支那に還附することを約したのである。

要するに大戰勃發の頃に於て我國の對支要求の必要が迫つてゐたことは、日本參戰當時支那の採つた政策によつても知られる通り、我國の對支要求が相當期間愼重に準備されてゐたことは事實である。この前年八月、我國參戰後三日なる二十六日に早くも我が駐支公使から斯かる要求提出の稟請があつたのであるが、十一月の靑島陷落まで機會

を待つた後、閣議に上つたものである。然しながら此の機會に於て、大小諸懸案が聊か無秩序に文面に上せられたかの憾は當事者の追懐によつても否めないところである。

此の日支交渉は其の內容の點に於ても、之を貫徹した方法の點に於ても、國內に於ては元老と國民との痛烈な批判を受け、國外からは米國は固より、英國からも「支那と戰はんとすることは日英同盟の規定する支那の領土保全を危ふからしむるもの」として抗議され、久しく論議されてゐる問題ではあるが、世界大戰に於ける我國の位置を最も具體的に物語る事實であつた。さればこそ此の日支交渉の解決はワシントン會議まで持越され、而かもワシントン會議以後に於て效力を有した條項は半數に過ぎなかつたのである。

世界大戰に於ける我國の地位

二、世界大戰の中期

米國の參戰　戰爭の第四年一九一七年は世界戰爭の絕頂として、戰局の推移にとつて極めて重要な年であつた。最も重要な事實は、この年四月米國が參戰して英佛側に投じたことゝ、ロシヤが三月革命によつて帝政を廢し、十一月革命によつて全く戰爭を放棄し、協商陣の一角が崩壞し去つたことゝであつた。又一般的に戰爭の持つ新經濟的部面が、痛感されたのも恐らく此の年であつたであらう。太平洋に關しても當然この年の重要性は强調されなければならないのである。

米國の參戰はそれ自身世界大戰の決定的段階を示すと共に、太平洋問題に對しても直接間接に極めて重要な關係を有してゐるので、先づ此の問題を考察しなければならない。米國が何故に大戰に參加したかといふことは、現在米國政界の重要な議題である中立法を繞る議論と密接な關係がある爲め、今なほ色々の考へ方がある。米國參戰の形式的理由は言ふまでもなくドイツ潛水艦の無制限擊沈の壓明に對して人道上戰ふ事であつたから、一應潛水艦戰の意義を考慮しなければならない。

ドイツの潛水艦戰

世界大戰が啻に地域的にのみならず、戰爭そのものゝ性質に於て極めて廣汎な部面を持ち、所謂經濟戰といふ形をとつたのは言ふ迄もないが、その爲めに制海權の維持による物資輸入は、戰爭に對する役割を決定的ならしめたのである。英國は海上からドイツへの通路を封鎖することに極力意を注ぎ、一九一五年春、前記フォークランド島沖の海戰後に於ては、北歐に封鎖された儘のドイツ艦隊の外には、海上に於けるドイツの勢力は殆んど見るべきものがなくなつたのである。而して英國は中立國を經てドイツへ輸送さるゝ貨物を搭載せりと考へらるゝ中立船舶は嚴重に之を臨檢した。然しながら此の戰爭の新らしい規模は舊來の軍需品の概念を根柢から覆へした。國際法規は常に現實に後れて進まざるを得ないから、戰時禁制品の範圍は當然擴大されなければならなかつた。一方に於て戰爭の勃發と同時に米國の生產品は歐洲で當然重視された。斯くてドイツは潛水艦を大戰當初專ら英國艦隊の奇襲に用ひたが、一九一五年二月より、英國を圍繞する海面を交戰區域と宣言し、商船破壞といふ新らしい役割を擔當することゝなつたのである。この年五月米人百餘名を乘せた英船ルシタニヤがドイツ潛水艦U二〇號に擊沈されて約千九百の乘員中三百名が溺死し、又八月英船アラビックが擊沈せられたこと等を中心に、漸く米國よりの對獨抗議が强力に繰返へされることゝなつた。ドイツとしては米國の參戰は極力回避されなければならなかつた。そこで同年八月末に至りドイツ首腦部は、海軍部內の强力なる反對を押切つて潛水艦戰を中止し、純然たる軍事的目的の爲めにのみ之を使用するこゝ

となつたのである。

然かし英國の封鎖裡に逼迫せるドイツ國内の經濟陣營は潛水艦による通商破壞戰の再開を餘儀なからしめた。一九一六年十二月ドイツは一たび和議を提議したが拒絶せらるゝに及び翌年一月無制限潛水艦戰の再開を決意し、二月一日以降英佛海岸及び地中海をも潛水艦の封鎖區域と宣言して最後の活動を示すことゝなつた。之を契機として二月六日米獨國交斷絶となり、遂に四月八日、米國はドイツに宣戰するに至つたのである。

米國の對聯合國債權

米國參戰に就て一層有力な考へ方は戰爭の深刻化に從ひ、若し英佛聯合國側が敗るれば、米國の對英佛戰債が回收し得なくなる危惧に基くといふ理由を擧げるものであり、この問題も極めて詳細に研究されてゐるのであるが、何れにせよ米國の利害が英佛側に傾く爲めに、英國制海權の果した役割は相當に大きく評價しても差支ないと信ぜられるのである。米國の大戰參加は世界大戰に際して中立を守ることの極めて困難となつた時代の到來したことを物語るものであり、西部戰線に送られたパーシング麾下の米國兵が、疲弊した戰線に清新の氣を注ぎ込んだ役割以上に、その聯合國に盡した經濟的援助は高く評價さるべきものであつた。

支那と世界大戰　米國が世界大戰に加はつた一九一七年は極東及び太平洋の事態も極めて著しい變化を示した年であつた。特にそれは支那を繞る日米關係に著しく現はれてゐる。

大戰勃發が支那に與へた最初の重大な影響は二十一ヶ條の要求に基く日支條約であり、當時支那國内は依然たる騷亂を重ねてゐたのであるが、大總統袁世凱は次第に其の地歩を固め、支那に帝政を復興して自ら帝位に卽かんとする野望に燃えてゐた。英國の支持下にある袁世凱の地位强化は我國にとつて望ましからぬものであつたので一九一五年十月から十一月にかけて我國は英・佛・露・伊を勸誘し帝政延期の勸告を發したのである。この行動が必ずしも英佛の利益に合致したものではなかつたけれども、戰爭酣なる此の時機に於て三國協商國は極東問題に就ては我國の地位を尊重せざるを得ざる立場にあつた。ひとり米國のみ、「その利權に關係なき限り、支那の政體變更に干涉せず。」と通告し來り、依然として獨自の立場を維持した。

袁世凱の帝政樹立問題

この様な時期に、聯合國はドイツを經濟的に壓迫する爲めに、支那の參戰をも問題とするに至つてゐた。この十一月、露佛二國は支那に參戰を慫慂することに決し、我國の意向を徵したのであるが、我國は之に反對を表明した。蓋し支那が參戰の上媾和會議に發言權を持つこと自身が問題であり、更に袁世凱は支那が參戰する代償として、聯合國が袁の帝政樹立を承認することを要求してゐたからである。かくして一九一五年の頃、戰爭は當然支那に波及すべく思はれたが、我國は之に反對して中立を維持せしめてゐた。然かし翌一九一六年、袁世凱が完全に失脚して大總統黎元洪の下に總理段祺瑞が實權を握るに至り、少くとも支那政府は漸く我國に接近する傾向を示し始めた。

一九一五年に於て我國は支那の戰爭參加に對し徹底的に反對してゐる。然かし實際支那の參戰した一九一七年に於ては事情は聊か異つてゐた。この八月支那がドイツに宣戰するに至つたことは、二月初、米國が對獨國交斷絶を決行した時に支那に對しても同様の處置に出るやう慫慂した爲であると考へられてゐるが事實は反對である。この時米國が支那に發した勸告は他の中立國に送られたものと同一趣旨のもので、左程重視さるべき性質のものではなかつた。支那の參戰に就ては次に述べる様に、我國の態度の方が決定的な影響を與へてゐるのである。

此の當時の混亂せる支那の内情は當然政治的にも極めて複雜な動向を辿るのであるが、主として南方に於ては漸く

列強の羈絆の弛んだ機會に自主的産業發展の爲めに中立策を標榜する一方、北方軍閥の基礎を置く中央政府は數年來の財政的危機を參戰の代償としての借款によつて切拔けようとするのである。さればこの年二月、米國が大なる考慮もなく中立國に對獨斷交を勸告した機會に北京政府は著しく參戰論に傾き出したのである。こゝで從來の支那參戰問題を想起するならば、支那の參戰に最も意義を認めてゐたものは歐洲聯合國に對し、團匪賠償金支拂延期、關稅引上、その他財政的援助を參戰の條件として交涉を開始した。而して曾て支那參戰の反對者であつた我國は、この時は支那の參戰を支持する立場に立つてゐた。而して支那にドイツとの斷交を勸告した筈の米國政府は極力參戰せんとする支那を抑止したのである。これは如何なる事情に基くものであらうか。

米國の支那參戰抑止

支那の參戰　支那と太平洋とを繞り日露戰爭後に最も顯著となつた日本對米國との對抗狀態は、大戰勃發後と雖も尙ほ繼續してゐる。否寧ろ却つて一層重大化してゐた。歐洲列強は到底太平洋と極東との事態に多くの關心を示す遑がないからである。而も日米兩國の地位は斯くして歐洲列強の太平洋方面に於ける政策の消極化によつて、相對的に上昇したのみでなく、歐洲諸國の交戰によつて、國內產業と海運業との驚くべき發展を示し、對外貿易の伸張と共に著しく其の國力を增進したのであつた。既に述べた樣に日露戰爭後の支那に關し日米兩國の競爭的地位は華々しいものであつたが、それは此の二國が新來者であつた爲めにこそ著しい積極性を示したのであつて、經濟的には舊來の英佛の潛勢力を拔いたとは言へなかつたのである。大戰勃發後數年を閱して漸く日米兩國は支那に臨む決定的な二つの勢力となつて來たのである。

こゝに於て支那參戰の意義も變つて來た。言ふまでもなく英佛露三國は、依然としてたゞドイツを經濟的に壓迫する爲めに支那政府に於けるドイツ人職員の罷免、ドイツ・アジヤ銀行の閉鎖、ドイツ船舶の徵發利用等を目的としてゐる。之に對して支那自身は參戰の名目の下に財政的危機の切拔けを策してゐる。然るに著しく實力を高めた日米兩國にとつては新たに進出せんとする機運が熟してゐたのである。殊に此の年六月、曩の一九一二年六月の六國借款團契約が滿期となることは、法理的にも、その後には日米間の自由競爭が展開されることを意味するのであつた。されば世界戰爭の絕頂を意味する一九一七年は、極東に於ける日米關係に就てもたゞならぬ重要な時期であつた。是に於て米國は、歐洲と太平洋との二つの重大部面に直面することゝなつた。

米國と支那參戰との關係

曩に述べた米國の支那に對する對獨斷交勸告の經緯中には、米國公使は極力支那の參戰を實現すべく努力し、支那に對する財政的援助さへも約したのであるが、他方本國政府は之を警め、支那參戰問題から手を引くと同時に、その極東政策は著しく消極化したのである。蓋し米國は大戰に參加する以上、その勢力をドイツ打倒に集中せざるを得ず、その資本の關心は第一に聯合國への戰債に向けられ、その工業は聯合國への武器供給に忙殺されねばならなかつたからである。

一方聯合國側は我國の同意を得て支那の參戰を促進せんとしたのであつたが、聯合國の支那に對する期待と、支那の聯合國に對する要求との間には大きな開きがある。事實、戰爭酣なる時に於て支那の爲めに財政的援助をなす遑は到底歐洲聯合國にはなかつたのである。かくて參戰問題は聯合國にとつて極めて關心の尠ない問題となつた。

加之、支那國內は紛亂を極め段祺瑞政府が參戰の名に於て財政的根據を得んとするを見透した反對派は、極力參戰に反對し、一時は段祺瑞が失脚し淸の宣統帝の復辟が實現するといふ狀態さへも生れたのである。

併しながら、事實上支那を指導し得る勢力として我國が殘つてゐた。我國の指導下に支那が參戰するといふ事は、極東に於ける我國の地位を著しく高めるものであつたので、米國は極力之を阻止せんとしたのではあるが、八月十四日總理に復歸せる段祺瑞の對獨宣戰が決行された。而して此の年一月以來、西原借款の名を以て知られる寺內內閣の對支借款は參戰借款を含めて、總額二億に達したのである。大戰勃發の年に於ては我國の對支借款は總てを合して漸く一億に達する程度であつた。かくの如くして戰爭勃發當時、支那の大戰參加に極力反對してゐた我國が大正六年率先して支那の參戰を支持するに至つた事情は、我國の實力が對支發展上に新たな國際的地位を獲得せることが根本的條件なりと考へ得られるのである。

石井ランシング協定　一九一七年米國の參戰による事態の變化を形式化したものが所謂石井・ランシング協定であつた。十一月二日に成立したこの協定は「支那に關する日米交換公文」と呼ばるべきものであつて其の內容の最も特色ある部分は

協定の特色

「日米兩國政府は、領土相近接せる國家の間には特殊の關係を生ずる事を承認す。從つて米國政府は日本が支那に於て特殊の利益を有する事を承認す、日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす。」

であつて、他の部分は支那の領土及び主權の尊重と門戶解放・機會均等の原則が強調されてゐるのである。

この協定は石井菊次郎と米國國務長官ランシングとの間に交換された文書であることは言ふまでもないが、石井子は、この年の劃期的出來事とも言ふべき、聯合國からの特派使節が、米國の參戰に對し打合せと感謝のため米國に派遣された機會に渡米したものであつた。而して玆に注目すべきことは此の日米間の協定は、米國の駐支公使を始め出先當局には何等諮るところなく斷行されてゐたことである。

山東及び南洋に關する我國と聯合國との諒解

石井・ランシング協定の內容に就ては色々と解釋の仕方がある。當事者ランシングの如きは米國に有利な協定であると辯護してゐるが、大體に於て米國極東政策の著しい消極化を意味することは蔽ふことが出來ないと思はれる。而して此の年の支那參戰問題を繞ぐる米國の政策と照合して特に其の感深く、米國の世界大戰參加に伴ふ極東政策の一歩後退と理解するの外なしと思はれる。米國の參戰に關する特派使節たる石井の收獲が極東に關する石井・ランシング協定であつた理由はかくして合理的に首肯出來るのである。

大戰中期に於ける日本と聯合國との關係　大正六年に我國は大戰前半に示した政策を發展變化せしめ、進んで支那の參戰を支持する立場にあつたのであるが、以夷制夷を常套とする支那が媾和會議に發言し得るといふことは我國の依然として考慮し置くべき問題であり、又この支那を參戰せしめたことの可否は現在に於ても論ぜられてゐる。併しながら斯かる危惧を超越して、我國が支那の參戰を支持した所以は既に述べた樣に、我國が之を機會に支那に於ける地位を高め得るの實力を備へるに至つてゐたといふ根本的理由の外に、丁度この年の初、我國は英佛露三國から支那及び太平洋に關する我國當然の要求が支持せられるといふ保證を得てゐたことが與つて力があるのである。

英國側の史料によれば一九一七年一月二十七日、山東に於けるドイツの利權と赤道以北の獨領太平洋諸島とは日本に移讓せらるべきことが日英間に諒解されてゐたのであつた。更に二月十六日には英國は之に對して赤道以南の獨領太平洋諸島を領有すべき事の諒解も成立してゐたのである。三月一日には露佛兩國も日本が支那の參戰に同意するといふ條件の下に日本の前記希望を支持する旨確認したのであつた。かくして太平洋に於ける日本の地位は確認された

のである。

我國の國際的地位が重要となつて來たのは、以上の樣に大戰勃發以來の著しい國力進展と、丁度その際に米國が太平洋に於て一時的後退を餘儀なくされた事情によるのであるが、更に同年、戰爭の事情は聯合國をして特に我國の戰鬪力に援助を仰がざるを得ないところまで切迫して來たのである。而して我國から第二特務艦隊が地中海に派遣されたのである。

我が第二特務艦隊の地中海派遣

英國による海上封鎖の爲めにドイツの蒙れる打擊の深刻さによつて、一時中止されてゐたドイツの潛水艦作戰は俄かにこの年から活潑となり、無制限潛水艦戰が開始さるゝに至り遂に米國をも參戰せしめたのであるが、この潛水艦戰の爲めに聯合國船舶は再び大なる脅威に暴されねばならなかつた。特に英佛軍はギリシヤ、トルコ、メソポタミヤ方面にまで對トルコ戰線を受持ち、又印度兵やアフリカのモロッコの軍隊をも動員するのであるから、地中海上の軍隊輸送も夥しき量に上るのであつた。聯合國は潛水艦に對抗すべき商船護送用の驅逐艦に不足した。數に於て不足した外に、新たに驅逐艦の航續力も問題となつた。卽ち商船輸送の地域は地中海であるが、驅逐艦に護送せらるゝ輸送船隊は潛水艦の目標となるのを避ける爲に、大小無數のヂグザグ航路を航行し、且つ途中寄港地に於ける出入港は最も危險である爲め出來得る限り寄港を避けるからである。こゝに太平洋の爲めに準備された驅逐艦が尊重されねばならぬ理由があつたと言はれてゐる。

我が第二特務艦隊は司令官佐藤少將の麾下に巡洋艦明石（後に出雲）と二隊の驅逐隊（後に三隊）を以てこの年二月七日に編成され、四月地中海のモルタ島に到著し、以後同島を根據地として休戰に至るまで一年有半聯合國の船舶護送に從事した。護送回數約三百回、被護送商船數六百數十隻に上つたといふ。

この我國第二特務艦隊の地中海派遣に就ては、後に媾和會議の四頭會議に於て英國首相ロイド・ジョージが「日本に山東と赤道以北の南洋とを保證したのは、當時日本の驅逐艦の援助が絶對に必要であると痛感された爲めである。」と說明してゐる點から見れば、歐米に於ては山東及び南洋に對する保證と交換的になされたものと理解されてゐる。この樣な直接的關係があつたかどうかは遽かに斷言出來ないけれども、この我が海軍の聯合國への忘私的貢獻が、我國の地位を認めしむることゝ、從つて媾和會議に於ける我國の發言を有力ならしむる爲めに、役立つたであらうことは事實である。

三、世界大戰の末期

媾和條約の基礎　一九一八年は既に平和曙光の兆した年である。前年に於て米國が參戰したことに劣らぬ影響を聯合國に與へてゐるものは革命によるロシヤ帝國の崩壞であつた。この專制國が如何に永い間、民衆からの反抗の爲めに危機に瀕してゐたかといふことは、既に日露戰爭當時の狀態によつても察知出來るのであるが、ロシヤの帝政は外國の援助と引續く强壓政治によつて辛うじて世界大戰まで國內の不安を抑へて來た。このロシヤに於て一九一七年三月ニコライ二世の退位を以てロマノフ朝が終焉を告げ、之に續くケレンスキーの假政府は、未だ戰爭を繼續してゐたが、十一月レーニンによつて代表されるボリシェヴィキーの政權獲得によつてソヴェート政府が樹立せられ、十二月にはドイツとの休戰條約が成立したのである。言ふまでもなく此の新ソヴェート政府は他の列强とは異つた原理の上

ロシヤ革命

に立つものであり、戰爭に對して本質的に異つた見解を採るものであるから、ロシヤ革命は、單に聯合國の一角が崩れたといふ以上の意味がある。卽ち新政權は世界强國に依る戰爭の侵略性を徹底的に排擊するものであるからソヴェート代表ヨッフェが獨・墺・土・勃四國と休戰條約交涉に入るに臨み、無併合、無償金及び民族自決を趣旨とする平和の原則を提唱した。而して新ソヴェート政權は聯合國に對して此の原則の下に媾和に入らんことを勸告し、一九一八年一月四日までに回答を求めたのであつた。

ロイド・ジョージの戰爭目的

聯合國がこのソヴェート政府の提議に回答を與へなかつたことは當然であるが、既に四年に亙んとする戰爭に疲弊せる社會を抱へて、この提議を全く默殺し去ることは不可能であつた。ロシヤが革命によつて戰爭を放棄したといふことは、それ自體、交戰國の政府に對して脅威的意味を持つた。是に於て英國政府も何等かの意思表示の必要に迫られ、英國首相ロイド・ジョージは愼重に勞働黨の代表者と熱議を遂げ、自治植民地の主要代表者とも協議を重ねた後、一九一八年一月五日、議會の演說に於て、國民竝に全體として帝國の所信を語るものなり。」と冒頭して「戰爭の目的」なるものを發表したのである。卽ち「吾々は決してドイツ國民の分裂又はドイツ國家の崩壞を目的とするものに非ず云々」と述べ以下、全世界に亙る事項に就て具體的處理案を陳述したのであるが、歐洲及び植民地の領土處分に關しては「被支配者の同意に依る支配」といふ原則を基礎とすべきことを强調してゐるのであつた。而して戰費への償金ではなく、戰爭の破壞による損害の賠償は必要であると述べ、最後に「或る國際組織の建設に依り、軍備の負擔を制限し戰爭の可能性を減縮せんことを期せざるべからず。」と、後の國際聯盟の組織を暗示したのであつた。

ウイルソンの十四箇條

次で八日、米國大統領ウイルソンは、議會に示せる大統領の敎書に於て、平和に關する所謂「十四ケ條の綱領」を發表した。そこに提唱された重要な原則は「祕密外交の排斥」、「海洋の自由」、「貿易條件の平等」、「軍備縮少への保障」、「植民地に關する要求は、關係政府の正當なる要求と同じく人民の利益を考慮に入れ、主權の問題を決定する事」等であり、最後に「等しく大小國家に政治的獨立及び領土保全の相互保障を與ふる目的の爲め、特別協約の下に一般的國際聯合を組織する事」を唱道した。

この二つの戰爭目的に關する意見の發表、殊にウイルソンのそれは、ヴェルサイユ媾和條約の原則とされたことに於て重要性を持つのである。この年三月ブレスト・リトフスクに於ける露獨媾和が成立して後、ドイツ軍は西部戰線へ最後の大攻勢を試みて成功せず、戰爭も終結に近づいたのであるが、十一月休戰に入るに臨んでは、このウイルソンの「十四箇條」を戰後處理の基礎として交涉が進められたのである。

媾和會議と太平洋　世界戰爭は大正七年（一九一八年）十一月十一日を以て休戰に入り、山東問題も南洋諸島の處分も巴里媾和會議に於て議せらるゝことゝなつた。我國が山東及び赤道以北に於て舊ドイツの領有してゐた所のものを繼承せんとしてゐたことは當然であり、聯合國も亦之に承認を與へてゐたことは前述の通りである。

併し、世界大戰の經過の裡に、世界の情勢は交戰各國すら夢想だもしなかつた程の變化を經驗してゐる。元來各交戰國は莫大なる犧牲の下に戰爭に從事しなければならなかつたのであるから、戰爭中に於て戰爭の成果を確實ならしめる爲めに、又聯合國陣營結束の爲めに大小數多の領土處分に關する聯合國の祕密條約は成立してゐたのである。是等の中心となつてゐたのは勿論英國であり、戰爭を有利に展開し協力者の逸脫を防止する爲めには、英國は交戰列强

は固より、印度人、アラビヤ人、ユダヤ人にまで種々の保證を與へ、其等の約束は相互に矛盾することさへもあつた程である。英國が媾和會議を指導するであらうことは豫想され、英國自身も當然之を期待してゐたであらう。然かし戰爭が時日を重ね、愈々深刻化するに從つて、その期待は次第に外れて行つた。卽ち戰爭が終了して見ると、先づ第一に疲弊した歐洲に對して米國の勢力が極めて重要さを增し、ウイルソンが最高審判者の地位に立つに至つてゐた。又ロシヤに革命の起つたことは、戰爭中の諸密約に於ける帝政ロシヤの分配に新討議を要すると共に、革命によつて代表される諸思想傾向は、さなきだに權力を增大し、疲弊した社會と酷使された植民地や弱小民族に對する政治的考慮の上からも、媾和會議に人道主義的形態を與へなければならぬ狀態を釀し出してゐた。ウイルソンの「十四箇條」は先づその冒頭に祕密外交を排斥してゐるのであるから、山東及び南洋に關する問題も新基礎の上に、一應討議し直されねばならなかつた。

媾和會議の開催

媾和會議は正式には一九一九年一月十八日に開會された。聯合各國より派遣された全權は七十名に上り、日英米佛伊の五大國は各五名宛を割當てられ、我國は西園寺公望・牧野伸顯及び珍田・松井・伊集院三大使を送つたのであるが、英帝國內のカナダ・濠洲及び南阿の三自治領竝に印度が二名宛、ニュージーランドが一名を割當てられ、英帝國としては十四名の代表を擁してゐたことは特に注目すべきことであつた。

媾和會議は「民族自決」「無併合無償金」の原則を揭げて出發し、「戰爭に訴へざる義務を受諾し」、「國際協力」に依つて國際平和の維持を圖るを以て目的とする所の國際聯盟規約を平和條約の第一編とした。然しウイルソンの理想論も、一々の具體的問題の處理に於ては、次第に英國のロイド・ジョージやフランスのクレマンソー等の强硬に主張する現實論に妥協せざるを得なくなつて來た。「無併合」と稱しても既に「十四箇條」の網領自身に於て、フランスが舊ドイツからアルサス、ロレーンを併合することは、一八七一年普佛戰爭後にプロシヤがフランスに加へた非違を是正する「併合解除」の名目で許容されてゐるのであり、「無償金」の原則もロイド・ジョージの主張の通り、戰費の償金にあらず、損害の賠償なりとして一九二一年、一三二〇億金貨マルクと年々の輸出額の二割六分といふ所謂「天文學的數字」の賠償金をドイツに課し、戰後に於ける賠償問題の繁雜化の因を作つてゐるのである。

南洋問題

斯かる事情であつたから、我國に直接關係のある議事の中、南洋問題は比較的簡單に結著した。ウイルソンは初めは併合に反對したが、日英、殊に濠洲首相ヒューズは頑强に南太平洋諸島の併合を主張し、結局國際聯盟による委任統治といふ英國の折衷案が採用され、日英兩國の主張は實質的に認められた。特に太平洋諸島に行はれる委任統治の形式はC式といはれるものであつて、獨立の統治を構成せず、受任國の領土の一部の如く統治されるものである。たゞウイルソンは米國よりの海底電線の中繼地ヤップ島を日本の委任統治下に置くことを口頭で保留し、我國は之を承認せず、この點では問題が殘されてゐた。

我國提案の人種平等案

紛糾した山東の問題は後に讓り、媾和會議中の國際聯盟委員會に於て我國の提案した議案に人種平等案といふものがあつた事を附記しなければならない。これは牧野全權によつて提案されたもので、國際聯盟規約中に、各國が外國人を人種又は國籍の故に、法律上にも事實上にも何等差別を設けず、正當且つ平等なる待遇を與ふることを規定しようとしたものであつた。我國によつて特に此の提案がなされたのは直接には移民問題に關するものと考へられるものであるが、戰爭はあらゆる意味に於て、歐洲少數民族・印度人・支那人以下の被壓迫民族の自覺を高めたことは明白

であつたから、當時の一般的風潮と理想主義的媾和會議の原則とに乘じ注目すべき提案であつた。而して實際、委員會に於ては十七票中十一票の贊成を得たのであるが、議長ウイルソンは滿場一致ならざるが故に採擇せずと宣言したのである。此の日本の提案に對する反對論は米國・濠洲・カナダ等による東洋移民の排斥と、大英帝國の自覺せる植民地民族に對する統治策との考慮に發してゐることは明白であつた。かくて媾和會議の妥協的傾向と英帝國領內の代表者の數とは、斯くの如く太平洋問題に關して或は我國に有利に或は我國に不利に影響してゐたのである。

膠濟鐵道賣金前渡

媾和會議に於ける山東問題　南洋領有の問題は一應の落著を見たのであるが、事柄が山東に及ぶや事態は極めて複雜であつた。之には米國及び支那の參戰したことゝ、日本の有力な提携者であつたロシヤ帝國の崩壞したことが夫々直接の影響を與へてゐる。

既に我國は英佛聯合國からは山東の利權に對する保證を得て居り、支那に對しても亦一九一五年日支條約を締結し之に基いて更に支那參戰後一年を經過せる大正七年九月二十四日の日支協定に於て、ドイツの有する權利一切を讓受けて之を支那に返還し、その中二、三の經濟的利權を日本が取得するといふ大綱方針を決定して居り、既に膠濟鐵道建設の爲め二千萬圓の前渡金を支那に提供してゐたのであつた。然し米國は終始一貫、他の聯合國がそれを認めてゐるにも拘らず、日本が山東に於けるドイツ權益を引繼ぐことを認めてゐなかつたのである。米國が支那一般に關して我國と對立的立場にあることはいふまでもないが、山東の權益には特に具體的利害關係も發生してゐたのである。即ち曩に米國の參戰前米國資本が其の權利を得た淮河の浚渫と大運河の改修とは江蘇・山東兩省に跨り、山東に權利を有するドイツの諒解を必要としたのであるが、日本の山東に於ける地位を承認すれば日本の諒解を得なければならないから、米國は此の事業を遂行する爲めには、日本を無視して、戰爭中到底極東を顧みる遑なきドイツの承認を得る方が容易であつたし、事實かくの如き手續で該又は此等事業を進捗せしめたのである。この米國の主張は媾和會議の際にも當然持續された。

山東問題と南洋問題

山東問題の討議が開始せられんとするや、先づ英國全權バルフォアは此の問題は複雜であるとの理由の下に南洋諸島の問題と分離して討議すべきことを提議した。卽ち英國は、この問題に就ては本質的には我國要求の支持者でないことを早くも表明してゐるのである。我國全權は之に對して同一戰爭の成果として二者を分離し難く、一括陳述せんとの希望を述べ、結局陳述は兩者一括し、討議は分離せらるゝこととなつたのである。牧野全權は戰爭に對する日本の寄與と、その犧牲とに鑑み我が要求の公正妥當なることを主張した。然るに支那全權顧維鈞は支那の參戰によつて事情が變更され、ドイツとの條約は一切無效に歸したりと主張し、又二十一箇條の要求に基く日支條約は日本の威嚇に基くものであり、暫定的取極に過ぎぬとて宣傳これ努めたのである。我國側は之に對して法理と前記大正七年九月の協約の存在とを以て反駁した。

斯くて問題は米國の反對と支那の宣傳と且つ之に基く聯合國の猜疑との中に荏苒日を重ねたのであるが、我國全權は其の主張が容れられなければ媾和條約に調印せざる意向を明かにした。この形勢の中に英國全權バルフォアの見出した解決案は一方に於て支那の主張を犧牲に供し、一方に於て日本の態度が疑はれてゐるに乘じて、山東問題に關する日本の政策を明白に言明せしめて制肘することであつた。やがて問題は兎も角日本に有利に展開し、遂にウイルソンも讓歩したのであつた。但し我國は四月三十日の會議に於て、山東問題に對する我方針を左の通り一般に聲明する

ことを承諾した。

「日本の政策は山東半島を其の完全なる主權の儘、支那に還附するに在り。日本の保持せんとする所は單に獨逸國に許與せられたる經濟上の特權、竝に普通の條件の下に靑島に居留地を設定する權利に過ぎず。而して鐵道は日支合辨とし、鐵道所有者に於て單に交通の安全を保障する爲め、特殊の警察を設く。但し其の他の目的に使用せらるゝことなし。又警察隊は支那人を以て組織すべく、日本人敎官は鐵道重役の選擇に依り、支那國政府之を任命すべし。」と。

支那全權の調印拒否

山東問題が米支兩國の反對を蒙りながら、一應かくの如き歸結を得たのは蓋し當時イタリー代表がフィウメ問題に關し議合はず、本國に引揚げし爲め、會議全體の前途が危ぶまれてゐたこと、一つにはロシヤ革命後のシベリヤに對する考慮から日本の地位を尊重せざるを得なかつたこと、の爲めであつた。而も此の措置は支那代表の不滿を買ひ支那全權は媾和條約への調印を拒否した。加之、このヴェルサイユ媾和條約は、ウイルソンの期待に反し米國議會によつて全體的に批准されなかつたもので、山東問題は媾和會議の議場に於てこそ成功であつたが、最も重要なるべき米國と支那との調印がなく、そのまゝ次の機會、卽ち一九二二年のワシントン會議へ持越さるゝことゝなつたのである。

シベリヤ出兵問題　大正六年に於けるロシヤ革命は極東にも亦影響するところ多大であつた。

抑も帝政ロシヤは、日露戰爭後わが國と最も緊密に提携してゐた國であつたが、戰爭の繼續は一層その提携の密接なることを要求せしめ、その結果として一九一六年七月には日露協約は四度强化せられた、ロシヤ側の事情として

シベリア出兵

は、戰爭は益々長期に亙る傾向にあり、軍需品の需要は累增するにも拘らず歐露の南と西とは同盟軍の爲めに完全に封鎖され、聯合國との交通は北洋の氷海を介し、英佛と連絡するといふ始末であつた。又假令交通上の障碍を考慮に入れずとも、聯合國は自國の軍需品の調達に忙殺されてゐたのである。ロシヤが此の新協約に期待したものは一に軍需品の補給であつた。我國側に於ても、世界大戰後の國際的地位を休戰の後に確保する爲めには、聯合國と不可分の關係を結んで置くことを得策と考へてゐたから、この條約は「支那が日露兩國に敵意を有する第三國の政治的支配に歸せざることを緊要なり」と認め、この事項に關する限り殆んど同盟に近い域にまで進んだのであつた。

既に度々述べた如く戰爭中期以後に於ける我國地位の重要性は此の日露新協約によつても裏づけられ、一九一七年頃の極東問題を有利に進展せしめたのであるが、ロシヤは勞農ソヴェートの革命によつて戰列から退いたのみならず、この新政權は帝政ロシヤの何ものをも繼承しないものであることは明瞭である。然し、帝政ロシヤの覆滅は一方に於て我國にとつて有力な共同者を失ふことを意味すると共に、他方、戰爭による經濟的社會的危機を控へた世界列强にとつて怖るべき存在である所の赤色政權が成立したことゝは、自ら我國をして國際間に重要な役割の擔當者たらしめ、その立場を强化する機會が與へられたのである。是に於て行はれたのがシベリア出兵であつて、その淵源はボリシェヴィキ政權成立當時の戰爭中より、媾和會議、ワシントン會議後まで長期に亙つた重大問題であり、又大戰後の日本の立場を特徵づける事實でもある。

シベリヤ出兵はロシヤ革命後のソヴェート政權に對する聯合軍の廣汎な干涉戰の一端として意義を持つのであるが、ウラヂオストック方面の武器糧食が獨墺軍の手に落ちることを防止すること、爰に獨墺軍を脫してロシヤ軍に投降し

たチェコ軍隊の擁護、オムスクに成立した反勞農政府の支持等を理由として企てられたものであつた。その最初の主唱者は英佛兩國であつて、我國に對する希望としては、チェリヤビンスク少くともオムスクまで出兵するといふ極めて過大な期待を有したのであるが大正七年六月六日の我が閣議は左の如き意味に於て出兵を決定したと傳へられる。

シベリア出兵の意味

一、帝國自衞の必要、ドイツ勢力東漸の危險——日本は將來國防上、政治上、將又經濟上常に之が脅威を蒙る處あり。

二、帝國の國際政局上の地位確立の必要

（イ）日・英・米連衡の必要——日英同盟と日米協商の强化

（ロ）日本がドイツに抗爭する努力を表明する必要

三、媾和會議に於ける發言權確保の必要

（イ）一般媾和問題に對する發言權

（ロ）ロシヤ處分に對する發言權

四、米國のシベリヤに於ける活動に對抗する必要上、日本は先づ現實に有力なる地歩を占むることを要す。

五、國內民心を振興する必要

六、對支政策上の考慮

（イ）ドイツ勢力の東漸は我が對支政策の根本を攪亂す、ドイツ支那攪亂の根據を除去することを要す。

（ロ）戰後支那に於ける列國の競爭に對する準備竝に日支提携を實現する必要

斯くの如く問題は、最初世界戰爭の遂行と關聯して起つたものであり、出兵に反對した米國も、我國との對抗上出兵に決し、この年八月には日・英・米・佛の軍隊が或は沿海州から或は滿洲からシベリヤへ進出した。勿論日本が壓倒的に多數の兵力を派遣した。

日支の陸軍協定

シベリヤ出兵はシベリヤ自體に於ては、所期の效果の全部を擧げることが出來ず、日本軍は最後まで駐在したが遂に一九二二年全く撤兵することゝなり、徒らに米國の疑惑を深めたのみの感があるが、北滿に於けるロシヤ利權の處分及び支那問題全般に極めて重要な關係を有する問題であり、引續きワシントン會議の議題にも上つたのであつた。支那に於ける直接の影響としては、一九一八年五月、日支間に陸軍協定が締結されて、之により支那は少くとも戰爭中は軍事上の指導及び武器の供給は之を我國に仰ぐといふことになつたと言はれてゐる。

世界大戰後の太平洋　四年半に亙る大戰が終結するや、太平洋にも新時代が廻り來つた。戰ひ疲れた社會は心から永遠の平和を希望し、又ヴェルサイユ媾和會議も一應は人道主義的形式を備へたけれども、結局は實質上現實との妥協に終始した。太平洋も再び列强爭覇の巷とならざるを得ないことは容易に豫想される所である。

而も太平洋の情勢は大戰の前後に於て著しく變化を示してゐる。先づ第一に注意されなければならないのは我國と米國との實力が驚くほど增大したことである。我國の發展は其の對支政策の進展中にも示される所であるが、世界大戰の間に日本產業は目覺しい發展を遂げたのであつて、工業生產總額は一九一四年の約十四億圓から一九一九年には六十七億圓に到達した。纖維工業の發展も著しかつたが冶金工業と機械工業とは特に增加率が著しかつた。貿易の好調も續けられ、輸入超過國であつた我國が大正四年——九年の間に總額十五億に近い出超を示した。又金保有高の如

きも大正五年末に七億圓なりしものが大正九年末には一躍二十二億圓近くを示してゐる。

米國の國力膨脹に就ても之に劣らぬ壓倒的數字が表はれたのであるが、こゝに一例を擧げるならば、戰前二十五億弗の債務國であつた此の國が戰後百五十億程度の債權國となり、而も年々この債權は破壞された歐洲の復興を控へて增加して行くのであつた。かくして日米兩國は戰後の世界に最も重要な地步を占めるに至つたのである。而して充實せる國力は必然國外に其の發展の舞臺を求めて止まないのである。米國が世界大戰參加によつて一度び消極的政策に後退せざるを得なかつた極東及び太平洋に再び進出を畫するに至つたのも亦た當然であつた。

世界大戰の太平洋に及ぼせる影響

顧みるに日露戰爭後世界大戰に至るまで日米兩國の此の方面への新進出は華々しかつたのではあるが、英佛等の舊勢力に對して支配的地位を占めるには至つて居らなかつた。蓋し日露戰爭より世界大戰の終結に至るまでは、太平洋上の問題は多少に拘らず、歐洲の逼迫せる情勢の影響の下に置かれたからである。世界大戰は一面に於て、日本と米國との强國としての絕對的地位を確立せしめて、その太平洋政策をば必ずしも歐洲の政局に依存せざるものとする機緣を作つた。又他方面に於て世界大戰は今まで太平洋に影響を與へてゐた歐洲强國の國際關係を一應淸算したのであるから、歐洲問題が太平洋に與へてゐた影響は著しく變質して來た。之を我國に就て見れば、世界大戰は我國を絕對的に有力化したると共に、從來我國の政策は歐洲の國際關係に影響されてゐたが、今や之を全部解消せしめ、我國を全く新たな出發點をなしてゐる。戰後のワシントン會議は主として此の三大海軍國の軍備縮少と太平洋防備問題とを議したる外、太平洋を繞る一切の問題が更に再檢討されるといふ形をとつた。山東問題、二十一箇條問題、石井・ランシング協定、將又も日英同盟の如き我國にとつては既に決定されてゐた問題すらも次々に俎上に上るやうになつた。かくの如き狀態に立到れる理由は、日露戰爭後の是等太平洋に關する諸結末が總て世界戰爭と其の準備期とに於ける英獨の對抗を基礎として決定されて來たことによつて說明せられ得る。然るに今や此の情勢は消滅したのであ

る。この様な一般的情勢の變化の下に於ては舊來の體制は國際的信義などとは無關係に容易に破棄され得るものである事が首肯出來る。

第八章　世界大戰後の太平洋

第一節　軍備縮少會議

一、華府會議（附、九國條約）

華府會議

世界大戰の終結と共に歐洲情勢は表面平靜を裝ひつゝ、裏面には國家意識の勃興を促がし、各國政治外交の暗躍甚だしく複雜微妙を極め、殊に軍備（就中建艦）に就ては苦心慘憺の大活躍を演ずる狀態であつた。

英國は從來の二强國標準海軍（對佛露を一九〇〇年以降對獨六割强海軍力と改む）を改めて大戰後對米、即ち世界最强海軍對等の勢力維持に努め、米國も亦三年計畫（一九一六年案 大正五年案）及び第二次三年計畫（一九一七年案 大正六年案）を樹て、英米互に東西に覇を稱へんとし、偶々我國も亦日露戰役の教訓に基き、六六艦隊より八八艦隊（大正九年決定 同十六年完成豫定）に改編せんとする途上に在り、佛・伊も亦各々海軍更新に急なる際、大正九年後半期から世界經濟界の不況に入り、列國は各々軍費の負擔に苦しむと共に、歐米列國民は大戰の慘禍を深刻に味ひ居り、軍備擴張競爭が更に大戰を誘發せんことを憂慮してゐた折柄、一九二〇（大正九）年十一月末、米國上院議員ボラーは左の所謂ボラー案を上院に提議し、世界輿論の後援と英政府の態度とを誘因として華府會議が開かれることゝなつた。

ボラー決議案

米國政府ヨリ日英兩國ニ對シ、三國間各自ノ海軍豫算ヲ今後五箇年間、現在ノ半額ニ削減スルノ諒解ニ到達スル爲メ、直ニ討議ヲ開クベシトノ勸告ヲ提出スルコトヲ大統領ニ要請ス。

因に世界大戰後の各國々債負擔を示せば、左の通りであつた。

	大戰による國債總額（單位百萬弗）	人口一人の負擔（弗）	戰前との增加割（倍）
英國	二一、四七二	八〇五	一一
米國	二六、四二八	二二五	二〇
佛國	一二、五九八	一、一五〇	七
伊國	三、〇二六	三六五	四
獨國	二三、三二九	八〇〇	四四
墺匈國	一二、〇八二	九〇〇	三八
日本	一、〇七三	一八	殆〇

軍備制限會議

試みに既往に於ける各種の軍備制限乃至縮少條約を調べて見ると次の如く多數に達して居るが、其の結果は何れも頭蛇尾に終り、永續したるものは殆んど皆無である。

（イ）ペロポネソス戰爭後の媾和條約（紀元前四〇四年 皇紀二五七年）

スパルタはアテネの軍艦を十隻に制限す。

（ロ）第一回ポエニ戰爭後の條約（紀元前二六四年 皇紀三九七年）

ローマはカタルゴの軍艦數を制限す。

（ハ）英佛海軍制限協定（一七八七年 天明七年八月三十日）

一七八七年一月一日現在の勢力に縮少す。

（ニ）軍隊縮少の露國提議（一八一六年三月）　英・佛・普・墺・露間にアレキサンダー一世より提唱したが英國の反對により成立せず。

（ホ）北米大湖に於ける海軍力の英米協定（一八一七年四月）　米國、カナダ國境水域の兩國武裝船を制限し爾後の改訂により今尙ほ有效なり。

（ヘ）軍隊縮少の佛國提議（一八七〇年）　英を介し獨に申込みしも應ぜず、同年三月自發的に常備兵十萬を九萬に減じたが、却つて普佛戰爭を誘發した爲め、セダンに於て降伏するの結果を來たした。

（ト）第一回ヘーグ平和會議（一八九九年自五月十八日至八月廿九日）　日・英・米・露・獨・佛等二十六箇國參加し、露國提案は英・獨・墺・洪・瑞典・諸威・丁抹・希臘等の反對に會ひて成立せず、佛國提案を採擇して終る。

（チ）智・亞の海軍協定（一九〇二年）　智利・亞爾然丁間國境問題紊張し、英帝の調停により五箇年制限の協定を爲し、期限後兩國關係親密となり自然消滅す。

（リ）第二回ヘーグ平和會議（一九〇七年自六月十五日明治四十年至十月十八日）　日・英・米・露・獨・佛等四十四箇國參加し、陸戰海戰法規、國際紛爭平和的處理條約改正等を行つたに止り、英國提案の軍備縮少は獨・佛の反對により成立せず。

（ヌ）第三回ヘーグ平和會議　大正三年（一九一四年）　世界大戰勃發し開催せず。

（ル）英獨海軍協定（一九〇八年明治四十一年末）　英獨四對三より三對二に讓歩したが英は二對一を主張し、更に英が八對五を主張中、世界大戰が勃發した。

當時米國內は一般財界の不況により失業者の增加を來たし、前記三年計畫の尨大經費に苦しみつゝある際とて、建艦反對の輿論は次第に高まり、ボラー案（上院）、ポーター案（下院）、其の他の決議案は提出され、終に上院（五月二十五日）下院（六月二十九日）を通過するに至つた。

米大統領招請狀を發す

（大正十）一九二一年八月十一日米國大統領ハーヂング（第廿九代大統領）は遂に日・英・佛・伊四箇國に軍縮會議に關する正式招請狀を發した。

英・佛・伊各國は大戰の創痍生々しく、且つ英國は戰後經營上、米國との親善政策により極東問題打開に當らんとし、我國も亦八八艦隊の爲め、國防費は歲出の五割に膨張せんとしてゐた際とて、各國は直に之に應じ各代表を米國に送り、會議は同年十一月十二日からコンチネンタル・メモリアル・ホールで開かれることゝなつた。（翌一九二二大正十一年二月六日閉會）同會議の議題は大要次の通りであつた。

（イ）海軍々備の制限

第一節　軍備縮少會議

（ロ）戰爭に使用する新式武器の取締（潜水艦・毒瓦斯等）

（ハ）陸上の軍備制限（太平洋防備等）

（ニ）支那に關する諸問題

（ホ）支那に對し左記諸項の適用原則

（一）領土保全　（二）行政保全　（三）門戸開放及び行政産業の機會均等　（四）租借權獨占其の他經濟的特權

（五）鐵道事業開發その他

（ヘ）委任統治問題

（ト）太平洋電信汽船交通問題

列强海軍兵力量の比率

同會議に於て米國は「現有勢力を基準として英・米・日の海軍力を五・五・三の比率とすべきこと」を主張し、英國も亦米國案を支持した。之に對し我國は「兵力量の協定は國防の安全を基礎として十・十・七の比率とすべきこと」を極力主張した。此の七割こそは海軍當局が多年默々として專門的に研究したる最低限度のものであつたが、當時の我國民は一般に國防知識に缺くる所あり加之、國際情勢に對する認識不足せる指導階級は對米戰備の愚を說く等の迂を演じ、世界國民外交史上に奇觀を呈したので、我が代表は故國よりの應援その期待に副はず、華府にあつた邦人も亦冷淡なるに反し、米國言論界は日本の主張に對し、日夜反對の氣勢を擧ぐる等のことあり、斯くて一方英米全權の反對と戰ひ、他方輿論の不利を見聞するといふ狀態なので、終に太平洋防備問題と關聯せしめて、一時彼等の主張を承認するの已むなきに立ち至つた。

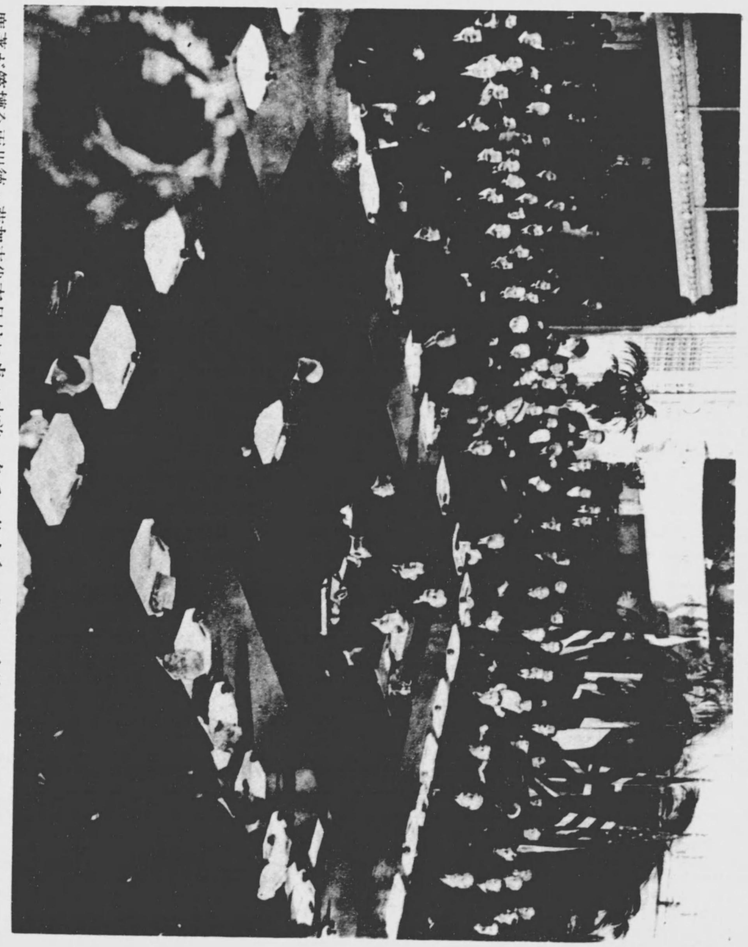

（藏所館軍海）場議會府華

席著が等權全兩川德・藤加表代本日はに卓の方前。名千二約衆會て景光の會總回一第日二十月一十年十正大

次で英・米は佛・伊に對し比率一・七五を要求したが、佛國は「大戰中聯合軍の爲めに敢て自國の造艦を中止し、只管兵器軍需品の製造に沒頭せる爲め自ら造艦に手が廻らず、現有海軍力は甚だ低下して居るから、之を基準として比率を決定することは受諾出來ない」と反對した爲に成立せず、終に各國（英米日佛伊）は、主力艦・航空母艦のみに就て原案を承認した。但し補助艦、特に潜水艦は佛國が自主的所要量を要求して讓らないので、遂に補助艦協定は成立するに至らなかつた。

本會議の結果、世界第一海軍國の英國は米國と同列となり、我國は六割海軍を以て太平洋上に於ける防備制限と補助艦の整備充實とにより、國防の安固を期する樣努力することゝなつた。

華府會議の協定（八月十七日批准書寄託）は左の通りであるが、之に附帶して九國條約（日・英・米・佛・伊・白・蘭・葡・支）、山東問題處理、更に日英同盟竝に石井ランシング協定の破棄等、我國に對する壓迫の手が次第に伸びて來た。

華府會議協定

艦種＼國別		日	英	米	弗	伊	日米比率
主力艦	合計排水量（噸）隻	三二五、〇〇〇(9)	五二五、〇〇〇(15)	五二五、〇〇〇(15)	一七五、〇〇〇（任意）	一七五、〇〇〇（任意）	〇・六〇
	各艦基準排水量（噸）	三五、〇〇〇噸以下					
	備砲	口徑十六吋（四〇六粍）以下					

航空母艦	合計排水量(噸)	一三五、〇〇〇	一三五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
	各艦基準排水量(噸)	二七、〇〇〇噸以下、但し合計排水量内にて三萬三千噸以下のもの二隻限り差支なし、又協約により廢棄する主力艦を之に轉用差支なし。			
	備砲	(1) 口徑八吋以下 (2) 口徑六吋以上の備砲ある時は五吋以上の砲數合計十門以内とす但し二萬七千噸以上の航空母艦にては八門以内 (3) 防空用及び口徑五吋以下の備砲に制限なし			
其他の補助艦	合計排水量(噸)	制限なし			
	各艦基準排水量(噸)	一〇、〇〇〇噸以下			
	備砲	口徑八吋以下			
防備制限條項		日・英・米三國は左記太平洋に於ける島嶼たる屬地及び領土の要塞に海軍根據地の現狀を維持す (日) 千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣、澎湖島 (英) 香港及び東經百十度以東の島嶼及び其の領土、カナダに近接せる島嶼及びニュージーランドを除く 但し、濠洲聯邦及び其の領土 (米) (イ) 合衆國、アラスカ及パナマ運河地帶の海岸に近接せる島嶼(アリューシャン諸島を含まず) (ロ) 布哇諸島を除く以外の諸島			
條約有効期限		一九三六年(昭和十一年)十二月三十一日迄とす 但し右期日二年前に條約廢止を通告せざる限り本條約は本條約廢止の通告をなしたる日より二箇年引續き有効とす			

九箇國條約

要するに華府會議は單なる軍備制限に止まらず、防備制限地域から布哇・新嘉坡を除き、日本から青島を還附させ、將來日本は手も足も出ない狀態に置かれたのみならず、更に華府會議最終日（二月六日）に調印された「支那に關する九國條約」は、支那の哀訴（支那全權施肇基提議十箇條）と米國全權ルートの四原則とを參酌して、支那に於ける機會均等（一八九九 明治卅二）年秋、米國々務卿ジ・ン・ヘイの宣言）と領土保全（一九〇〇 明治卅三）年七月三日ヘイ國務卿通牒）とを實施した等、支那の上下に對し英米に依存せば日本恐るゝに足らずとの觀念を刻み付け、侮日排日より抗日事件を續出せしむる狀況となつた。

二、華府會議（附、不戰條約）

補助艦建造の競爭

華府會議に於ては主力艦・航空母艦以外の補助艦（巡洋艦・驅逐艦・潛水艦等）に對しては、其の質を定めたが量を制限しなかつた爲に、自然補助艦建造の競爭を來たし、甲巡（備砲八吋、一萬噸巡洋艦）が出來始めたのも此の頃のことである。當時、日・英は著々海軍の整備に努めたるに反し、米國では大海軍論者と平和論者と對立し、議會は建艦案に協贊を與へず進行遲々として捗らざる爲め、時の大統領クーリッヂ（第三十代大統領、共和黨出身）は海軍充實及び大統領選擧に利せんとする一石二鳥をねらひ、一九二七（昭和二）年二月、日英佛伊の四箇國に補助艦制限協定を提議した。佛・伊は同問題が國際聯盟軍縮準備委員會で攻究中との理由で拒絶し、單にオブザーバーを送る事としたが、日・英は欣然之を受諾し、一九二七（昭和二）年六月二十日から瑞西國ジュネーブに於て日英米三國の補助艦制限協定會議が開かれ、各國代表より夫々提案するところあつたが、英國は多數の植民地と其の長大なる交通線とを有する關係上、小型巡洋艦多數を必要と

するに反し、米國は大洋の渡洋作戰に有利なる大型巡洋艦を必要とするので、巡洋艦問題に關して英米は互に自說を固持して讓らず、我國代表は其の間に在りて斡旋大に努めたるも、備砲八吋と六吋との差、僅に二吋の爲に英米の正面衝突となり、八月四日會議は決裂し、終に協定を見るに至らずして終りを告げた。

此の會議に於て米國は現有巡洋艦の劣勢なるを覺り、同年十二月三年計畫で一萬噸巡洋艦二十五隻（潛水艦二十五隻其他總計七十一隻）英國は（一九二五大正十四）年度の五ケ年計畫で巡洋艦十三隻總經費七億四千萬弗の大建艦計畫を樹て（實際は巡洋艦十五隻其他二億七千四百萬弗）（驅逐艦潛水艦二七、二四等）の建造に著手し、佛・伊も亦補助艦の充實に努めてゐたが、我國のみは僅に老朽艦の代艦補充に止め、軍縮の趣旨に極めて忠實であつた。

英佛海軍協定

一九二八（昭和三）年六月英佛は英佛海軍協定を發表し、大型巡洋艦・同潛水艦の制限に就き、協力を日・米・伊三國に移牒して來たが、米國は之に反對し、日・伊も亦研究を要すべき旨回答したるを以て、英・佛間にも反對說出で、終に該協定は暗默裡に葬られて仕舞つた。

不戰條約

前記壽府會議と同時に一九二七（昭和二）年六月佛外相ブリアンが米國々務卿ケロッグと兩國間に或る種の條約締結に就て交涉中、之に列國を網羅せんとするの議が起り、仍つて各國を勸誘し一九二八（昭和三）年八月二十七日佛國巴里で不戰條約（一名ブリアン・ケロッグ・パクト、正當な名稱は國策の手段としての戰爭拋棄に關する條約）會議を開くに至り、遂に日・英（カナダ、濠洲、新西蘭、南ア、フリカ、愛蘭、印度を含む）米・佛・伊・獨・白・波蘭・チェツコスラバキヤの諸國が之に調印した。

三、倫敦會議

壽府會議は米國大海軍論者に搓頭の機會を與へたが、當時の大統領フーヴァ（第三十一代大統領、共和黨出身）は緊縮政策を執り、同時に英佛妥協案、不戰條約の締結等、軍縮氣運の動きつゝあるを見て（一九二九昭和四）年五月、米國大統領は不戰條約の精神を徹底せしめるには軍備縮少の必要ありと聲明し、其の後間もなく英國にはマグドナルド內閣（勞働黨）が成立して親米を標榜し、軍縮進捗を聲明したので、いよ〳〵軍備縮少會議開催の氣運が醞釀するに至つた。

我國の三大原則

爾來英米間の豫備交涉は重ねられ、同年十月四日英首相は紐育に赴き米國大統領と隔意なき協定を遂げ、日・佛・伊に對して招請狀を發し、英國倫敦ウェスト・ミンスター・ホールに於て（一九三〇昭和五）年一月二十一日（四月廿二日終了）より、五國代表の會議が華府會議の未決事項である補助艦を主題として開かれ、英米協力して我國に對したが、我國は左の所謂三大原則を主張して正當なる要求を爲した。

一、補助艦比率は總括的に對米七割以上

二、大型巡洋艦は特に對米六割以上

三、潛水艦は自主的現有量七萬八千噸を確保、

本會議では種々折衝を重ね次の協定を見たが、英米及び佛伊の主張は衝突して協調する能はず、遂に佛・伊は兵力協定問題から手を引いた。我國と雖も此の協定には勿論不滿足であつたが、同條約は（一九三六昭和十一）年迄の暫定的のもので、爾後の海軍力は次回會議に於て改めて考慮されるのであるから、平和促進と交讓妥協の大乘的見地に立ち調印されたものなることは當時若槻全權の聲明によつて知らるゝのである。本條約は（一九三〇昭和五）年四月二十二日調印、同年十二月三十一日以後効力を發生した。

第一節　軍備縮少會議

一九三〇年ロンドン海軍條約要旨は左の通りである

艦種別	艦力			艦種別
	主力艦			
	合計排水量（噸）（英）	備砲	各艦基準排水量（噸）	
日	保有量 現存艦中 (9) (1)	華府條約に同じ		日
	一九三六年末迄代艦建造延期			
英	保有量 同上 (15)(5)			英
米	保有量 同上 (15)(3)			米
佛	一九三六年迄に代艦七萬噸を建造し得る			佛
伊				伊
日米比	〇・六〇〇			日米比

洋巡級甲		航空母艦			艦種別
各艦基準排水量	合計排水量（噸）（英）	備砲	各艦基準排水量（噸）	合計排水量（噸）	
未満なる五〇〇〇噸備砲を六吋を超ゆる一吋をの、超ゆ但一、るもの八を五〇〇噸を含む	一〇〇、〇〇〇 (12)	一萬噸又は未満の航空母艦備砲は口徑六・一吋を超ゆるを得ず	二萬七千噸以下、一萬噸未満 航空母艦も制限噸數内に含む	華府條約に同じ	日
	一〇〇、〇〇〇 (15)				英
	一〇〇、〇〇〇 (15)				米
					佛
					伊
〇・三三					日米比

艦種別	艦			艦			艦			艦			艦種別
	備砲	各艦基準排水量（噸）	合計排水量（噸）（英）	備砲	各艦基準排水量（噸）	合計排水量（噸）	備砲	各艦基準排水量（噸）	合計排水量（噸）	備砲	各艦基準排水量（噸）	合計排水量（噸）	
日	口徑五・一吋を超えざるを得ず	一、八五〇〇噸を超ゆるを得ず（一、八五〇〇噸以上は一六%以内とす）	一〇〇、〇〇〇	口徑六・一吋を超ゆるもの	一、八五〇噸を超ゆるもの但一、八五〇未満なるもの備砲を六・一吋を超ゆるもの一、を含む	一二九、一〇〇	口徑六・一吋を超えざるもの	二千噸未満（各國三隻限り一、八〇〇噸を超ゆるを得）	三〇、〇〇〇	口徑六・一吋を超ゆるもの		〇・四〇〇	日
英			一〇〇、〇〇〇			一二九、一〇〇			三〇、〇〇〇			〇・四〇〇	英
米			一〇〇、〇〇〇			一二九、一〇〇			三〇、〇〇〇			〇・四〇〇	米
佛			協定不成立			協定不成立無制限			協定不成立			一・〇〇〇	佛
伊													伊
日米比													日米比

條約有效期限	
一九三六（昭和十一）年十二月三十一日	

倫敦條約に代る新條約作成會議	一九三五（昭和十）年開催す（第二次倫敦會議となれるものを示す）			
巡洋艦以下合計	三六七、〇五〇	五四一、七〇〇	五二六、二〇〇	〇・六九七五

一般軍縮會議

倫敦條約が五ケ年間の暫定協定として締結された一方に、國際聯盟では準備委員會に於て軍縮條約案を繞り、五ケ年もかゝつて甲論乙駁妥協の出來ない際に、對獨・墺・洪平和條約中の軍備に關して獨逸の軍備恢復要求が強硬となつたので（一九三二（昭和七）年二月二日瑞西壽府に於て一般軍縮會議として日・英・米・佛・獨各國間の會議を開いた。此の會議に於ける問題には各國千差萬別の主張を爲し、英國の潜水艦全廢、米國の戰艦・潜水艦三分の一減、我國の航空母艦全廢等の提案あり、準備委員會の起案した條約案は、何の役にも立たず、獨逸は其の主張する自國軍備權の平等を認められざるを知つて、九月十四日脱退し、十一月十日には佛國から國際軍隊創設の提案があり、翌一九三二年三月十六日、英國は新軍縮案を提出したが容易に纒らず、各國も代表を交代させるなど嫌厭の狀が見えたので各國海軍を現狀の儘とし、（一九三五（昭和十）年の海軍々縮會議を待つことゝして（一九三三（昭和八）年十一月に打切ることゝなつた。

第二次倫敦會議豫備本會議

（一九三四（昭和九）年五月（華府會議條約失効二年前）に英國サイモン外相から、次回軍縮會議の豫備交渉を倫敦にて開催すべき通牒を發したので、各締盟國は之に參加して、（一九三四（昭和九）年十月二十三日から倫敦に於て豫備本會議を開き、我が全權山本五十六海軍中將は「主力艦全廢、航空母艦の全廢又は大縮減を希望し、量的制限の伴はざる質的制限は絶對に無意味であり、且つ華府協定の存續には絶對反對なる」旨を提言したが、英國は前回同樣主力艦型縮少（三萬五千噸十二吋砲）と巡洋艦七十隻保有とを主張し、米國は大主力艦現狀維持を主張した。

斯くて會議は十二月二十日一時休止となつたまゝ遂に無期休會となり、各國全權は歸國し同月二十九日には條約規定により我國は華府條約廢棄の旨を齋藤駐米大使をして米國政府に通告せしめた。

第二次倫敦會議

英國政府は米國と交渉の上、（一九三五（昭和十）年十月關係各國に對し軍縮本會議を英京に開く旨の招請狀を發し、各國は又々全權をロンドンに派遣した。會議は十二月九日から開かれ、各國は各々左の如き自論を主張した。

日本　過去の軍縮條約を清算して各國保有量の共通最大限を定め、各々不脅威不侵略の事態を確立する

英國　華府・倫敦兩條約に適度の修正を行ひ、之が存續希望

米國　兩條約維持、竝に現有勢力二割縮減

佛國　量的制限不同意、及び艦型備砲の縮小

伊國　短期條約に改定を主張

會議は年末休暇後、即ち一九三五年一月六日再會されたが、我國の主張は先決問題なるに拘らず、英國の「建艦通報宣言」を先決せんとした爲め、終に我國は（一九三六（昭和十一）年一月十六日本會議より脱退し、爾後會議は續行せられ、遂に英・米・佛三國の間に新倫敦條約が締結され、三月二十五日これに調印した。本條約の要點は次の通りで、軍備縮少に關しては何等の權威ありとは認められない。（伊國は全面的に條約を保留した）

一、主力艦・航空母艦其の他艦船の定義を定む

二、艦船の排水量・備砲等の最大限を定む

三、建艦を相互に通報する
四、安全保障の事項
五、有效期限は一九四二（昭和十七）年十二月末日

我國に對する華府及び倫敦條約の制肘は一九三六（昭和十一）年十二月末日限り無效となり、爾後無條約時代に入り、我國は自主的軍備に邁進し得ることゝなつたのである。

以上列強の軍備縮少會議は常に英米の主唱なるに拘らず、彼等の優越觀念が禍を爲し、軍縮協定難を繰り返へして居る。右の外最近の軍縮會議又は協定は次の如きものにして、その成立せるは極めて稀である。

最近の軍縮協定

（イ）**モスクワ會議**（一九二二（大正十一）年）
蘇聯提唱の下に波蘭、リスアニア、エストニア、ラトヴィア、芬蘭諸國が參會したが、國際情勢に適應せず失敗した。

（ロ）**中米諸國の軍備制限條約**（一九二三（大正十二）年）
ハーディング米大統領の提唱で、グァテマラ、サルヴァドル、ホンジュラス、ニカラグァ、コスタリカ諸國間に軍縮協定を締結した。

（ハ）**サンチヤゴ汎米會議**（一九二三（大正十二）年）
サンチヤゴに開催の第五回汎米會議で智利の提議により軍縮を商議したが、海軍制限はアルゼンチン、ブラジルの主張が衝突して成立せず、陸軍制限も不眞面目で具體的協定に達しなかつた。

（ニ）**英佛海軍協定**（一九二八（昭和三）年）
昭和三年七月末に英佛間の秘密協定を日・米・伊三國に通知して來たが、米國の反對で立消えとなつた。

（ホ）**英・佛・伊海軍協定**（一九三一（昭和六）年三月一日）
倫敦會議後英・佛・伊間に建艦協定會議を開いたが、代艦問題にて佛伊の協調折合はず協定は成立せず。

（ヘ）**ローマ會議**（一九三二（昭和七）年）
壽府一般軍縮會議準備委員會に於て、華府條約原則を非締約國に擴充するの目的を以て條約案を審議したが、亞爾然丁・伯剌西爾・智利・丁抹・希臘・和蘭・諾威・西班牙・瑞典・蘇聯邦等の參加國中伯剌西爾・西班牙・蘇聯邦・希臘等の要求が過大なる爲め會議は遂に決裂した。

（ト）**英獨海軍協定**（一九三五（昭和十）年六月）
英・獨一〇對三・五（華府條約に於ける佛・伊の比率に同じ）を以て協定は成立したが（一九三九（昭和十四）年四月ダンチヒ問題にて獨逸は之を廢棄した。

（チ）**英蘇海軍條約**（一九三七（昭和十二）年）
大體新倫敦條約に準ずるものなりしも結局これに依つて蘇聯邦海軍の整備擴充となつた。

（リ）**英波海軍條約**（一九三八（昭和十三）年八月）
之も大體新倫敦條約に準ずるものであつたが、一九三九年秋、波蘭が獨逸の爲めに蹂躙され、有名無實となつた。

〔參考〕　華府會議直前に於ける日米海軍充實新計畫案は左の如きものであつた。

（イ）米國海軍擴張三年計畫

艦種＼計畫	第一次三年計畫（一九一六年案一九一八年完成）			第二次三年計畫（一九一七年案一九一九年再提出一九二五年完成）			
	隻數	主砲	速力	隻數	主砲	速力	備考
弩級戰艦	一〇	十六吋——八（乃至一二）	二一（又は二三）	三二			
弩級巡洋艦	六	十六吋——八	三五	一六			
大型巡洋艦	一〇	六吋——一三	三五	四八			
驅逐艦	五〇	廿一吋發射管——一二	三五・	一〇八			
潛水艦	一〇〇	同　八	二〇（水中一一）	一〇八			
特務艦	一〇			七二			
砲艦							
給炭艦	一八						
計	二〇四			三八四			

（ロ）日本八八艦隊計畫（大正九年（一九二〇年）決定大正十六年（一九二七年）完成）

艦種＼隻數	主砲	速力	備考
戰艦	八		長門、陸奥、加賀、土佐、紀伊、尾張、其他二隻
巡洋戰艦	八		天城、赤城、愛宕、高雄、其他四隻

第二節　滿洲事變及び上海事變

一、事變前の支那情勢

日清戰爭に敗れた支那は、老大國の眞價を如實に暴露し、歐米列國は之に乘じ壓迫の手を延ばすに到つた。之に對して支那國內の排外思想は漸次擡頭し、終に一九〇〇年（光緒二十六）義和團匪の蜂起となり、同事變の解決と共に表面は平靜に復したるが如きも、內部に潛在する該思想は益々鞏固なものがあつた。

國民黨の對外政策

一九二四年（民國十三）一月十日公表された國民黨政綱中の對外政策の中には、

一、一切の不平等條約を平等に締結する。（領事裁判權、外人關稅管理權、國內に於ける外人政治權力等（別表第一、不平等條約一覽參照）

二、露國に特別待遇を與へる

三、外債は速に償還するが、賄選政府（總統下の北京政府）の外債には國民は其の責を負はない

等を述べてあり、自覺的革命外交の根幹は、眞劍にして根強きものがあつた。當初は、感情的、雷同的運動なりしも漸次理智的、組織的統制運動となり、孫文の三民主義、國民黨の不平等條約廢棄、帝國主義打倒等のスローガンは、多分に國家的背景を持ち、上下一貫、軍官民一致の行動となつた。

事變の遠因

民國十九年（昭和五）年十一月第四回中國全體會議の決議には、民國二十年（昭和六）年度外交方針として左記事項の實現を期して居る。

一、治外法權撤廢の速成
二、租界回收（別表第二、中華民國租界回收表參照）
三、外國軍隊撤退

更に民國二十年二月六日、外交部長王正廷は國民黨部に於て對日政策の要旨として、

本年中に治外法權撤廢、租界回收、內河航行權撤廢等は相當の成功を收め得るが、日本に對しては南滿鐵道守備兵を撤退せしめ、同地方の主權を回復すべく、要すれば軍事上の作戰計畫により軍器糧食を準備し、一戰を交ふる覺悟にて對抗せば、日本は必ず屈服する云々。

と述べ、張學良も亦「畢生の事業として日本人を驅逐せん」と豪語し、先の編遣會議にても「日本を假想敵國とすべき」決議等を爲すに到つた。

軍縮會議の影響

前述の如く排外、特に排日運動の急激に進展せる原因は、實に華府及び倫敦軍縮會議に於て我國が平和愛好の一念より、日英米の兵力量限定に讓歩して條約を成立せしめし爲め、第三國をして英米に依存せば日本恐るゝに足らずとの妄信をなさしめたのである。（別表第三參照）

一方、排日的上司の指令に動く下級官憲の行動は、更に之より甚だしきものがあり

一、外人に土地を賃貸するものは極刑に處す
二、外人との土地抵當無效を下令す
三、對日本人家屋貸借契約の解約を下令す
四、縣長に日貨排斥を通令す
五、日本人の國內旅行護照發給を停止す

等のことを行ひ、更に次の暴令を出した。

支那軍閥の暴令

一、商租權壓迫（民國四年六月二十四日大總統令を以て懲辨國賊條例發布、奉吉兩省官吏に內務部祕密訓令にて商租須知頒布、民國五年十二月奉天官憲の外人土地抵當禁止訓令、民國六年十二月奉天省議會の商租防止策、民國九年十二月瀋陽縣知事の商租防止策、民國十六年十一月奉天省長劉尙淸の商租阻止策、民國十七年一月吉林省長の鮮人土地耕作規則、民國十八年四月七日洮南公安局長の邦人に對する土地家屋賣却貸與禁止令等）
二、土地盜賣及び移民禁止（民國十九年四月五日遼寧省民政廳の國土賣買貸借禁止、同年六月五日遼寧省政府及び同六月十六日安東縣政府の日本移民防止）
日支合辦禁止（民國十九年七月十六日遼寧省農鑛廳の日支合辦事業禁止訓令）
土地小作契約家屋貸借禁止（民國十九年七月二十五日遼寧省政府の土地小作契約家屋貸借禁止訓令、同十月八日吉林省政府民政廳の對日本人家屋貸與禁止訓令、民國十九年七月二十二日本溪縣長の對日人家屋貸與取締訓令）
國土盜賣防止（民國十九年八月三日遼寧省政府主席の國土盜賣禁止訓令、同二月中旬政府中央黨部の滿鐵回收宣傳）
三、日貨排斥（民國十九年五月卅一日國民政府の日貨排斥通牒、同六月卅日商工總會の日貨購入禁止、同八月十六日遼寧省國民外交協會の日貨排斥竝に國貨提唱運動、同八月十九日同省教育廳及び同十月三日同省政府の日貨排

斥通令

四、日本人內地旅行者取締（及び護照發給拒絶、）

五、日本文化事業妨害（民國十九年七月十九日國民政府の日本側文化機關警戒通令、同八月下旬吉林政府教育廳の支那人子弟に日本教育廢止訓令、同八月廿八日省政府の教育回收令、同九月上旬國民政府の對支文化事業排斥通令）

六、排日教育（學校、軍隊、黨部機關等に於て）

右の結果、昭和二年乃至五年の支那に於ける排日侮日不法行爲の主なるものゝみにても、實に次の如く多きに達してゐる（別表第三、重要事件參照）

不法行爲

一、權益侵害	二〇件	七、不當課稅	六件
二、陸軍々人軍隊に攻撃其他	一八件	八、不法抑留及び沒收	三三件
三、艦船に攻撃	一一件	九、立退及び事業中止要求	一〇件
四、邦船不法臨檢	六件	一〇、暴行傷害	三一件
五、營業妨害	一五件	一一、在滿鮮人壓迫	九件
六、邦貨搬入阻止	六件		

而して我國が過去日清・日露の二大戰役に、同胞の尊き血を以て獲得せる滿洲に於ける既得權益の主なるものは、左の如きものであつた。

一、日露ポーツマス條約（明治卅八年九月五日締結）

二、日清滿洲善後條約及び附屬協定

三、同　秘密議定書（明治卅八年十二月二十日調印）

四、滿洲五案件に關する日清協約（明治四十二年九月四日調印）

五、間島に關する日清協約（同　右）

六、二十一箇條日支條約（大正四年五月二十五日締結）

七、鐵道利權に關する取極等

然るに之を無視して旅順・大連・滿鐵の回收運動、我が鐵道權・商租權・鐵道竝行線敷設、林業・鑛業・商業・鮮人の壓迫、關稅・營業稅の不當等）の侵害、軍隊官憲に對する暴行侮辱、排日宣傳等となり、漸次壓力を加へ來り、終に次の三事件に擴大して、排日侮日は遂に抗日となり、本事變發生の直接原因となるに到つた。

事變の近因

一、萬寶山事件

長春市街北方六里に在る萬寶山に於て、朝鮮農夫四百餘名が、三百六十町歩の借入土地に對し水田工事に從事中、昭和六年五月廿四日支那側地主及び長春公安局武裝巡警隊の不當壓迫により、一部は襲撃逮捕せられ他は退去を命ぜられた。

二、中村大尉虐殺事件

陸軍步兵大尉中村震太郎（後少佐）井杉騎兵曹長（在鄉軍人）が滿洲旅行中、昭和六年六月二十六日頃、玉爺廟附近に於て張學良麾下の興安屯墾隊兵士の爲めに殺害された。

三、柳條溝事件

從來頻發した滿鐵運轉妨害（五月十八日北大營、六月九日奉天驛南廿四米、六月三、二十三日、八月十六日奉天驛）は、終に昭和六年九月十八日夜半、北大營の正規兵が線路を爆破するに及び、我が自衛權の發動となり、本事變の勃發を見るに到つた。

特に東三省に於ては、一九二八（昭和三）年六月張作霖の爆死後、滿洲獨裁者となりし張學良は我國との特殊關係を無視して蔣介石政權に迎合し、全滿に徹底的排日政策を强行し、日本の土地商權竝に鐵道敷設の拒否、間島に於ける鮮人壓迫、邦人企業の妨害、排日敎育、日貨排斥、滿鐵包圍鐵道の計畫等我が權益の侵害五十餘件、交涉懸案も亦三百餘件に上り、空氣極めて險惡となり、事變勃發も亦當然たるの情勢にまで進んだ。

（別表第一）

不平等條約一覽

條約對手國	條約名	締結年號	要項
日本	中日條約	同治四年（一八六五慶應元年）	一、關稅及び領事裁判權認容 二、最惠國條約設定
	中日平和條約	同治十三年（一八七四明治七年）	一、軍費五十萬兩賠償 二、臺灣生蕃取締約定
	馬關條約	光緒二十一年（一八九五明治二十八年）	一、臺灣、澎湖島、遼東半島割讓 二、朝鮮獨立承認

所謂不平等條約

	條約對手國	條約名	締結年號	要項
英國	遼東半島條約	同右		三、軍費二億圓賠償
	中日條約	民國四年（大正四年）	一九一五	一、遼東半島還附 二、代償三千萬兩支拂 二十一箇條要求認容
	南京條約	道光二十三年（天保十四年）	一八四三	一、香港割讓 二、二千百兩賠償 三、五港（上海、寧波、福州、廈門、廣東）開港 四、上海租貸 最惠國條約締結（英國を嚆矢とす）
	虎門條約	同右		一、英佛の領事裁判權認容 二、關稅條約改修 三、國民に信敎自由許可
	天津條約（對英佛）	咸豐八年（安政五年）	一八五八	一、九龍地方割讓（對英） 二、兩國に賠償金八百萬兩 三、八港（天津、登州、臺灣、潮州、瓊州、牛莊、漢口、九江）開港 四、英佛公使の北京駐劄承認 五、宣敎師の內地遊歷許可
	北京條約（對英佛）	咸豐十年（萬延元年）	一八六〇	

	芝罘條約	光緒三年（明治十年）	一、賠償金二千萬兩 二、中外人被告を所轄國にて審判協定
	滙豐借款協定	光緒二十四年（明治三十一年）	一、英國の中國財政監督權認容 二、揚子江一帶を他國に割讓禁止
	北京條約同右	同二十五年（明治三十二年）	威海衞租借を二十五年に協定
	九龍租約	同二十五年（明治三十二年）	一、九龍半島、香港附近百餘島租貸協定 二、附近海灣海面九十九ヶ年租貸協定
佛國	中佛條約	道光二十四年（弘化元年）	一、外人居留地設定 二、領事裁判權認容
	天津條約（對英佛）	咸豐八年一八五八年	（前揭）
	北京條約（同右）		（前揭）
	中佛條約	光緒十一年（明治十八年）	一、北京を佛國屬地（租界？）とす 二、安南を佛領とす
	北京條約	光緒二十五年一八九九年	廣洲灣九十九ヶ年租借
	愛琿條約	咸豐八年（安政五年）	一、黑龍江北岸全部を露領に認容 二、黑龍江、ウスリー江航行權を支露に限定 三、ウスリー以東ゟ支露共同管理認容

露國	北京條約	咸豐十年（萬延元年）	一、ウスリー以東の割讓 二、西部國境の確定
	伊犁條約	光緒七年（明治十四年）	一、伊犁還附 二、九萬留賠償
	北京條約	光緒二十四年（明治三十一年）	三、支那に露國領事館設置認容 山東省內の露國鐵道工事請負權認容
獨國	天津條約	咸豐十一年（文久元年）	一、獨逸の領事裁判權認容 二、最惠國待遇認容
	北京條約	光緒二十四年（明治三十一年）	一、膠洲灣九十九ヶ年租借 二、膠濟鐵道敷設及び沿線採鑛認容
米國	中米條約	道光二十四年（弘化元年）	一、外人居留地設置 二、領事裁判權認容
伊國	北京條約	咸豐十一年（文久元年）	一、關稅協定及び領事裁判權認容 二、最惠國條約認容
葡國	リスボン條約	光緒十三年（明治二十年）	一、澳門永久租借 二、在支列國特權を葡國にも認容

日米露獨伊蘭	辛丑條約（北清事變議定書）	光緒二十七年一九〇一年（明治三十四年）	一、賠償金四億五千萬兩（六三、三一五萬圓） 二、常關も稅務司管轄認容 三、公使館に外國兵駐屯認容 四、太沽砲臺撤去
日英米佛伊蘭葡	華府條約	民國四年一九一五年（大正四年）	不平等條約改正の端緒を開く

租界の回收

（別表第二）

中華民國租界回收表

地名	租界	劃定 時期	劃定 理由	回收 時期	回收 理由
天津	獨逸租界	一八九五年（光緒二一） 明治廿八年	一八六一年獨支修交航海通商條約 團匪事件後ノ修交條約ニヨル	一九一七年（民國六） 大正六年	世界大戰ニ參戰セル爲、第一特別區トス
	露國租界	一九〇一年（同二七） 明治卅四年		一九二〇年（同九） 大正九年	露國革命ノタメ、第三特別區トス
	白國租界	同（同）	同右	一九二九年（同一八） 昭和四年	白支通商條約滿期ニ付、新條約締結ニヨル
	墺國租界	一九〇三年（同二九） 明治卅六年	同右	一九一七年（同六） 大正六年	世界大戰ニ參戰セル爲、第二特別區トス
漢口	英國租界	一八六一年（咸豐一一） 文久元年	一八四二年南京條約及ビ追加條約ニヨル	一九二七年（同一六） 昭和二年	國民軍漢口占領、排英運動ノタメ、第三特別區トス
	獨逸租界	一八九五年（光緒二一） 明治廿八年	天津租界ト同ジ	一九七年（同六） 大正六年	世界大戰ニ參戰セル爲、第一特別區トス
	露國租界	一八九六年（同二二） 明治廿九年	親露政策ニヨル	一九二〇年（同九） 大正九年	露國革命ノタメ、第二特別區トス
九江	英國租界	一八六一年（咸豐一一） 文久元年	一八四二年南京條約及ビ追加條約ニヨル	一九二七年（同一六） 昭和二年	漢口租界ト同時、特別區トス
鎭江	同右	同（同）	同右	一九二九年（同一八） 昭和四年	英國ノ自發提唱
厦門	同右	同（同）	同右	一九三〇年（同一九） 昭和五年	同右

現存租界と租借地

（備考一）現存在支外國專管租界

（イ）英國　天津、廣東沙面

（ロ）佛國　天津、廣東沙面、上海、漢口

（ハ）伊國　天津

（ニ）日本　天津、蘇州、杭州、漢口、沙市、重慶、福州

外に上海及び厦門（鼓浪嶼）には各國共同租界あり。

（備考二）在支外國租借地

（イ）英國　香港　一八四三年南京條約

九龍半島　一八六〇年北京條約

第二節　滿洲事變及び上海事變

同附近島嶼海面　一八九九年九龍租約
威海衞　一八九八年北京條約
（ロ）佛國　廣州灣　一八九九年北京條約
（ハ）獨國　膠州灣（註）　一八九八年北京條約
（ニ）葡國　澳門　一八八七年リスボン條約

（註）青島は世界大戰の結果一九一四年日本に引繼がれしも、一九二二年華府會議により中華民國に還附せり。

華府會議後

（別表第三）

自昭和元年至同七年　中華民國對外重要事件

事件發生年月日	國名	事件名	概要
民國一五、九、五（大正一一五、一二六）	英	萬縣事件	雲陽縣ニテ支那軍隊ノ英船ニ不法乘船セルニヨリ英艦ハ武力交渉シ支那側ハ靜二隻浪沈將兵五十六名溺死等ノ理由ニヨリ英船二隻ヲ萬縣ニ抑留ス終ニ英支砲火ヲ交エ死傷英二〇、支五〇〇燒失家屋四〇〇ニ達シ上揚子江ノ排英熱擴大シ英人重慶ヲ退去ス、後米艦長ノ調停ニテ英國賠償金ヲ支拂ヒ解決ス
同一六、一一、三（昭和一九二七）	英	漢口英租界事件	北伐勝利、國民政府移轉祝賀會ニ大ギ大規模ノ排英示威運動起リ排英演說ヲ制止セル英警備兵ト群衆ノ衝突トナリ双方死傷者數名ヲ出シ支那軍隊出動シテ群衆ヲ退散セシメタル儘英租界ニ殘留シテ占據ス
同一六、一、六	英	九江事件	右事件ニ次ギ英兵ノ支那人毆打ヨリ英陸戰隊ト支那民衆トノ衝突トナリ交渉ノ末三月十五日漢口同樣租界ヲ還附ス

寺府會議後

同一六、三、二四	日英米佛	南京事件	張宗昌ノ直魯聯軍ハ南京ヲ防備中、二十三日山東軍ハ對岸ニ退却ヲ始メ敗兵ハ亂射ヲ行ヒ當時在泊艦（日艦三、英巡一、米艦二）ニモ命中シ邦人ハ庫船ニ避難セシメアリシモ驅逐艦ニ收容セリ、翌二十四日革命軍（南軍第二、第六軍）南京ニ入城シ江岸ノ庫船ニモ殺到シ（後藤一等機關兵射殺）掠奪ヲ始メシモ我陸戰隊之ヲ退去セシムルモ英米領事館ハ無抵抗那側ハ共同調査ヲ主張シ（對英）沙面・悟州・漢口・蕪縣事件・南京砲擊・（對佛）沙面事件トノ損害相殺ヲ主張シ交渉停頓セシモ（對日）民國十八年五月二日（對英）八月九日（對佛）十月九日夫々解決ス
同一六、四、三	日	漢口事件	英租界ノ奪回ニ驕リ南京事件ニ外國ヲ侮リタル支人ハ本事件前ヨリ侮日甚シク（一）邦人邸宅垣根ノ毀取、（二）婦女子ニ投石、（三）水兵ニ暴行、（四）陸戰隊ニ妨害、（五）車夫ノ強要、（六）苦力ノ不當要求等形勢惡化ス同日我水兵二名群衆ニ暴行ヲ受ケ、暴民ハ他ノ水兵六名ヲ拉致シテ益々勢ヲ得、江岸ニ迫リシモ我陸戰隊ノ上陸ニヨリ鎭靜トナレリ幾多交渉ノ末五月二日南京事件ト共ニ解決セリ
同一六、九、二一	日	漢口日支兵事件	湘江丸ニ支那軍隊不法乘船シ其兵士ヲ引渡ス際、受取ニ來リシ支那兵ハ我步哨ノ制止ヲ拒ミ發砲シ我哨兵一負傷ス、仍テ我陸戰隊ハ上陸シ警戒ニ就キ支那側陳謝ニヨリ解決ス
同一六、九、二四	日	上海虹口事件	陸戰隊巡邏兵ガ乍浦路ニテ群衆ニ退散ヲ命ジタル際支那人一名頭部ニ微傷シ我暴行ナリトシテ暴力ヲ以テ虹口警察署巡捕ハ連行拘禁セリ我交涉ノ結果我軍人ノ無斷取調ヲ禁ジ關係者ノ所罰ニテ解決ス
同一八、一一、九（昭和四一九二九）	日	漢口排日罷業	前年十二月十七日陸戰隊機銃車日本租界通行中支那人力車ニ衝突シ双方損害負傷アリ翌日車夫死亡ス、之ガ未解決ノ儘越年シ一月九日反日會指導ノ下ニ糾察隊ハ日本租界ヲ包圍シ邦人使用支那人ヲ强制引揚ゲシメ日本租界トノ出入遮斷、糧食封鎖、排日總業ヲ斷行ス累次ノ交涉ニヨリ七月六日遺族ニ弔慰金ヲ與ヘ從業員ノ復工ニテ解決ス
同一九、四、八（昭和五一九三〇）	英	上海北京路事件	四月三日英人製粉工場和記洋行ノ賃金値上問題ニテ紛爭中、英人毆打ノタメ職工一名死亡ヨリ排英運動トナリ、四月八日北京路ニテ學生八十名共產黨員指導ノ下ニ爭議援助會ヲ行ヒ支那巡捕ト衝突シ死者一負傷數名ヲ生ズ

僧教會議後

同二一、一、二（昭和七一九三二）	日	福州事件	北上艦長、同砲術長城内ノ排日狀況視察中暴民ニ傷害セラレ、我小學校教員夫妻暴民ニ射殺セラル
同二一、一、九	日	青島事件	民國日報ハ櫻田門外事件ニ對シ不敬記事ヲ掲ゲ我在留民ハ十二日同社ヲ襲フ

滿洲事變

二、事變の經過

昭和六（一九三一）年九月十八日午後十時過ぎ、奉天驛東北方六粁柳條溝附近に於て、北大營駐屯の張學良麾下（東北軍第一旅長玉以哲）の正規兵は、當時鐵道線路巡邏中の我が兵を襲ひ、同地附近の南滿洲鐵道線路を爆破し、奉天驛方向に驀進した。偶々附近にて演習中の川島中隊は急報に接し、救援の爲め南下するや支那軍は北大營南西側より營内に遁入した。是に於て我が兵は之を急追したところ、彼等は兵營内より猛射を浴びせし故、我が兵は兵營の一角を占據して之に當つたが一時は頗る苦戰に陷つた。

軈て在奉天獨立守備隊島本大隊の救援に次ぎ、鐵嶺守備隊も增援して、十九日未明遂に北大營を占領し、敵は撫順方面に潰走した。

當時の獨立守備隊兵力は約五千名、駐劄部隊約五千四百名合計一萬四百名に過ぎず、（條約によれば鐵道一粁に十五名、全線千百粁に對し一萬六千五百名を配備し得）之に對する在滿張學良麾下正規兵二十二萬、內奉天附近には約一萬五千名を有するを以て、我が軍は遼陽及び附近の兵力を集中して彼に對抗し、至急配備を要する各主要地點に行動を開始した。

斯くて我が軍の迅速果敢なる行動により、十九日には奉天・寬城子・南嶺・鳳凰城・營口・安東、二十日には吉林をそれ〴〵占領し、二十一日奉天に臨時市政を布き、土肥原大佐を市長とした。又洮昂鎭守使張海鵬は此の日歸順を申出た。該戰鬪に於ける我が死傷次の通りである。

奉天附近　戰死、將校〇、下士官兵　二、戰傷將校四、下士官兵一九　計　二五

長春附近　戰死、將校三、下士官兵六三、戰傷將校三、下士官兵七三　計　一四二

然かし彼我の勢力は前述の如く大差があつたので、關東軍より增援請求を朝鮮軍に發した。そこで朝鮮軍は十九日新義州に集結して、二十一日夜半奉天に赴援し、一部は二十三日鄭家屯新民附近の警備に就いた。

列國不當の非難

右の行動に對する列國の轟々たる非難の聲は、

一、日本は武力を以て滿洲各地を占領せり

二、九ケ國條約及び不戰條約の違反なり

三、日本が撤兵せずば經濟封鎖を行ふ

等で、我國の滿洲に於ける權益、竝に滿洲の實狀に對し實に認識不足も甚しいものがあつた。

時あたかも國際聯盟は理事會開催中であつたので、（一）極力事態惡化の防止、（二）双方の急速撤兵、（三）米國政府に理事會の經過及び決議を通知する、と云ふ提案を卽時可決し、我が政府にも通告して來た。

仍て日本政府は九月二十四日午後六時、左記要旨の聲明書を發表し我が態度を明かにすると共に、列國の誤解を解

くに努めた。

一、滿蒙地方に最近不快の事件頻發し、九月十八日に鐵道破壞、守備隊襲擊により兩軍終に衝突するに到つた。

二、在留邦人の危險を芟除する爲め軍隊は迅速に行動を開始し、中國軍隊の武裝を解除し、地方治安維持は中國自治機關を督勵して其の任に當らしめた。

三、我軍は目的達成後、鐵道附屬地帶に歸還し、奉天城內・吉林等に殘留せる軍隊は警戒の爲めで、軍事占領ではない。

四、政府は九月十九日緊急閣議を開き、不擴大方針を決議し、在滿兵力も條約所定以內に止めてゐる。

五、帝國は滿洲に何等領土的野心はない。卽ち帝國臣民が平和的事業に從事し、資本・勞力を以て地方開發に參加の機會を得ることを期待する。日華善隣の誼を重んずるは既定方針であるから、將來禍根を斷つ建設的方策には中國政府と誠意協力する。

嫩江河畔の戰

斯かる間に洮昂線（滿鐵會社と奉天政府とが建設契約を結びしもの）地方では、黑龍江軍（司令馬占山）が萬福麟の命により、黑龍江省に新政權を樹立せんとして、洮安から齊々哈爾の省政府を占領せんと北上した張海鵬軍と內訌を生じ、十月十五、六日に嫩江鐵橋が黑龍江軍に燒却破壞され、再三の復舊交涉も其の效なく、遂に我軍掩護下に橋梁修理を行ふことゝなり、關東軍は十一月二日嫩江河畔に進みし所、黑龍江軍の不法射擊から終に嫩江河畔の戰鬪となり、十一月六日大興附近にて、大敗せる敵は昂々溪附近に退却し、十一月十七、八日の戰鬪に於て、更に敵を海倫拜泉方面に敗走せしめ、十九日午後三時威風堂々と齊々哈爾に入城し、張景惠代表英順の護路軍に齊々哈爾の治安維

持を移した。

天津事件

滿洲事變勃發以來、北平・天津方面にては支那官憲及び軍部の抑制により、表面平穩に見え乍ら裏面では依然として根强き反日思想を培養し、十一月二十一日各種抗日團體を統制する反日救國聯合會が組織され、日貨封鎖を斷行せんとして、公安局の彈壓に依り沈默したが、十一月八日午後十時天津救國軍が支那街襲擊を始め、公安局保安隊と各所に衝突し混亂狀態に陷つたから、我が支那派遣軍は嚴正中立を聲明し、天津部隊は直に日本租界の治安維持、居留民の生命・財產保護に當つた。

然かし我が守備線附近の保安隊は、却つて我に敵意を示し十一月十五、六、七日に小銃其の他の猛射を加へたる故、我も亦已むを得ず自衞上これと對戰し、終に交戰狀態に入るに至つた。當時張學良は反張運動彈壓の爲め、平津地方に大クーデターを斷行し、是等勢力の討滅を圖つたから、反張派は之に先んじ積極的行動に出で、便衣隊其の他の救國軍を編成して暴動を起したのである。我守備隊は約四百五十名を以て敵四萬に對し、彼の不信不遜の挑戰的態度にも、大局に鑑み隱忍自重したから、約十日間にして幸に之れ以上の發展を見るに至らなかつた。

錦州入城

我が後方連絡を脅威擾亂せしめんとしたが、十一月下旬より南京政府と提携して、錦州以東に兵力を進め、附近の在留邦人にも相當の被害あり、十二月二十六日約二千五百の兵匪は牛莊を占領し、一時滿鐵沿線の治安をも攪亂されたが、十二月下旬から我軍は之に對し行動を起し、各地に轉戰の後、翌昭和七年一月三日終に錦州に入城し、敵を山海關以西に敗走せしめ、此方面は一時平靜を恢復した。一方哈爾賓方面にても、一月二十七日來混亂に陷り、反吉林軍

第二節　滿洲事變及び上海事變

の暴動も起り、二月五日我軍は哈爾賓に入り、沖・横川兩志士の碑前に日章旗は飜り、敵は賓縣方面に潰走して、一段落を告ぐるに至つた。

北支の排日

北支に於ける支那官民の對日態度は、昭和三年濟南事變以來次第に惡化し、民國政府の積極的工作に伴ひ俄然强硬となり、昭和六年に入るや特に露骨となり、左記數例の事件を生じた。

（一）昭和六年一月一日民國政府は新國稅法を實施し、邦人紡績に對し出廠稅（從來の六倍）新輸入稅（酒・綿布類は從來の四割四分）を一齊高率とし、經濟的挑戰をした。

（二）昭和六年一月二十四日青島支那海關は、百噸未滿の汽船及び發動機船による外國貿易を禁じ、青島方面に於て永年漁撈に從事せる邦人漁業者を壓迫し、之を驅逐せんとした。

（三）同年六月二十四日海關告示で領海十二浬を布告し、渤海灣全部を民國領海なりと主張して、我が漁業を妨害した。

（四）同年三月十一日青島海關は五月以後、中國船舶以外の魚類輸入を禁止する旨發令した。

次で邦人經營市場に支那仲買人の立入るを禁じ、我が販路を斷つと共に、邦人の加入し得ざる新魚市場を設立した。

（五）同年三月十日民國日報は、邦人が內親王殿下御誕生奉祝準備を行ふ記事中に、極度の不敬言辭を記した。

（六）同年六月二十九日第二遣外艦隊旗艦球磨（津田司令官坐乘）が旅順口に入港した際、在泊中の支那東北海軍第一艦隊旗艦海圻（凌霄司令坐乘）は、旅順の領土主權は一八九八（明治三十一）年露清條約により、依然支那側に在ると

青島事件と海軍の行動

て、我が國旗に對する禮砲を行はなかつた。

以上の樣に所謂革命外交の脫線振りを發揮し居る際、七月一日萬寶山事件で在鮮支那人は、鮮民一致の憤怒に恐れて山東其の他に避難し、歸鄕後種々の謠言を流布し、支那紙も亦無稽記事を揭げ、巧に排日抗日熱を皷吹したから、在留邦人特に鮮人に對し復仇的態度が濃厚となつた。

當時芝罘でも各團體代表數千名の示威運動行はれ、情勢險惡の虞があるので、直に在留邦人保護の爲め、七月十二日第十六驅逐隊（芙蓉缺）を青島に、芙蓉を龍口に、十三日球磨を芝罘に派遣し、幸に山東各地は無事であつたが突然青島事件が發生した。卽ち八月十八日夜、氷販賣邦人に對し一支那人の營業妨害行爲ありしにより、之に退去を求めた處遂に格鬪となり、豫め手配してゐたらしい支那側は、附近から約二百名の暴徒が來援し我が國粹會本部を襲擊した。恰も支那巡警來著せる爲め、彼等は轉じて何等關係無き邦人住宅を襲ひ、危害を加へた結果邦人負傷者二十八名、家屋の破壞さるゝもの三十を生じた。我が領事館警察及び消防隊の保護により午前一時頃漸く鎭靜したるも、支那側は却て逆宣傳を行ひ、陳謝・處罰・損害賠償の我要求に對し故意に解決を遷延した。斯る間に新事件頻々と起り、彼我官民間の感情は益々惡化したる際、突如滿洲事變が勃發した。當時北支に在りし我が海軍艦船は球磨・青島泊・第十六驅逐隊（旅順泊、驅逐艦三隻）であつたが、事件の影響豫測し難いものがあるので、北支方面在留邦人保護の爲め、旅順から朝顏（芝罘）芙蓉（龍口）を派遣した。此の方面の支那東北海軍は張學良を司令とせるも、實權は副司令たる上將心得沈鴻烈（青島市長）之を握り、司令部は奉天に置き、艦艇を青島（海圻・海琛・肇和・同安）長山島（定海・威海・永翔）秦皇島（鎭海）石臼所（江利）に配備して居たが、何れも舊式巡洋艦又は小艦のみで、我海軍に對

第二節　滿洲事變及び上海事變

し何等の行動をも執り得なかつた。且つ事變勃發と共に奉天司令部は我陸軍に占領され、東北海軍職員俸給は約三箇月分不拂の爲め、內部動搖の兆と崩壞の懸念とがあるので、其の首腦部は我中央及び海軍司令官の平和的態度に信賴して、此の方面の治安維持は我と協調することに努力した。

偶々十一月八日天津事件（前記）起り、事態の變化は渤海沿岸竝に山東方面へ影響すべきを慮り、第十三驅逐隊が增勢せられた。十一月二十六日夜天津に事件再發し、塘沽在泊第十六驅逐隊は二十七日刈萱・芙蓉より陸戰隊九十名を派遣し、又旅順より急派された朝顏から、二十八日四十名の陸戰隊を揚陸した。爾後天津の事態略々平穩に歸し、陸戰隊は守備線を陸軍に引繼ぎ、十二月二日塘沽に歸著し、次で各艦に歸投した。

十一月二十九日北京日本公使館附海軍武官々舍に爆彈を投ぜられ、小損害を受けしも、幸に大事に到らず又增派された出雲・八雲の兩艦は十二月二十六日青島に入港し警備に當つた。

青島居留民の決議

青島では、先年皇室不敬記事（前記）を掲げて邦人の憤激を招いた民國日報（國民黨市黨部機關紙）は一月九日に櫻田門外大逆事件を報道するに際し、再び不敬記事を掲げたので一月十二日居留民の感情は遂に爆發し、居留民團ホールに大會を開き會衆二千は次の決議を爲した。

一、青島市長をして、最高の敬意を以て公式に陳謝せしむること。

二、指導者たる市黨部は、國交を破壞するものなるを以て、解散せしむること。

三、民國日報は卽時廢刊せしむること。

四、以上の目的達成にあらゆる手段を執り、以て彼を膺懲自覺せしむること。

同日夕刻、邦人の一部は民國日報社に到り、當事者と直接交涉中、感情の激發となり一時治安維持を缺くに至り、八雲及び出雲から陸戰隊を揚陸して、民團・總領事館等の警戒に任じた。

松花江海軍派遣隊

斯くて十三日支那側は我要求を承認したるに由り、十五日陸戰隊を全部歸艦せしめ、本事件は落著した。

昭和六年十二月中旬以降、我が陸軍は錦州方面の匪賊討伐を決行するに至り（前述）特務艦能登呂は二十七日青島著三十日秦皇島に移り、更に翌日山海關に轉錨して同地駐屯陸軍守備隊と協力し、爾後連日綏中・連山・山海關方面の偵察飛行に當り、翌七年一月九日錦西派遣の古賀騎兵部隊が數千の匪賊に襲撃せられるや、陸軍救援部隊に策應して活動したが、漸次秩序が回復せられ我が海軍も警備任務を常態に復した、此の時恰も上海事變の勃發を見たのである。

尙ほ松花江方面に於ても陸軍の要望に應じ、阿部中佐を指揮官とする海軍派遣隊は廣興・廣慶・廣寧の各艦に分乘して關東軍司令官の指揮下に、五月十九日より行動を起し、哈爾賓を中心として松花江沿岸の陸軍作戰に策應し、馬占山討伐、呼蘭河口揚陸器材及び同架橋材料運搬、佳木斯方面警戒、江上陸軍輸送等に從事し、屢次の交戰に殊勳を顯はし、名實共に海陸軍協同の實を擧げ、事態平穩に歸すると共に哈爾賓を發し、十一月十四日吳に凱旋した。

三、上海事變

事變の近因

支那の排日、侮日運動は遂に抗日暴力運動となり、沒收・抑留・課金・拘禁・私刑等が白晝公然と行はれ、在留邦人の生命・財產も其の安全を確保し得ない情況に立ち至り、爲めに邦人の感情益々激化し、時局頗る重大となつたので、昭和六年十二月六日上海中部小學校に、空前の全支日本人居留民大會を開き、會衆約四千に達し「多年の經驗と

支那現時の暴狀とに鑑み、國民政府に抗日不法團體を解散させ、戰爭誘發の虞ある經濟絶交運動を絶滅し、東洋平和の爲め日支國交に根本的解決を斷行すべき聲明をなし、次の決議を行つた。

上海居留民の決議

一、帝國政府は滿洲に於ける我權益竝に生命・財産の安固を確保するまで、實力を以て徹底的に自衛保安の手段を講ずべし。

二、帝國政府は支那をして既存條約を尊重履行せしむべし。

三、帝國政府は支那政府をして其對外態度を改め、排外教育と打倒日本帝國主義とを取消さしむべし。

四、帝國政府は支那全土に於ける抗日運動を根絶せしむる爲め、積極手段を採るべし。

五、帝國政府は時局の根本解決を期する爲め、姑息なる解決を絶對に避け、且つ第三者の干渉を拒絶すべし。

吾人は以上五項の貫徹を期し、皇國の重大なる時局に鑑み、如何なる犧牲をも忍ぶの決心を有す。

昭和七年一月九日上海民國日報（國民黨機關紙）は櫻田門外大逆事件に關し不敬記事を掲載したから（南京・北京・青島・天津・漢口・汕頭・厦門・福州・廣東・香港等も同じ）邦人の激昂せるは當然である。

日蓮僧殺傷事件

村井上海總領事は卽刻上海市長吳鐵城に對し「不敬記事を速に訂正し陳謝を表明すると共に、責任者を處罰し將來の不敬不遜行爲言動の取締」を嚴にすべく抗議したるに對し「日本領事表題を曲解す」として、我を揶揄せる記事を掲載した。斯る間に青島にては民國日報社及び市黨部襲撃事件も起り、十六日民國日報の取消文掲載、吳市長の遺憾表明、責任記者三箇月罰俸等により一段落を告げた。

本事件が迂路曲折裡に漸く解決せる際、一月十八日江灣路日本山妙法寺の僧侶、天崎啓昇・水上秀雄外三名は楊樹浦方面へ寒行行脚に赴いたが、午後四時頃租界外の引翔港玉山路三友實業社工場傍を通行中、同廠職工（抗日義勇軍）約百名は「日本人を倒せ」と叫び、附近の石を以て襲ひ掛り、三名は亂打されて地上に倒れ、他二名は暴行されしも辛じて重圍を脱し租界内に逃れ、急を工部局警察に報じた。以上三名は重傷を負ひ水上は二十四日死亡した。我方は市長に對して、犯人逮捕と處罰とを嚴重要求した所、翌日愈秘書長來り陳謝の意を表したるも、犯人は一人も之を逮捕せず、且つ辯解無責任なりし爲め邦人を極度に憤慨させた。

居留民保護

支那側の度重なる暴戻に、穩健な一般邦人も忍び得ず、居留民大會を開催して彼の反省を促そうとせる折、一部少數の青年は血氣の激情に驅られ、二十日午前二時過三友工場を襲撃し、無人の工場に放火して引揚げる途中、支那巡捕と紛爭を生じ彼我數名の死傷者を生じた。之に對し我總領事は陳謝見舞金を贈りしが、工部局側は之に應ぜず、且つ三友工場の工人等は集合を企圖し形勢不穩なる爲め、支那巡捕巡警を增派し、我陸戰隊一箇中隊をも東華紡社宅附近に配備した。居留民大會は一月二十日日本人俱樂部に開かれ、會衆二千餘、次の決議を滿場一致で可決した。

不敬事件に次ぐに邦人傷害事件を以てし、今や抗日暴狀は其極に達す、帝國は最後の肚を決め、直に陸海軍を派遣して自衛權を發動し、抗日運動の絶滅を期すべし。

一月二十一日上海民國日報は三友實業社事件を報ずるに當り、又もや我陸戰隊に對し次の如き事實無根の中傷記事を掲げた。

日人該廠に對し破壞の蓄意を存すること久し、昨曉二時四、五十分便衣日浪人七十餘人前導、東華紗廠に駐紮せる陸戰隊及び北四川路の日艦陸戰隊は後に隨ひ、鐵甲車四輛を用ゐて引翔港三友工廠に馳向し、焚燒攻撃した。

我が陸戰隊は之に對し工部局警視總監及び日報社に抗議したが、日報社からは誠意なき回答を爲し、二十二日紙上には更に之を誣ふるの記事を載せた。

二十五日工部局は緊急市參事會を開き、民國日報社は無稽の侮辱記事を揭載して治安を害すとの理由を以て之を閉鎖すると共に、上海共同租界に於ける抗日會本部の閉鎖を命じた。二十三日再び居留民大會を開き、村井總領事の注意を加味して、輕擧妄動の爲めに支那側に口實を與ふるは不可なるを述べ邦人の自重を切望したが、彼等支那側は此の忍耐・沈默を以て、却て與み し易しと見て益々暴狀を逞ふした。

即ち彼は日本浪人の襲擊に備ふと稱して、一月二十　日から嚴重な戒嚴に就き、上海附近に次の如く第十九路軍（約三萬三千）を配し堅固なる陣地を築いた。

第十九路軍の配備

第十九路軍（軍長蔡廷楷）
司令部（南翔）
- 第百五十五旅（旅長黃固）司令部（眞茹）
  - 第一團
  - 第二團（眞茹及び南市）
  - 第三團
- 第百五十六旅（旅長翁照垣）司令部（大場）
  - 第四團（吳淞、寶山）
  - 第五團（嘉定、劉河）
  - 第六團（閘北、大場）

斯くて人心日々險惡となり、共產黨の策動も之に加はりて工人不穩の兆あり、爲めに紡績工場は二十八、九日に全部閉鎖するに至つた。斯る緊張裡に二十四日夕刻、佛租界の我公使館邸に放火せるものがあり、現場に國民自動抗日救國決死隊員の上衣、竝に抗日決死總隊徽章及び拳銃が遺棄され、同決死隊通告文が貼られてあつた。又二十八日朝、我が總領事館に對し爆彈を投ずるものがあつた。

前述の如き支那當局の誠意なき態度と、抗日派の挑戰的妄動とに依り事態愈々急を告げたので、我海軍は帝國政府の方針に基き、時局の推移に留意すると共に在留邦人の輕擧抑制に努めたが、情勢益々惡化するので萬一の場合を慮り逐次艦船を增派した。

警備艦增派

一月二十一日　巡洋艦大井（特別陸戰隊一箇大隊便乘）
二十三日　第十五驅逐隊（鳶・藤・薄・萩）
二十四日　特務艦能登呂
二十八日　第一水雷戰隊（特別陸戰隊便乘）

當時我が海軍の揚子江流域警備は次の通りであつた。

上海特別陸戰隊　三箇大隊（約千八百名）
（上海附近）出雲・夕張・大井・能登呂・第二十二・第二十三・第三十・第十五驅逐隊、（吳淞沖）浦風、（鎭江）勢多、（南京）平戶・天龍・對馬、（蕪湖）保津・比良、（九江）熱海、（大冶）伏見、（漢口）宇治・小鷹・樫・柳・檜・桃・陸戰隊四十九名（長沙）隅田、（沙市）鳥羽、（宜昌）二見、（上海に下江中）堅田、

一月二十七日我が總領事は上海市長に會見し、諸事件の最後交涉を行つたが、彼の態度は依然誠意を示さないので、二十八日午後六時迄（二十四時間）に確答を要求した。玆に於て彼も種々會議の末、遂に二十八日午後三時過に至り

我要求を承認する旨、市長から正式に回答して來た。

然かし二十八日午後五時半頃には、上海市長の我要求承認に不滿を抱ける支那民衆が、南市及び市廳附近に騷擾を起し、閘北方面の人心も亦動搖甚しく、六時半頃には北四川路附近には邦人支那人の租界内に避難するもの夥しく雜沓し、且つ同附近の支那街一帶に在りたる支那公安局巡査は全部逃亡し、工部局は戒嚴令を布き、英・米・佛・伊列國軍隊は警戒配備に就くに至り、此儘放置するに於ては邦人が掠奪・放火を蒙るの危險に直面せるを見て、我が海軍は列國軍隊より數時間遲れて居留民現地保護の爲め、租界協同防備計劃に定められたる日本軍擔任區域（虹口及び楊樹浦方面竝に淞滬鐵道以東の北四川路より虹口公園一帶）の配備に就くことゝなり、同時に次の聲明を在留邦人竝に工部局・列國領事に通報した。

艦隊司令官聲明

目下上海ハ租界ノ内外ヲ問ハズ人心動搖シ、形勢不穩ニシテ刻々惡化シ、工部局ハ戒嚴令ヲ布キ、各國軍モ亦警戒ヲ嚴ニシツヽアリ。帝國海軍ハ、多數邦人ノ居住スル閘北一帶ノ治安維持ニ關シ不安ト認ムルヲ以テ、兵力ヲ配備シ之ガ治安ニ任ゼントス。

本職ハ閘北方面ニ配備セル支那軍隊ノ敵對施設ヲ速ニ撤退センコトヲ支那側ニ要望ス

昭和七年一月二十八日午後八時

第一遣外艦隊司令官

陸戰隊の戰鬪

一月二十九日午前零時に配備開始の豫定を以て、二十八日午後九時三十分艦船の陸戰隊を揚陸し、午後十一時五十分迄に待機位置に就かしめた。次で所定警備線に就かんとした途上、市街兩側屋上から多數便衣隊の射撃を受け、且つ小路の要點に堅固な陣地を構へたる支那兵より猛射せらるゝに及び、我陸戰隊も遂に自衞上之に應戰するの已むなきに至つた。此日我が海軍飛行機は十回に渉り偵察及び爆撃を行ひ、北停車場附近では敵の裝甲列車を爆撃した。

二十九日（勃發當日）英米總領事の斡旋により停戰の約成り一旦戰鬪を中止したが、三十日午前二時彼は約を破り、機銃迫撃砲を以て再び攻撃を始め來り、我が陸戰隊本部附近にも砲彈が盛んに落下したので、我も亦敵迫撃砲陣地を砲撃掃蕩した。三十一日休戰會議を英國總領事館で行つたが、彼は停戰中無誠意、不節制なるのみならず、我が居留民の租界内撤退をも要求して來たが、二月二日我政府より撤退不可能の回答到著し、會議は決裂すると共に敵の攻撃に對し斷乎膺懲すべく決意した。此日より便衣隊の跳梁活潑となり、邦人の不安は極度に深まつたから、陸戰隊は主として警備區域内の治安維持に力を注ぎ、爾後閘北に在る敵掃蕩の爲め二月三日、四日（日本人墓地、商務印書館占領）、五日（四明公所、寶山路及び鴻興路陣地占領）の戰鬪を行ひ、爾後陸軍と協同することゝなり、二十九日（八字橋）の戰鬪を期として、三月三日（總攻撃）まで特に進撃を行はず、現狀を維持するに止めた。

艦船の戰鬪

二月三日第二十六驅逐隊が佐世保に回航の爲め、吳淞クリーク附近を下江中、午前十一時二十四分吳淞砲臺よりの初彈を以て砲撃を始めし故之に應戰し、砲臺中央火藥庫の爆破發火するを認めた。同時に水路監視中の我巡洋艦戰隊に對し砲臺より砲撃し來りし故、同戰隊も亦應戰し我が艦載飛行機と共に高橋沙砲臺を砲爆撃し、午後四時三七分十には全く之を破壞した。

吳淞砲臺に對しては四日午前十一時より、巡洋艦戰隊・航空戰隊・水雷戰隊相協力して戰鬪を開始し、驅逐隊は堅壘の敵と、又他の驅逐隊及び巡洋艦戰隊は砲臺を砲撃し、戰鬪約一時間にして敵を沈默せしめ、午後四時天候恢復と

共に攻撃機を以て砲臺を爆破し多大の損害を與へた。

海軍機の戰鬪

特務艦能登呂は北支方面に行動中、上海の風雲緊迫すると共に一月二十四日上海に到著し、二十九日事變勃發するや午前三時司令官の命により、飛行機を以て閘北及び其北方の敵爆撃に向ひ、敵情偵察竝に爆撃を行つた。此日午後四時迄に前後十回の飛行を行ひ、敵陣・裝甲列車・鐵道等を爆破し敵の心膽を寒からしめた。次で上海の事態更に容易ならざるに鑑みて第一航空戰隊も派遣せられ、三十一日揚子江到著と共に十數機を以て上海方面の敵情偵察を行つた。爾後二月二日から七日迄連日の惡天候を冒し、閘北・滬寧・滬杭甬鐵道沿線上空の偵察及び敵陣爆撃を行ひ、就中二月五日眞茹上空に於て我戰鬪機三機・偵察機二機は敵九機と交戰し、敵を大破逃走せしめ我海軍航空戰史の第一頁を飾つた。更に眞茹北方敵集團偵察中の矢部大尉機は敵地上銃砲火を冒して低空飛行中、操縱者藤井大尉は敵彈を受け、終に愛機と共に敵陣に突入して戰死した。當時の支那空軍所在・兵力は左の通りである。

空中戰の始

（イ）南京空軍

南京（大行飛行場五隊）　蚌埠（一隊）　樟樹（一隊）

漢口（武漢一隊）　上海（虹橋航空廠）　杭州（筧橋航空學校）

（ロ）廣東空軍

廣東（大沙頭航空學校三隊）

陸軍派遣

前述の如く我が海軍陸戰隊は僅に約千八百名を以て、敵陸軍正規兵たる第十九路軍（約三萬三千名）に對抗して、上海在留邦人三萬名の生命財産と我權益とを保護し、惡戰苦鬪を續けて居たが、事態は益々深刻を加へたから二月二日上海方面に陸軍派兵のことに決し、第九師團及び混成第二十四旅團に出征を命ぜられ、第二艦隊が此の輸送護衛の任に當り、二月七日其の先遣部隊（混成第二十四旅團）は上海に到著して第三艦隊司令長官の指揮下に入つた。仍て卽日呉淞要塞攻略に著手し、艦船の掩護砲撃、海軍航空隊の爆撃と相俟つて、陸戰隊は正午頃呉淞鐵道棧橋に上陸し同地附近一帶を占領し、要塞に向ひ攻撃前進し陸軍部隊揚陸を掩護した。午後六時には旅團司令部も上陸を完了した。から同夜半に左翼戰線を、翌八日午後六時に右翼戰線を夫々陸軍に受持たしめ、陸戰隊は九日上海に轉進した。

陸兵輸送と揚陸掩護

敵要塞の直前を航過して、然かも要塞眼前に上陸を敢行せる本作戰は、陸上を先行した上海陸戰隊支隊と水上部隊との策應竝に各部隊の適當なる掩護協力によつて、極めて尠い損害で成功を收め爾後の作戰に大なる貢獻を爲した。斯くて呉淞要塞は三月三日我陸戰隊により完全に占領された。

水陸協同作戰

二月十四日我が海軍艦船及び飛行機が、呉淞要塞及び附近の敵を砲爆撃して之を制壓し、陸軍輸送船は海軍掩護の下に無事上海に入港した。十六日第九師團は上陸と共に敵第十九路軍の主力に向ひ、混成第二十四旅團も亦其の一部を呉淞方面に殘し、其の主力は最右翼となりて北方の廟巷鎭に進撃した。

植田第九師團長は上海上陸と共に、和平解決に關し支那側の意思を確むる爲め、英國公使の斡旋を機として二月十八日第十九路軍に對し、概略左の如き通告をなした。

一、貴軍は速に戰鬪を中止し、二月二十日午前七時迄に現第一線の撤退を完了し、同午後五時迄に黃浦江西岸地區及び各租界より各二十粁外に撤退し、且つ右地域內の軍事施設を撤去すること。

二、日本軍は此の間射撃・爆撃・追撃を行はず。貴軍撤退後日本軍は虹口附近工部局道路地域を保持するに止む。

三、八略）

四、貴軍は右撤退地域外の上海附近在留邦人の生命財産を完全に保護し、保護完全ならざる時は日本側にて適當の手段を採る。便衣隊は一切有效に禁止のこと。

五、六、（略）

以上の諸項にして實行せられざる場合は、日本軍は貴軍に對し自由行動を採るの已むを得ざるに至るべく、其の結果生ずる一切の責任は貴軍に在り。

右に對し二月十九日午後八時第十九路軍長から次の回答があつた。

（前略）本軍長は未だ何等の指示に接せざるも、聯合通信によれば國民政府は蔡軍長及び吳市長に對し、左の要旨回答をなすべき旨命令せりと。

一、支那軍は租界の周圍より二十粁撤退す。

二、日本軍は同樣二十粁撤退す。

三、吳淞及び寶山砲臺の永久的武裝解除は之を拒絕す。

右回答は明かに我が要求の拒絕であるから、師團は愈々二十日午前七時を期し、總攻擊開始のことに決した。

海陸軍協同

是より先き十八日海陸軍間に緊密な協議が行はれ、各自の行動を定めた。

一、陸戰隊は陸軍の左翼となり、現陣地を堅持して其の軸點となる。

二、第三戰隊、第三十驅逐隊は獅子林砲臺・劉河新鎭方面に出動して敵の左翼を威嚇す。

三、第一水雷戰隊、能登呂は吳淞方面の敵を攻擊制壓す。

四、第一航空戰隊は基地飛行機を以て直接陸上作戰に協力す。

等の如きは海軍の主なる行動であつた。一方第九師團（兵力約一萬五千）は主力を江灣鎭・廟巷鎭に向け左の兵力は各其の配備に就き總攻擊を開始した。

最右翼部隊　混成第二十四旅團の主力

右翼隊　歩兵第六旅團

中央隊　歩兵第十八旅團

左翼隊　海軍陸戰隊

斯くて二月二十日から一齊に進擊を始め、江灣各地を占領し、二十二日廟巷鎭にては爆彈三勇士等の壯烈なる奮戰があり、海軍機は空中から、海軍艦艇も亦水上から吳淞鎭・獅子林砲臺等を攻擊して陸軍の戰鬪に策應した。

上海郊外の道路は一般に不良でクリーク多く、橋梁少く川幅五十米に達し、軟底で涉れば肩を沒する爲め橋なくては通過困難である。

陸軍增遣

加之、敵は堅固なる陣地、家屋及び舊城壁に據つて抵抗し、江灣鎭附近の抵抗は特に頑强であつた爲め、進捗意の如くならず、且つ上海問題に關し國際聯盟理事會を三月三日に開催すべき報があつた等內外情勢の變化に鑑み、二月二十三日第二次出兵を議決せられ、白川大將を上海派遣軍司令官とし、第十一、第十四師團を增派することゝなり、第二艦隊は再び海上輸送の護衛を命ぜられた。卽ち陸軍部隊の一部は上海に上陸し、他の一部は二月二十九日揚子江

敵制上陸

七了口に敵前上陸を行ひ敵左側背を崩壞せしめし爲め、終に楊林口一帶の敵は退却し、延いて上海方面敵主力の總退却を促進し戰局に好結果を齎らした。斯くて三月一日を期し總攻擊を開始し、第九師團は江灣鎭方面を、第十一師團は茜涇營方面を、陸戰隊は八字橋方面を順次に占領し一瀉千里、三月三日には陸戰隊の吳淞要塞占領を始めとし、陸軍部隊は嘉定・南翔の線に進出したので、大要左の如き聲明を發して戰鬪を中止した。

戰鬪中止の聲明

我軍の平和的要望は支那第十九路軍の容るゝ所とならずして遂に戰鬪を惹起した。今や支那軍は當初要望の距離以外に退却し、帝國臣民の安全と租界の平和とは回復したから、本職は支那軍が對敵行動を執らない限り戰鬪行爲を中止する。

因に上海事變の彼我死傷は左表の通りである。（次頁）

航空戰

海軍航空隊は一月二十九日事變勃發當日より海上・地上部隊と緊密なる連絡を取り、偵察・爆擊の任に當り終始多大の戰果を收めた、就中二月十九日鳳翔戰鬪機隊（所大尉指揮の三機）は南翔上空に於て敵機（米人ロバート・ショート操縱のボーイング機）と最初の空中戰を交へ、二十二日加賀編隊機（攻擊機隊小谷大尉指揮戰鬪機隊生田大尉指揮）は蘇州上空に於て敵機（操縱者米國豫備陸軍中尉ロバート・ショート二十七歲）を擊墜し、小谷大尉は壯烈な戰死を遂げ、帝國海軍航空戰史上に新記錄を殘した。二十三日我が十二機（指揮攻擊機三佐多大尉攻擊機及び戰鬪機九青木大尉）は蘇州飛行場を粉粹し、又攻擊機十二機及び戰鬪機六機（指揮川口、小山、安延平林の四大尉）は虹橋飛行場を完全に爆破した。二十六日小田原大尉指揮の攻擊機九機（指揮小田原、佐多安延の三大尉）戰鬪機六機（指揮所、渥美兩大尉）は杭州飛行場（筧橋）を空襲し、敵機及び諸設備を爆碎した（敵機擊墜三、爆破九、逃走十八機）。以上により江南の制空權は全く我有に歸し、我海軍の航空威力を發揮して第十九路軍の士氣を沮喪せしめた。又二十六、七兩日獅子林砲臺に對して前後十回に及ぶ爆擊を敢行して、之を壞滅し揚子江の航行を安全とし、七了口敵前上陸の準備をなし、二十九日七了口上陸の際には、水上部隊に協力して陸軍の上陸を容易ならしめた。

上海派遣軍	戰死 將校	戰死 准士官下士官兵	戰傷 將校	戰傷 准士官下士官兵	支那軍	陣亡數 官佐	陣亡數 士兵	陣傷數 官佐	陣傷數 士兵
第九師團	二四	四〇五	五四	一、一九九	第十九路軍 六十師	二九	三五〇	九二	一、一七五
第十一師團	四	三三	六	九〇	第十九路軍 六十一師	四四	七五一	一九五	二、八二〇
混成第二十四旅團	八	一四六	一三	二六〇	第十九路軍 七十八師	四六	一、一七〇	一一四	一、九六五
合計	三六	五八四	七三	一、五四九	第五軍 八十七師	二四	四九九	一〇一	一、三四〇
上海陸戰隊	（准士官以上）六	（下士官兵）一一二	（准士官以上）四三	（下士官兵）五九二	第五軍 八十八師	五七	一、〇三四	一四一	一、五五七
總計	七三八		二、二五七		第五軍 同獨立旅	一六	一九五	三四	三四一
					總計	二一六	三九九九	六七七	九、一七一
						外ニ失蹤	官佐 二六 士兵 七三〇	計	九、八四八 七五六

停戰協定

我が軍の連戰連勝により二月末には支那側の戰意頓に喪失し、二十七日英國支那艦隊司令長官ケリー大將より野村第三艦隊司令長官に對し、支那側に停戰希望あるにより和平斡旋の申入れあり、翌二十八日英艦隊旗艦ケント艦上に於て彼我會合せるも要領を得ずして終り、我軍は三月三日期待せる地域外に敵を擊退せる故、自發的に戰鬪行動を中

止した。二月二十九日壽府國際聯盟理事會に於てボンクール議長は上海事件を速かに終局に導かんが爲め、上海に於て日支兩國及び上海に關係深き四國（英・米・佛・伊）の會議を招集すべき決議案を提出し、各代表の同意により採決され、更に三月四日國際聯盟臨時總會が開かれ、左の決議をなした。

國際聯盟決議

一、日支兩軍司令官の戰鬪中止命令を有効ならしむる措置を兩國政府に要請する。

二、上海租界に特殊の利害關係ある諸國に對し、右の實行狀況を總會に通報方を要請する。

三、日支兩國代表は前項諸國の陸海武官及び文官たる當局の援助を得て、戰鬪中止を決定的ならしめ、且つ日本軍の撤退を規定する商議を開始することを勸告す。

斯くて數度交渉の後三月二十四日より英國總領事館に於て、正式に停戰會議が開かれた。

日本側委員　植田第九師團長以下三名

隨員　喜多上海派遣軍參謀以下六名、重光特命全權公使以下二名

支那側委員　戴淞滬警備司令以下三名

隨員　鄧外交部祕書以下六名

四國側　英米佛伊公使及び參事官、書記官以下八名

爾後、本會議十五回、小委員會二十回、其他の打合又は茶話會等を經、約四十日を以て五月五日漸く停戰本協定の調印を見た。（停戰協定五箇條外に附屬書三）斯くて五月十日より海軍艦船は上海を撤退し、陸軍部隊も亦五月三十一日を以て全部內地に凱旋した。

昭和八年五月熱河作戰により主なる匪賊討伐も一段落を告げ、二十數萬の匪賊も昭和十年二月には二萬餘に減少して、滿洲方面の治安も平靜に復した。

四、國際聯盟脫退と滿洲國の建國

國際聯盟

之より先き世界大戰中、英米其の他各國民間に擡頭したる平和運動は、一九一九年巴里講和會議で特別委員會に附せられ、終に國際聯盟規約となつて講和條約第一編に載せられた。

當初の加入國四十一は爾後增加して米國、蘇聯邦、ブラジル、コスタリカ、エクワドルを除く五十六箇國となつたが、其の後ち左の如く更に加入脫退があつて、一九四〇年現在には加盟五十五、不加入十三箇國となつたのである。

（イ）加入せし國（七）蘇聯邦（一九三四年）、エクワドル（一九三四年）、匈牙利、土耳古、アフガニスタン（一九三四年）、メキシコ（一九三一年）、エジプト

（ロ）脫退せし國（十二）日本（一九三三―三―二七）、獨逸（一九三四―一〇―一四）、パラグワイ（一九三七―二―二四）、サルヴアドル（一九三七―七―二四）、チリー（一九三八―五―一四）、ヴエネヅエラ（一九三八―七―一二）、伊太利（一九三八―一一―一一）、ニカラグア、グアテマラ、コスタリカ、ブラジル、ウルグワイ

中華民國は英米依存の國策上、常に國際聯盟に泣訴し、華府會議に於て支那問題を提議し、領土行政保全を口實に

青島を回收したるに味を占め、滿洲・上海事變に於ても終始巧言令色の宣傳に努め、我が國を侵略國として國際聯盟に哀願したる爲め、昭和七年（一九三二年）三月三日、國際聯盟は第二次臨時總會に於て、日支事件に就き日本非難の提議を採用し委員會を設け　リットン卿を首班とする現地調査委員團を派遣した。

リットン報告書

四月二十一日一行は奉天著、爾後滿洲・上海各地の調査を行ひ、委員報告書は十月發表されたが、支那及び第三國の工作が功を奏して我國に對し極めて不利なるものであつた。翌八年二月廿一日開催の第五次臨時總會の席上、日本代表松岡洋右（首席　長岡、佐藤兩大使と支那代表顏惠慶（首席）等との對決陳述、及びリットン報告書の審議があり、採決の結果は參加國四十四の內、日本への勸告案贊成四十二（支那を含む）反對一（日本）棄權一（暹羅、今の泰國）卽ち所謂四十二對一で本會に採擇せられ、松岡代表の演說を最後として日本側一同は退場し、爾後の會議には出席せず、終に昭和八年三月廿七日、我國は國際聯盟を脫退するに到つた。

國際聯盟脫退

抑も中華民國及び國際聯盟は、我國を侵略國となし、滿洲國を僞國として之が不承認を決議し、其の建設發展を阻害せんとしたが、我國は斷乎たる決意を以て幾多の難關障碍を突破し、前途の光明を確信して其の進展を助長し、滿洲國三千萬民衆の努力と共に滿洲國は極めて順調に發展し、昭和七年三月一日滿洲國の建設成り、元號を大同元年として溥儀執政（淸朝宣統帝）を元首とした。滿洲國の建國精神は五族協和、王道治國であつて既存條約の尊重、民意の暢達、民權の尊重を主眼とした。大同三年（昭和九年）一月より保甲制度を實施し警察の補助機關として、地方の自警自衛に當らしめた。

滿洲建國

日滿兩國は日淸・日露兩戰役以來、政治經濟共に緊密なる關係にあり且つ、世界大戰後の國際情勢竝に世界經濟狀態の變化は益々依存關係を深刻ならしめたから、我國は昭和七年九月十五日滿洲國を承認し、日滿議定書に調印して共同國家防衞を約した。次で昭和九年三月一日溥儀執政は登極して滿洲國皇帝となり、元號を康德元年と改め玆に滿洲帝國は成立し、四月十一日獨立通告文を瑞典・西班牙等三十五箇國に發送したが、三月三日南米サルヴァドルは卒先之を承認し、其の他羅馬法王廳・伊太利・西班牙フランコ政府・獨逸等も亦相ついで之を承認し、昭和十年四月にはドミニカ共和國との外交關係が成立した。

秩父宮殿下には昭和九年六月御名代として御渡滿あり、翌年四月皇帝の訪日となり、兩國々交は愈々その親善を深めた。康德三年　昭和十一年　六月十日我國は滿洲國に於ける治外法權を撤廢し其の獨立を名實共に中外に闡明した。

無言の實力

以上滿洲・上海事變等東亞に於ける我が國策遂行に關して、太平洋に關心を有する列强殊に英米は國際聯盟其の他の手段により、極力我が帝國の發展を沮止せんとし、終には世界人道を口實とする米國は、軍縮會議により世界第一位を獲得したる大海軍力を以て我を脅迫せんとしたが、當時の米國海軍作戰部長は米國海軍の實力未だ日本に對し勝算なしと答へたる爲め、國務主腦も亦終に沈默するに至りしは周知の事實であつて、是れ實に我海軍が多年默々として軍縮會議の重壓にも堪へ、西太平洋の制海權保持の爲めに自主獨特の計畫訓練を重ね、必勝の信念と有事の際に發揮せんとする默々たる平素の練磨とが無言の威壓となつて我が國策遂行上、政治外交を推進せしむる原動力となつた事を如實に示してゐる。本書歷史篇を通覽せる諸氏は列國興亡の跡を回顧して、海上に發展せる國は隆興し、然らざる國は衰亡せる事實を銘記すべきである。

〔參　考〕

第二節　滿洲事變及び上海事變

滿洲國承認列國

滿洲國承認列國（昭和十五年二月末調）

日本	大同元年	九月十五日	（昭和七年）
蘇聯（非公式）	同　年	十月一日	（同　年）
羅馬法王廳	同	三年二月二十日	（同　九年）
サルヴァドル	康德元年	三月三日	（同　年）
伊太利	同	四年十月廿九日	（同十二年）
西班牙	同	年十二月二日	（同　年）
獨逸	同	五年七月十八日	（同十三年）
波蘭	同	年十月十九日	（同　年）
洪牙利	同	六年一月九日	（同十四年）

第三節　支那事變

一、滿洲・上海事變後の支那情勢

滿洲・上海事變を契機として、世界の覇道的國家の間に孤立し、自主獨往、東亞興廢の運命を双肩に擔つて、難關に踏出した日本は、唯支那に於ける自國權益のみを擴大し、窮極に於て支那を植民地化せんとする諸外國と、其の所信を異にするは當然の歸結であつて、支那事變は此意味からして、一面滿洲・上海事變の延長なりと視ることが出來る。

列強中には自己の功利的打算により、背面から支那を煽動操縱して排日を鼓吹し、所謂以夷制夷の陋策によりて日本の興隆を抑へんとするものあり、滿洲國の獨立は日本の帝國主義的侵略政策によるものなりとする支那の謬見迷蒙を更に助長敎唆して、抗日氣勢を煽り加之蔣介石の南京政府は、漸次支那國民の國家意識に目覺めたるを惡用し、先づ排日抗日を標語として全國民に呼掛け、排日敎育の普及徹底と、對日强硬方針とを標榜して全國の統一化を圖り、自己政權の維持擴大に努めた。更に抗日氣勢に拍車を加へたのは、虎視耽々として支那赤化の機を覗ふ「コミンテルン」の操る支那共產黨が、上海各界及び其他の救國聯合會を中心として、所謂「抗日人民戰線」を全支に漲らせ、昭和十一年十二月十二日の西安事件に其の烽火を擧げた。換言すれば、支那は帝國の眞意を解せず、特に倫敦軍縮會議後專ら歐米に依存する一方、ソ聯の赤化勢力と抱合して、以夷制夷の傳統的政策を助長し、排日抗日の思想的氣運を醸成して居つたから、表面は平靜に見えながら裏面には牢固として拔く能はざる抗日意識が漲り、本事變發生に至る迄に各地で惹起した排日侮日事件は、實に五十數件に上り、主なるものゝみにても次の如く、其の勢の赴く所遂に本事變の發生を見たのであり、近衞首相は「今日之を解決せざれば吾々の子孫が更に大なる困難の下に、何れの日にか解決を必要とするものである」と述べて居る。（昭和十二年九月十一日、國民精神總動員演說會）

對日事件

昭和十年三月　孫匪事件（匪首孫水勳が熱河省南部の治安を攪亂し我軍の擊蕩により停戰地區選化方面に逃走し支那官憲は之を援助した）

同　五月三日　親日記者暗殺（天津日租界にて農報社長白逾桓、國權社長胡恩傳等暗殺せらる）

同　十一月九日　中山事件（上海にて中山秀雄兵曹支那人に射殺せらる）

同　十一年一月廿六日　汕頭事件（角田巡査支那人に射殺さる）
同　七月十日　萱生事件（上海にて萱生鐵作支那團漢に射殺さる）
同　八月廿四日　成都事件（大坂毎日記者渡邊洗三郎、上海毎日記者深川經二外二名暴徒に大川飯店を襲はれ虐殺、田中、瀧戸傷害）
同　九月三日　北海事件（藥種商中野順三、第十九路軍兵士に虐殺さる）
同　九月十八日　漢口事件（吉田巡査暴徒に射殺さる）
同　九月廿三日　水兵射殺事件（上海にて齋藤水兵抗日支那兵に射殺さる）
同　十一月十九日　山東事件（青島紡績九工場及び青島絲廠の罷業、邦人一負傷）

（註）第二十九軍に關するものは次に掲ぐ。

第二十九軍の暴戾

更に國民政府は自己の國力を過信し、帝國の實力を輕視せるのみならず、本事變の狼煙を擧げた第二十九軍は抗日意識特に強く、昭和八年の我が熱河作戰に於ても、長城線に據つて頑強に抵抗を試みた軍隊で、北支密輸問題、北支駐屯軍增强問題の發生以來、特に抗日傾向顯著となり、昭和十一年五月末の冀察文武官全體會議に於て、張自忠等の實力派は數日に渉り、强硬論を主張したのである。此の頃から邦人に對する不法行爲は一層强烈となり、其の態度も亦露骨となつて來た。卽ち當時の第二十九軍不法事件の主なるものを擧ぐれば、次の通りである。

昭和　九年十月　第一次張北事件（駐屯軍幕僚、領事館員等に對し宗哲元の第百三十二師暴行）
同　十年一月　第一次熱河侵犯事件（張家口宋軍が滿洲國豐寧縣に入り大灣附近占領滿洲自衞隊四十名拉致）
同　五月　第二次張北事件（多倫より張家口に向ふ關東軍自動車隊軍第百三十師に不法監禁、荷物檢査）
昭和　十年六月　第二次熱河侵犯事件（熱河西邊に再侵入、縣參事官一行滿洲警衞隊二回に亙り不法射擊さる）
同　十一年一月　五日　朝陽門事件（北京朝陽門內にて鈴木陸軍大尉以下七名の乘車に對し不法射擊）
同　五月二十九日　北支駐屯軍輸送列車爆破事件（天津東站にて貨車爆破、軍馬三負傷）
同　七月二十六日　豐臺事件（其一）（支那兵の我兵營內乘馬通過、柯野陸軍大尉毆打）
同　九月十八日　同　（其二）（彼我行軍部隊の衝突）
同　八月二十一日　豐臺朝鮮人不法毆打事件（森川太郎）
昭和十二年二月二十一日　平綏線南口驛邦人不法調査事件（中野領事代理）
同　三月　二日　同（張家口原巡査部長）
同　三月十三日　同（北京新聞香川記者）
同　三月下　旬　同（大本特務機關長、牟田口部隊長）
同　五月　一日　同（商人岩橋登楠）

我國の在北支特殊權益

一方北支に於ける我國の特殊權益は、次の協定により規定されてあつた。

甲、滿洲事變前

一、天津日本民留地取極書（明治卅一年一八九八年）
二、北淸事變最終議定書（明治卅四年一九〇一年）
三、天津還附日淸交換公文（明治卅五年一九〇二年）

（日本軍演習自由權も之に定めてある）

四、山東懸案解決條約（大正十一年一九二二）

乙、滿洲事變後

五、塘沽停戰協定（昭和八年一九三三年五月三十一日）
（長城線突破後關東軍代表岡村寧次少將と國府軍事委員會代表何應欽代理熊斌との協定せるもの、之により昭和十年十一月二十五日殷汝耕を長とする冀東防共自治委員會が成立し十二月二十五日冀東防共自治政府と改稱す）

六、梅津何應欽協定（昭和十年一九三五年十月十日）
（支那駐屯軍司令官梅津美次郎中將と北平軍事分會委員長何應欽との協定せるもの）

七、土肥原秦德純協定（同　年六月十八日）
（關東軍特務機關長土肥原賢次少將と察哈爾省主席代理と協定せるもの）

八、通車協定（昭和九年一九三四年六月）

九、通郵協定（同　年十二月）

二、事變の經過

蘆溝橋事件

支那全土に漲れる排日思想の暗流は、前述の如きものであつたが、昭和十二年七月七日、北京郊外豐臺駐屯の我が陸軍一部隊が、蘆溝橋（北京の西南約三里、永定河畔）北方で夜間演習中、午後十一時四十分頃、橋北千米の龍王廟に在つた第二十九軍（軍長宋哲元）第三十七師（師長馮治安）の第二百十九團の一部隊が、突如數十發の不法射撃を加へたので、我が隊長は直に部隊を集結して之を監視し、此の旨を豐臺駐屯の我部隊に急報すると共に、支那軍に對し不法挑戰行爲を難詰し、同所の支那兵撤退を交渉中、更に八日午前四時二十分頃、再び龍王廟附近及び永定河西側の長辛店附近高地から、集結中の我軍に對し、迫撃砲及び機銃・小銃の射撃を以て挑戰したから、終に我軍も自衛上止むなく應戰し、龍王廟を占據し蘆溝橋の支那軍に對し武裝解除を要求した。本戰鬪に於て我軍死傷十餘名、支那軍死傷八十餘名を出した。

支那軍の違約

八日午前九時三十分支那側の停戰申出あり、爾後我方は不擴大方針の下に局地解決に努め、相互再三折衝せる結果支那側は撤退を約したが、毫も約束を履行せず、却つて續々兵力を永定河西岸に增加し、十日拂曉には我が監視部隊の寡勢なるを見て、之に射撃を加へ、更に午後五時十分頃には、衙門口方面から南進して來た約百名の支那軍は、我監視部隊に對して、迫撃砲・機銃を發射しつゝ龍王廟に進撃し來り、九日午前二時の協定を破つて、龍王廟の不法占據をなし、且つ蘆溝橋附近の我軍を攻撃し來つた。玆に於て牟田口部隊長は自衞上、敢然として逆襲に轉じ敵を粉砕して、午後九時十五分再び龍王廟を奪取し、同時に長辛店の敵をも撃退した。

十一日以後彼我交涉を進め居る間に、彼は益々兵力を增加し、附近に陣地を構築する等、挑戰的態度に出でた。然し一旦强硬態度を採れる冀察側も、日本朝野の一致した强硬決意を知つて、遽に態度を更め、第二十九軍代表張自忠、張允榮の名を以て、(一)責任者處分、(二)將來の事件防止、(三)兵力の撤退、(四)抗日團體取締の四條より成る我が提議に承諾すべく約したのである。然し八寶山附近及び馬村方面では尙ほ挑戰的射撃、軍隊增强を停止せず、一方南京政府は、我國が「大陸經營の精神は、日滿支提携共助を希望する爲め、日支の抗爭を欲せず、極力不擴大方針の下に、

事件の局地解決に努めた」のを以て、日本の實力を輕視し、終始强硬な態度を執り、蘆溝橋事件の發生するや直ちに、飛行隊に動員を令し、四箇師を北上せしめ、斷乎抗日行動を採るべく冀察側に激勵する等、其の對日抗戰の態度は極めて露骨にして彼我交涉に當つても、本事件の責は日本側に在りと豪語し、又夜間演習は（明治三十五（光緒二八）年天津還附日淸交換公文による條約上の我が權利なるにも拘らず、領土侵略の準備なりと誣言して各國に宣傳し、死傷者や破壞建築物の寫眞等を對日惡宣傳に利用する等、明かに對敵行爲を示し來つた。

北支派兵決議

斯かる間に支那國內宣傳は、其の效を現はして各地に抗日氣勢を擧げ、我國が衷心希望せる局地解決も、事玆に至つては全然不可能事となるに至つた。仍て七月十一日緊急閣議に於て北支派兵の議決せられ、香月陸軍中將は支那駐屯軍司令官に親補せられた。次で八月十五日日本政府は「最早隱忍其の限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す爲、今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり」と聲明した。爾後事變の推移に應じ作戰に對處する爲め、十一月二十日宮中に大本營を設置せらるゝに至つた。

大本營

此の間、北支では彼の不誠意から各地に日支兩軍の衝突を繰返し、外交交涉も亦數次の變轉を重ねて事件は益々擴大し、終に中南支の反日風潮も日々激烈となり、各種抗日團體の巢窟たる上海にも飛火して物情騷然たるに至つた。七月二十四日宮崎一等水兵が拉致せられ、次で八月八日午後五時頃、大山勇夫海軍中尉及び齋藤一等水兵の殺害さるゝに及んで遂に爆發の危機に直面した。大山事件の非は全然支那側に在ることは彼我立會の各種檢證に於て明白となり、十一日午後五時岡本上海總領事は上海市長兪鴻均に對し(一)日本人居住地附近の保安隊撤退(二)停戰協定地區內の防備施設の撤收を嚴重要求したが、兪市長は自發的實行を口にしつゝ、彼は我第三艦隊の增勢に藉口して保安隊を增强

大山事件

上海の戰鬪開始

し、我上海陸戰隊警備地域に竝行して全線土嚢を築き、迫擊砲・機關銃を備へる等純然たる戰鬪隊形を整へた。十二日午前十時滬凟警備司令楊虎は、全保安隊に戰鬪準備を下令し、閘北一帶に戒嚴令を布いた。

十三日午前九時頃より、便衣隊及び支那正規軍は我に向て射擊を始め、爆擊機の示威飛行を行ひ、支那兵力は逐次前進集結して、其の射擊も益々活潑となつて來た。我上海陸戰隊も勘忍袋の緒を切つて、午後四時五十五分「全軍警戒、戰鬪開始」の令により、遂に全線進擊に移つて反擊の火蓋を切るに至り、上海も亦戰火の巷となるに至つた。

爾後戰局は順調に進展して、連戰連勝無敵皇軍の威力を大陸に發揮し、（昭和十二（民國二十六）年十二月十三日首都南京は遂に陷落し、蔣政權は漢口に退轉することゝなつた。仍て同年末、駐支獨逸大使は首都陷落を一段階として、日支和平仲介の勞を執るべく斡旋したが、支那は之に應ずるの誠意を示さず、長期抗戰を呼號して第三國の援助を恃み、只管抗日策動に努めたから、帝國も昭和十三年一月十一日午後二時宮中に御前會議を開かれ、同十六日次の聲明を發表して、所謂「蔣政權を對手とせず」の方針を明かにし、現在の支那から歐米依存、容共抗日の思想を芟除して、日滿支三國が眞に提携共助し得る新支那建設の爲めに、聖戰を進むることゝなつた。

昭和十三年一月十六日帝國政府聲明全文

『帝國政府は南京攻略後、尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふる爲め今日に及べり。然るに國民政府は帝國の眞意を解せず、漫りに抗戰を策し、內民人塗炭の苦みを察せず、外東亞全局の和平を顧みる所なし。仍て帝國政府は爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、是と兩國々交を調整して更正新支那の建設に協力せんとす。元より帝國が支那の領土及び主權竝に在支列國の權益を尊重

するの方針には毫も變る所なし。今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し。政府は國民が此の重大なる任務遂行のため、一層の發奮を冀望して止まず。』

中支在留邦人引揚

本事變の突發に當り、平時在留邦人の生命財産保護竝に通商貿易保護に任じて來た我が在支海軍は、適切妥當なる處置により、軍艦護衛の下に長江沿岸居留民を全部無事引揚げしめた。

即ち八月一日より上、中揚子江（重慶・沙市・宜昌）四日長沙、七日漢口、八日下揚子江（九江・大冶・蕪湖・南京・鎭江）等の在留邦人を順次收容し、合計二千數百名の在留邦人は大山事件發生時迄に全部上海に引揚げを終り、上海海軍特別陸戰隊の保護下に入つた。

海軍の作戰行動

斯くて皇軍の戰果は著々と擴大し、北支に於ては綏遠省・察哈爾省・河北省・山西省・山東省、中支に於ては江蘇省・安徽省・浙江省・湖北省・湖南省、南支に於ては福建省・廣東省・廣西省に及び、昭和十四年九月末に於ける戰線實に三千四百粁（日露戰爭二、三〇〇粁、世界大戰二、五五〇粁）に達し、此の外遠く甘肅省・陝西省・四川省・貴州省等の奥地を空襲し、中華民國全土に我が武威を發揚し、一意東亞新秩序建設の聖戰に邁進した。

以上の如く陸軍の攻城野戰が疾風迅雷的進擊をなすに伴ひ、海軍も亦之に呼應し、海陸兩軍は常に緊密なる連繫の下に聖戰の目的達成に協力した、其の作戰の主なるものを擧ぐれば次の通りである。

海上制覇

戰地は勿論、交戰地區以外に於ても我が海軍の實力を以て、默々裡に第三國の介入妨害を許さず、西太平洋上儼然と制海權を確保した。

支那船舶の航行遮斷

蜿蜒二千八百五十浬に亙る全支沿海を氷雪風濤酷熱と戰ひ、經濟封鎖の目的を達成した。

陸戰隊の奮鬪

青島・芝罘・威海衞・厦門・連雲港・廣東・北海等の要地及び東沙島・金門島・海南島・普陀島・三竈島等の諸島嶼を占領し、揚子江及び珠江の遡江作戰に於ては、陸軍の進擊と竝進して、安慶・湖口・九江・田家鎭・漢口・虎門要塞等重要據點を攻略し、陸軍の進攻を容易ならしむる等、江上戰・野戰・山岳戰へと發展し成功した。又累次の敵前上陸には常に先陣を承り、陸軍上陸成功の因をなした。

敵要地の占領

海軍艦艇は其の機動力を利用して、隨時沿岸・島嶼等に攻擊を加へ、單獨又は陸軍と協同して要地を占領した。卽ち、

東沙島・金門島・焦山・青島・芝罘・威海衞・崇明島・厦門・連雲港・安慶・南澳島・湖口・九江・星子・田家鎭・半壁山・蘄春・黃石港・虎門要塞・海南島・北海等である。

敵前上陸

陸軍輸送船團の護送、敵前上陸掩護等海軍艦艇及び陸戰隊の協同により何れも成功した。是等作戰に輸送・警戒・偵察・泊地進入・水路嚮導・上陸援護等に拂はれた海軍の苦心は甚大なるものがあり。其の主なるものゝみにても次の通りである。

呉　　淞　昭和十二年八月二十三日
杭　州　灣　同　十一月五日
白　茆　口　同　十一月十三日
白　耶　土　灣　昭和十三年十月十二日
海　南　島　昭和十四年二月十一日
北　　海　同　十一月十五日

遡江作戰

水路の變化極まりなく水流も亦急なる揚子江・珠江等に於て、敵の設けたる閉塞船・防材等を啓開し、敷設機雷を處分しつゝ進攻部隊を先導し、其の目的を達成した。

航空隊の活躍

昭和十二年八月十四日、安田大尉水上機の空中戰を皮切りに、翌十五日の渡洋南京爆撃、同十二月四日長驅蘭州を爆撃せる等枚擧に遑なく、又陸軍の進撃を容易ならしめたるものも尠からず、其の功績は世人周知の處である。

宣撫工作と治安恢復

又皇軍の進む所著々宣撫工作に努め、治安は恢復し都市は復興するに到り、各地に新政權・治安維持會等の成立を見るに到つた。

昭和十二年　十　月十五日　晋北自治政府（大同）
昭和十二年十一月廿二日　蒙疆聯合委員會（張家口）
同　　十二月十四日　臨時政府（北京）
同　十三年　三月廿八日　維新政府（南京）
特別市政府　青島・上海（別に大同市政府あり）漢口・厦門
治安維持會　濟南・南京・杭州・青島・徐州・*廣東・瓊州

*昭和十四年十一月二十日廣東市公署となる。

近衞聲明

昭和十三年十二月二十二日夜、近衞首相は更生新支那との國交調整に關する根本方針（所謂近衞聲明）を中外に宣明し、日滿支三國は相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げ、東亞新秩序建設に進むべきを强調し、日支平等の經濟開發、支那主權の尊重等聖戰の眞意を明かにした。

一方支那側に於ても、曩に國民政府行政院長たりし汪精衞（號兆銘）は一九三八年（民國廿七年）十二月九日重慶に於て、蔣介石と和戰問題に就き激論を闘はしたが、其の和平論が容れられざるを知つて同月十八日重慶を脫し河內に去り、同二十九日蔣介石竝に國民黨・中央政治會議・中央執行委員會・中央監察委員會に宛て、和平に關し大要次の如き重大聲明を發した。

『日本は近衞聲明で日支國交再調整に關する日本政府の根本方針を闡明したから(一)日本の友好を諒解し(二)防共提携をなし(三)經濟提携をする、以上三點を基礎として速に日本と和平回復のため意見の交換をすべきである。』

之に對して國民政府は汪を叛逆者として逮捕令を下すや、久しく沈默を守つて居た彼は昭和十四年（一九三九年）六月十二日香港に於て「抗戰の眞相」なる長文の聲明を發表して、彼が蔣介石と和戰論を戰はし、遂に重慶を去るに至つた事情を明かにし、國民政府が國民の悲嘆流轉を顧みず、抗戰の實力と成功とを欺瞞して、遂に國土を焦土化せんとするを痛罵し、重ねて日支和平の急務なるを強調した。

更に汪は七月十日再刊した上海中華日報（民國廿一年創刊、同廿六年十一月上海事件後休刊中）紙上に「余の中日關係に對する根本觀念及び前進目標」と題し、全支民衆に其の抱懷する愛國至情を吐露し、日本との國交を恢復して東亞に和平を確立すべき警世の論文を發表した。更に又翌十一日の同紙上には「海外同胞に警告す」と題して、國民政府デマ宣傳の啓蒙に努め、和平救國の急務なるを獅子吼した。

斯る間に汪の新中央政權樹立工作は著々進捗し、正統國民黨（主席汪精衞）は南京の維新政府（主席梁鴻志）北京の臨時政府（主席王克敏）中國新青年黨（幹事長劉紹現）等の共鳴を得て、修正三民主義（孫文の民族・民權・民生）を基本精神として、堅實なる發展を見るに至り、昭和十五年一月十六日汪は重慶の蔣介石に對し、日支和平の基本要綱に到達したるを以て、飜然日本と停戰を決定すべきである旨の最後的勸告を試みた。

次で一月二十三日青島迎賓館（元獨國太守官邸）に於て、汪精衞・王克敏・梁鴻志の三巨頭が青島會談を行ひ、時局收拾の責を負ひ、和平實現と憲政實施とに關する原則を定め、支那新中央政權樹立の準備工作を終つた。又本會議に蒙古聯合自治政府首席德王は其の代理として李守信を本會議に出席せしめ、新中央政府との關係を確立させた。

青島會談

第二　現勢篇

第一章　日本

第一節　內南洋

一、沿革

(一)　發見及び西班牙領時代

我が南洋群島が日本の統治領となるまでには幾多の歷史的變遷があつた。今日の躍進狀態にある群島を語るに當つては、先づ過去に於ける其の歷史を回顧する必要がある。

第十六世紀の初葉頃から發達し始めた航海術は、まづ西ヨーロッパから擡頭し、遂にこの航海術の發達が世界歷史に一大エポックを劃する大事業となつたのである。當時西班牙、葡萄牙の冒險者たちは、相競つて東西に航し、前人未踏の陸地發見に沒頭したのであつた。わが南洋群島も亦た是等冒險者たちの發見に係かるものであつたことは言ふまでもない。勿論群島は一望涯しなき太平洋上に散在する孤島であるから、その發見の時期も、また發見者も共に夫

々異なつてゐる。偶々若し發見されても、それは極めて狹小な孤島であるため、發見者自身がその價値を認めず、多くは放擲の狀態に置かれてあつた。故に發見以後の歷史も斷片的で、未だに文獻などを涉獵しても詳らかではない。

各群島の發見

マリアナ、カロリン、マーシャルの三群島中、マリアナ群島の發見は、十六世紀の初葉、葡萄牙人の航海者マゼランによつてまづ發見せられ、次いで、西班牙の手に歸した。西班牙は比律賓及びグアム島と共に、これを自國の植民地として統治したのであるが、この統治方策があまりにも苛酷なりしため、遂に各島の土人は叛亂を起し、西班牙政府に對して事毎に反抗的態度をとつた。これが爲め西班牙政府は徒らに統治は愚か土人の叛亂鎭壓にのみ終始し、今は空しき經營の遺跡と、土人虐殺の口碑とを貽して、星霜こゝに三百數十年を閱するに至つた。

カロリン群島中パラオ島は一五二七年葡萄牙人ディエゴダ・ロシヤに依つて發見され、次で一六八〇年代には、西班牙人より成る探檢隊が逐次ヤップ以東トラック、ポナペ及クサイの諸島を發見したので、西班牙政府は比律賓を根據地として、同國舊敎に屬する宣敎師を各島に送り、土人の敎化に努めたのであるが、敎戮相次ぎ、その布敎も思ふやうにならず、たゞ徒らに此の島々も領有の空名を殘すに過ぎなかつた。

一方マーシャル群島の發見は、千五百年代とも、また千七百年代ともいはれてゐるが、史實に記錄されてゐるところでは、一七八一年（一說に一七八八年）英人マーシャルの探檢によるものと稱せられてゐる。從つて最初は英國の領土であつたが、その領有の根據薄弱なるに乘じ、獨逸は一八七七年（一說に一八七八年）に軍艦を本群島に派遣して酋長と歃を交へ、一八八五年再び軍艦を派遣し各酋長を說き伏せ、遂にマーシャル群島を完全に英國より奪取するに至つた。次で一八八八年英獨協商の結果、ギルバート諸島は英國領、ヤルート及ナウルの二群島は獨領と定められた。

是より先き一八八五年、獨逸はマリアナ、カロリン群島が西班牙領有とはいへ、何等統治の實績を擧げてゐないので、併せてこの二群島をも奪取すべく、スペイン政府との間に之が領有の權限を爭つた結果、遂に兩國間に國際關係の危機を孕むに至つたので、羅馬法皇の調停に依り、獨逸の通商その他の權利を認めて、一八八六年マリアナ、カロリン兩群島は全部西班牙領としたのである。この紛擾解決後は西班牙政府も群島統治に意を注ぎ、官吏・宣敎師などをマリアナ、カロリン兩群島に派遣し、これが開發に當つたが、偶々一八九九年西班牙は米國と干戈を交へるに至り、敗北した西班牙は遂に比律賓群島に加へて、グアム島をも米國へ割讓することゝなつた。加之、西班牙政府はこの戰爭の結果財政難に陷り、遂に一八九九年六月獨逸にマリアナ、カロリン兩群島を讓渡するの已むなきに至つた。かくて獨逸は之を動機として、グアム島を除く南洋群島の全部を自國の保護領としてしまつた譯である。

（二）獨逸領時代

獨逸の統治

南洋全群島を自國の領土とした獨逸政府は、まづニューギニヤのラバウルに總督府を置き、本群島をその下に附屬せしめ、ヤップ、ポナペ及ヤルートに各政廳を設け、知事を置き群島統治の治績は、西班牙時代とは全く異り、土人の反亂などは全く其の跡を絕つに至つた。獨逸政府はまづマーシャル群島に、ヤルート會社を創立し、同會社に拓殖の全權を與へ、通信・航海等に對し保護を與へる外、恰も英國の東印度會社に類する組織の下に將來太平洋の獨領諸島にまで及ぼさんと其の開發を企圖し、產業政策の基礎を確立せんとした。然かし、獨逸政府は一九〇六年に至り、ヤルート會社に與へた行政權を取上げたので、同會社は專ら營利會社として、ヤルートを

中心とし、ヤップ、パラオにまで活躍した。從つて全群島に於ける貿易の中心はヤルート島に在り、西はシンガポール、香港、南はニューギニヤ、濠洲、東はアフリカに至るまで常に交通絶えず、やがて獨逸は將來南太平洋一切の實權を其の掌中に收めんとした。

獨逸の群島統治策は單に產業貿易政策にのみ力を注いだのみならず、まづ南太平洋の覇權獲得の爲めには、通信設備の完備を圖らねばならぬとして、一九〇六年ヤップ島を中心として、海底無線電信を敷設し、北は上海、グアム島、南はセレベス島メナードに連絡せしめる外、一九一三年にはヤップ島に大規模の無線電信所を建設し、有線・無線の兩方面を通じて、太平洋の通信權を掌握し、ニューギニヤ、青島と呼應し、將來の發展に對する基礎を樹立せんとした。一方これと竝行して、獨逸政府は、未開發資源の探檢とこれが開發に絶大な苦心を拂ひ、各科に亙る專門の學者、技術者を群島に派遣して、學術的探檢を行つた。殊に學術探檢のため測量船プラネット號を太平洋に巡航せしめたのは有名な事實である。プラネット號による調査研究は今も尙ほ學界の好資料となつてゐる。現在群島の地下資源中最も有力なものとされてゐるアンガウル島の燐礦の如きは、獨逸學術探檢隊の發見せるものであつて、一九〇八年本國ブレーメン市に獨逸燐礦株式會社を設立し、爾來わが海軍が同島を占領するまで採掘を繼續してゐた。

土人の教化

更に獨逸は群島統治に當つて、まづ土人の教化に努め、西班牙統治の轍を再び繰り返へさぬやう、この點に特に注意を拂つたやうである。新舊キリスト教の宣教師を派遣し、その布教に從事せしめる外、或は補助金を給與し、或は宗教學校を設置して、土人の兒童を教育し、而して母國獨逸語の普及を圖つた。いまも群島居住の島民の中で、老人（ローミツク）といはれる者の中には獨逸語を使ふ者がある。これ等は獨逸政府の教育普及に對する努力の一端を知るべき一例であ

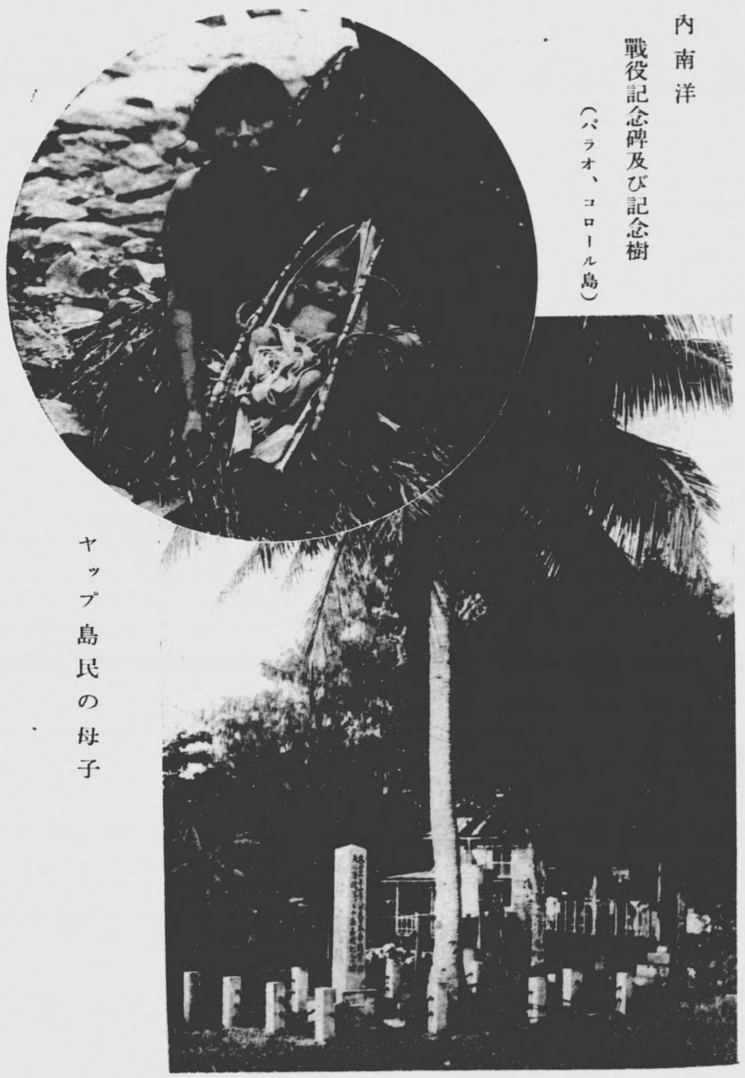

内南洋
戰役記念碑及び記念樹
（パラオ、コロール島）

ヤップ島民の母子

る。わが海軍が群島占領當時、布教のため派遣されてゐた獨逸人の男女合せて百名以上にも達したといふ事實から見るも如何に獨逸政府が土人教化に努めたかは想像に難くない。またサイパン島には小學校を設置し、各群島からの優秀なる兒童を選抜して教育する外、これ等の者のうちから遠く青島にまで留學せしめた點などは、流石に至れり盡せりと謂ふべきで、獨逸の群島統治は、西班牙の比ではなかつた。

(三) 日本の施政

帝國海軍の占領

斯くて大正三年、偶々歐洲大戰勃發し日獨の國交斷絶するや、わが海軍の南遣枝隊は直ちに南洋群島を衝き、當時獨逸國の保護領であつた太平洋中赤道以北に散在する南洋群島を占領し、同時に特別陸戰隊を駐屯して軍政を布き、これが治安の任に當つた。時に大正三年十月、これ實に南洋群島に於ける帝國施政の始めであつた。

次で大正三年十二月に臨時南洋群島防備隊條例を設け、司令部を東カロリン群島のトラック島に置き、臨時南洋群島防備隊司令官をして軍政を司らしめた。かくて、大正九年一月對獨平和條約が成立し、越えて大正十年四月C式委任統治條項の決定されるに及び、國際聯盟規約第二十二條の規定及びC式委任統治條項に基き、主たる同盟及び聯合國の委任により、南洋群島は帝國の委任統治地域となり、帝國は委任國として南洋群島の統治を爲すことゝなつた。

是に於て帝國政府は南洋群島に於ける施政制度の根本的改革の必要を認め、純然たる行政廳設置の準備として、大正十年七月、民政部を司令部と分離し、トラック島よりパラオ島に移轉した。而して、大正十一年三月、從來の臨時南洋群島防備隊條例を廢止し、軍隊を撤去すると共に、同年四月南洋廳を設置し、爾來今日に及んでゐる。

（四）占領前に於ける日本との交渉

南洋群島は我が帝國領土の構成部分として、產業に、經濟に、文化に、社會施設に愈々その內容の充實を示しつゝあるが、遡つて、群島が委任統治領となる以前、卽ち、西班牙及び獨逸の領有時代に於て、わが日本との交涉はどうであつたか、更にまた有史以前或は有史以後に於ける交涉はどうであつたか、是等に關しては參考となるべき何等の文獻もないので察知するに困難ではあるが、口碑傳說などによると相當の交涉があつたやうに思はれる。近世に於ける交涉は、文獻によると明治二十三年東京府士族授產資金を以てせる南洋通商が最初に開始されてゐる。尤もこれ以前に於ても多少の交涉がある、今記錄をたどつて、左に其の二、三を記述する。

民國との交涉

（イ）**軍艦の寄港**　明治十七年軍艦龍驤（初代）が、海軍兵學校の卒業生を乘せて、遠洋航海の途次カロリン群島ポナペ島管內クサイ島に寄港したところ、同島の酋長は我が軍艦を見るや大いに悅び、艦に來訪して曰く「口碑の傳ふるところによると、我等の祖先は日本人なり、我等は實に日本人の子孫なり」と述べ大いに歡迎したと記錄されてゐる。現在同島に居住してゐる「シクラ」なる酋長は、伊達政宗の臣下にしてローマに使ひした支倉六右衛門の末孫であるといつてゐる。果してシクラ酋長が支倉の末孫であるか否かは不明であるが、この島にあるロの城跡などの築城法から考へても、何等かの交涉があつたのではないかとも思はれる。

（ロ）**エーダ號事件**　明治十七年橫濱濠洲間の貿易航路に從事してゐた英國の帆船「エーダ」號が、マーシャル群島のラエ島に於て漂流日本人が虐殺された事實ある旨を報告したので、外務省は直ちに御用係後藤猛太郎、同鈴木經勳一行を派遣してこの事件を調査せしめた。一行は同年九月一日橫濱港を出帆して同月廿三日マーシャル群島ウジェエ島に到著し、酋長に交涉して事件の眞相を確かめ謝罪の條件を決定し、翌年一月橫濱港に歸著した。當時エーダ號には數名の日本人水夫が乘組んでゐたといはれてゐる。

南洋との貿易

（ハ）**南島商會**　明治二十三年田口卯吉氏（後ち法學博士）は東京府士族授產資金四萬四千餘圓をもつて、南島商會を組織し、途中小笠原、グアム、ヤップ、パラオの諸島を經てポナペに至り、この島に南島商會なる貿易會社を創立した。南島商會は誠意を以て島民に接し、爲めに大いに島民の信望を博したのであるが、事業は意の如く成らず、遂に創立後幾許もなくして、業務を他に讓渡し、一屋商會の商號の下にこれを繼續したのであるが、結局收支償はず明治二十八年解散するに至つた。

（ニ）**快通社・恒信社**　明治二十四年中、快通社・恒信社等起り、トラック島を本據として貿易事業を經營したのであるが、快通社は使用船の坐礁により解散し、恒信社は同二十六年トラック島よりパラオ島に移轉し、大正三年わが占領直前までその事業を繼續してゐた。

（ホ）**南洋貿易會社**　現時の南洋貿易會社の前身である南洋貿易日置合資會社はその創立明治二十六年で、帆船長明丸（九十六噸）を使用し、ボナペ、トラック、サイパン、グアムの各島々に支店を設置し、盛んに通商貿易に從事したが、明治三十二年獨逸官憲の抑壓で、遂にトラック、ポナペの支店を閉鎖するの餘儀なきに至り、同三十九年頃村山商會と合併して株式組織とし、日置の二字を除き、更めて南洋貿易株式會社と改稱した。爾來資本を增加し、事業を群島以外の外南洋にまで擴張し、現在盛んに業務を經營中である。

以上の外に單獨で群島に渡航し、夫々拓殖の事業に從事し、現在も夫々島に在つて活躍しつゝある邦人もあるが、その數は極めて僅かで、其の他はいづれも委任統治領となりし以後に渡航したものである。

二、地誌

我が南洋群島は赤道以北の太平洋上に散在するマリアナ、カロリン、マーシャルの三群島を總稱したもので、その島嶼の數は實に一千四百餘島、この總面積は僅に二千百四十九方粁に過ぎずして、わが東京府若くは沖繩縣の總面積に匹敵するものである。

位置及び面積

其の位置は東經百三十度より同百七十五度、北緯零度より同二十二度に及び、その包容する海面は東西二千七百浬、南北一千三百浬に亙る廣大なものである。即ち、群島は北東遙かに米領ハワイに對し、西はフイリッピン群島及び蘭領セレベスに、南はニューギニヤに對し、北は小笠原諸島及び硫黄島に連る。マリアナ群島中のグアム島は面積五百八十六方粁、群島中最大の島嶼で、往年米國が米西戰爭の結果、西班牙よりこれを獲得したものである。從つて、このグアム島を除く他の島々、即ち、一千四百餘島がわが南洋群島である。

是等の島々はいづれも島の面積は狹小で、其の最大島たるボナペ島及びパラオ本島の如きも僅に三百七十方粁に過ぎず、各島内の地勢として特筆すべきこともないが、大部分は地質上火山岩より成るものと、珊瑚礁より成るものとの二つに區分出來る。即ち、マーシャル群島はいづれも珊瑚礁であり、その地勢も水面上僅に五尺内外の低平な陸地に過ぎない。これに對してマリアナ、カロリンの兩群島は多く火山岩を母岩とし、地勢一般に急峻であり、中には全

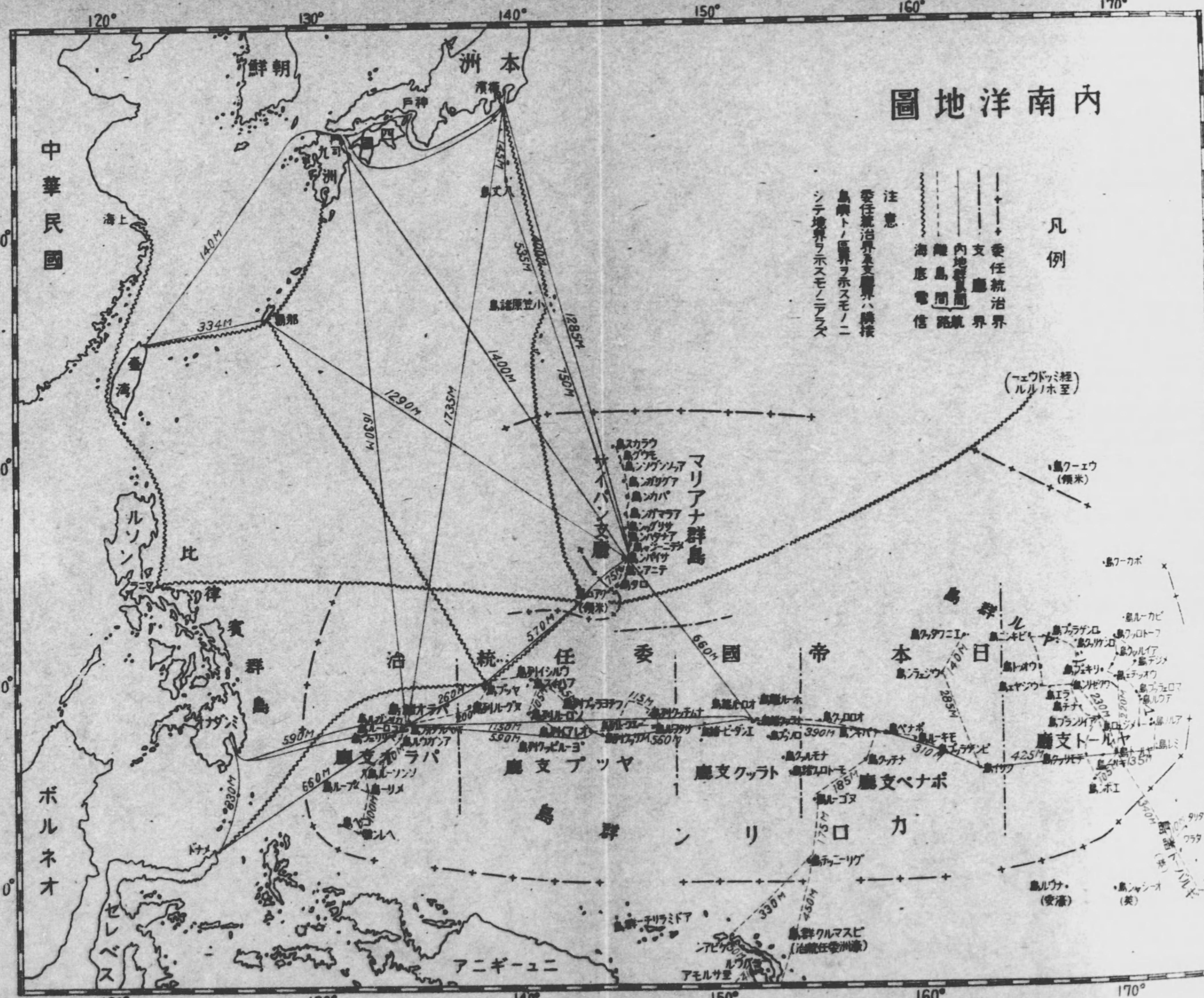

內南洋地圖
凡例
委任統治界
支廳界
內地諸島間航路
離島間航路
海底電信
注意
委任統治界ト支廳界ハ隣接島嶼トノ區界ヲ示スモノニシテ境界ヲ示スモノニアラズ
中華民國
朝鮮
本洲
九州
四國
臺灣
ルソン
比律賓群島
ボルネオ
セレベス
ニューギニア
マリアナ群島
サイパン支廳
パラオ支廳
ヤップ支廳
トラック支廳
ポナペ支廳
ヤルート支廳
日本帝國委任統治
カロリン群島

く耕地を有せざる無人島もあつて、山嶽は概して低く、七百五十米を超ゆるものなく、河川と雖も、舟楫の便ある川は殆んどない。唯かうした地質の群島中で、獨りヤップ島のみが古紀無質岩類系の結晶變岩類であるのが注目される。

面積及び島數は次の通りである。

群島別	群島名	島數	面積（方粁）	支廳管區別	支廳名	島數	面積（方粁）
マリアナ（米領グアム島を除く）		一四	六三九		サイパン	一四	六三九
カロリン		五四九	一、三二〇		ヤップ	八五	二二六
					パラオ	一〇九	四七八
					トラック	二四五	一三二
マーシャル		六〇（更に八百餘の礁島に分る）	一九〇		ポナペ	一一〇（二八）一三八	四八四（二〇）五〇四
					ヤルート	三二	一七〇
計		六				六二三	二、一四九

人口

昭和十三年六月末現在の人口は總數一二一、一二八人の內、島民五〇、八六八人、邦人七〇、一四一人、外國人一一九人であつた。以上のうち島民人口中カナカ族四七、〇四一人、チャモロ族は僅に三、八二七人に過ぎない。チャモロ族は人口增加の一途を辿りつゝあるが、カナカ族は全群島を通じ、現狀維持の狀態である。群島への渡航邦人は年々增加するのみで、同十三年六月調査では男四二、四一八人、女二七、七二三人、計七〇、一四一人となつてゐる。

三、政治

行政區畫

大正十一年三月勅令を以て公布された南洋廳官制では、南洋廳長官は拓務大臣の指揮監督を承けて部内の政務を管理し、郵便電信は遞信大臣、貨幣・銀行及び關税は大藏大臣、度量衡及び計量は商工大臣の監督を夫々承くることになつてゐる。現在では行政上、全島を六區劃に分けてゐる。卽ち、支廳及びその管轄區域は左の如くである。

支廳	支廳所在地	管轄區域
サイパン支廳	サイパン島	マリアナ群島
同　テニアン出張所	テニアン島	同テニアン島アギーガン島
同　ロタ出張所	ロタ島	同ロタ島
パラオ支廳	パラオ諸島コロール島	東經百三十七度以西のカロリン群島
ヤップ支廳	ヤップ島	東經百三十七度以東の西カロリン群島
トラック支廳	トラック諸島夏島	東經百五十四度以西の東カロリン群島
ポナペ支廳	ポナペ島	東經百五十四度以東の東カロリン群島及び東經百六十四度以西のマーシャル群島一部
ヤルート支廳	ヤルート島	東經百六十四度以東のマーシャル群島

南洋廳長官は前記支廳の外、熱帶産業研究所、水産試驗場、法院、醫院、郵便局、氣象臺及び測候所、實業學校、小學校及び公學校等を管理してゐるが、熱帶産業研究所はパラオに又その支所はサイパン及ポナペに置き、水産試驗場はパラオに、法院は高等・地方に分れ、高等法院はパラオに、地方法院はサイパン、パラオ、ポナペの三ケ所に在り、檢事局を夫々そこに設置して居る。また氣象臺はパラオに、測候所はヤップ、サイパン、トラック、ポナペ、ヤルートに置き醫院は各支廳所在地及びアンガウルに、郵便局は各支廳所在地及びテニアン、ロタ、アンガウルに在り、學校は支廳所在地及び其の他樞要地に夫々設置してある。

島民教化

一方、在住邦人の增加と共に、邦人の集團地域・部落を公認し、そこの公共事務を一切處理せしめ、官治行政の補助機關となし、昭和六年廳令を以て、南洋群島部落規程を制定し、現在サイパン、パラオ、ポナペ、トラックの各支廳管内に合計九部落の設置を見るに至り、大正十一年廳令を以て、島民を村吏に登用し、行政事務に關與せしめることゝなつた。各支廳管内のカナカ族に對しては區長及び助役を置き、夫々の行政を擔當せしめてゐる。この村吏の任命はカナカ族に對しては舊慣により酋長を、チャモロ族に對しては部落民の推擧によつて、支廳長これを任免し、その管轄區域もまた舊慣によつてゐる。

村吏數一覽　（昭和十三年四月一日現在）

支廳別	總村長	區長	村長	助役	計
サイパン支廳管内	一	二	一	七	九
ヤップ支廳管内	一一	一	一	一	一三
パラオ支廳管内	二	一	一三	一五	一五
トラック支廳管内	六	一	二三	二九	二九
ポナペ支廳管内	一三	一	一四	二七	二七
ヤルート支廳管内	二	一	一六	一八	一八
計	三四	六	六七	一一一	一一一

團に附與し、この養成した島民を更に傳道師として布教せしめてゐた。これ等の傳道師は讀方・書方・算術・唱歌等の外、土語の耶蘇教典を教科書として教へ、島民はローマ字を以て土語を綴り、今なほ之を自由に使用するものが多い。カトリック傳道團がボナペに、アメリカ傳道團がマーシャル及クサイに何れも寄宿舍を設けて、これが教育に當つた。サイパン島に於ける官立公學校は、一九一三年には此の種の生徒三八五名の多きに達した。

我國の教化施設

大正三年わが海軍がこの地を占領するや、海軍將兵は島民兒童に國語・算術・唱歌を教へ、次で同四年十二月に至り始めて學校規則を定め、サイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルートの六箇所に修業年限四ケ年の小學校を設置し、翌五年一月より普通小學校と同じ科目を教授することになり、更に大正七年九月より學則を改めて修業年限を三ケ年とし、校名を島民學校と改め、なほ土地の狀況により修業年限二ケ年、補習科を併置することになつた。

大正十一年南洋廳が設置され、公學校官制が發布せられて、從來設置の島民學校及び其の分校を公學校と改稱し、國語を常用せぬ者を收容する所とし、これに伴ふ學則の大改正を見るに至り、今や島民の子弟も邦人子弟と同等の教育をうけ、皇恩の惠みに、日夜勉學に餘念がない。なほ此のほか島民に建築・木工の技術を授けるため大正十五年度よりコロール公學校に、木工徒弟養成所を附屬せしめ、各支廳管内より三名宛の志願者を選拔し、島民大工を養成しつゝあり、成績は極めて良好である。邦人小學校は各島に設置され、高等・尋常小學校合計二十四校あり、學級數も、尋常科一二〇、高等科一八、兒童總數七、六八八名（昭和十三年四月現在）に達してゐる。公學校數は、全群島で二十六校、兒童の總數も三、三五一名（昭和十三年四月現在）である。公學校卒業の島民は昭和十三年三月末までに三、七一五名に達してゐる。是等の島民はいづれも國語を解し、日常の日本語會話に巧みである。

島民の教化事業に對しては多大の力を注ぎ、公學校兒童で、遠隔（離島居住）の兒童は、寄宿舍に收容し、更に學用品一切を給與して勉學せしめてゐる。

四、產　業

本群島は總面積約二千方粁であるが、太平洋上に散在する一千四百餘島の島々から成るので、各島個々の面積は概ね狹小である。元來島民は文化の程度極めて低く、加ふるに我が委任統治領となる前には、適當な指導奬勵がなかつたが故に、生活狀態は極めて原始的で、その怠惰な慣習と相俟つて、彼等社會には何等の人爲的產業が行はれてゐなかつた。大正三年我國の統治以後、全群島に企業投資を試みる者が相當現はれたが、充分の調査研究を爲さずして著手した爲めその多くは失敗に歸し、群島の產業は將來見込なしとて群島放棄論さへも出る始末であつた。

新興產業

然るに大正十一年南洋廳設置以來、產業上の施設が具體化し、漸く各種產業の勃興を見るに至り、就中最も著しきものは、サイパン、テニアン兩島及びロタ島に於ける製糖事業で、年產二千萬圓以上に達してゐる。之につぐ新興產業は、最近急速の進展振りを見せつゝある鰹漁業を主とする水產業である。この鰹漁業のほか鮪漁業及び其の他の漁業も將來開拓の餘地は充分あるので、南洋の水產業は愈々期して待つべきものがある。農業に於ては、鳳梨、キャツサバ其の他の經濟作物の栽培、畜產の改良に於ては造林事業、椰子林の整理等計畫され、また地下資源としては燐礦及びボーキサイドの採掘など其の將來を期待されるものがある。

群島の農耕適地は現在の調査によれば、總面積二、一四九方粁、即ち約廿一萬三千ヘクターの內、農耕適地または

椰子林適地としては推定約九萬ヘクター餘で、既に農耕地及び椰子林として利用されてゐるものは五萬五千ヘクターである。なほ約三四、五〇〇ヘクター餘の土地は今後の經濟的利用を待つてゐる。（左表參照）

耕地面積表　（椰子林面積を含まず）　（昭和十二年十二月末日現在）

支廳管區	田（ヘクター）	畑（ヘクター）	計（ヘクター）
サイパン	〇・九九一	一八、四五一・八〇三	一八、四五二・七九四
ヤップ	九三七・四三六	五七四・九四一	一、五一二・三七七
パラオ	二二九・三五七	一、〇六二・七六七	一、二九二・一二四
トラック	一一八・二〇〇	六八〇・四六〇	七九八・六六〇
ポナペ	一〇〇・九二六	一、三一四・〇八四	一、四一五・〇一〇
ヤルート	一、三八九・〇一〇	〇・六三四	二・一七三四
計	一、三八九・〇一〇	二二、〇八四・六八九	二三、四七三・六九九

昭和十二年中に於ける農産物の價格總計は四、八五三、七八〇圓で、このほか家畜・家禽も相當飼育されて居り、將來有望視されてゐる。

群島の産業としては、第一に製糖業を擧げなければならぬ。當初、製糖事業も行はれてゐたが、いづれも失敗に歸し、大正十一年現南洋興發株式會社（昭和十二年六月現在資本金四千萬圓に增資）の設立を見、從來の糖業者であつた西村拓殖會社の事業を繼承し、南洋殖産株式會社の事業をも買收し、こゝに大企業組織の分蜜製糖工場の設立を見るに至つた。

現在同社はサイパン、テニアン、ロタの三島に於て夫々製糖事業に著手、盛大に行つてゐる。卽ちサイパン島（日産額千二百英噸）、テニアン島（同二千二百英噸）、ロタ島（同七百五十英噸）には新式製糖工場があり、年産百三十萬擔（ピクル）以上である。同社は此の製糖事業のほか燐礦、無水酒精、コプラ、タピオカ澱粉、棉花、ダマールの採取、眞珠貝の採取など廣範圍な事業を行ひつゝある。この他拓殖會社としては、昭和十二年一月より事業を開始した南洋拓殖株式會社（資本金二千萬圓）がある。同社はアンガウルの燐礦を中心事業として、農工・水産・海運・金融などの諸事業を行ひつゝある。

以上の二大拓殖會社の外に、南洋貿易株式會社を始め大小の會社が相當數に達してゐる。南洋群島に營業所を有する會社は次表の如くである。（昭和十三年四月調）

營業別	會社數	公稱資本金（円）	拂込資本金（円）
農業	五	六、三〇〇、〇〇〇	四、九二五、〇〇〇
林業			
商業	一五	一六、六二七、五一七	五、六二七、五一七

水產業は領有以前にも行はれてゐた樣であるが、詳細に就ては判明しない。大正十三年以降各種の企業計畫があり、漁業家の渡來も尠なくなかつたが、いづれも失敗に終り、その後廳當局の指導と相俟ち、最近には、南洋の水產業も根本的に確立するに至つた。何分、廣大な海洋に多數の島嶼が點在し、赤道反流が其の間を流過するため、各種の洄游魚族及び熱帶漁族が豐富で、永續的に南洋漁業は其の將來の有望性を認められるに至つた。

運輸業	一	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
水産業	九	六、三七五、六〇〇	四、二七五、六〇〇
工業	一三	四四、九五六、五〇〇	一六、八〇一、五〇〇
拓殖業	三	二〇、六〇〇、〇〇〇	一三、二五九、五〇〇
其の他	一	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
計	四七	九六、九〇九、六一七	四五、四一四、一一七

遠洋漁業

現在最も盛んなるものは、鰹漁業である。鰹は至るところ豐富に棲息するを以て、群島水産業の第一位を占め、現在之に關係する發動機漁船は百四十七隻、その漁獲高は昭和十二年に於て二百八十三萬圓に達し、今後未開拓の漁區を更に開拓せば、愈々その前途洋々たるものがあらう。この外、鮪・高瀬貝・珊瑚・鮫・玳瑁の各種水産業などがあり、近年群島を根據として、遠洋漁業に出漁する等、群島の水産業も益々活潑な歩みを見せてゐる。即ちパラオを根據として、アラフラ海、及び濠洲北岸公海に出漁する白蝶貝漁業は、創始以來僅か數年を出でざるに、昭和十三年度出漁漁船數百七十餘隻、漁獲高四十噸、二百四十萬圓に達した。この外高瀬貝・海人草・鮪漁業等も將來發展の餘地がある。

群島の鰹漁業の勃興と共に、鰹節製造業の隆盛を見るに至り、內地市場に南洋節として、その聲價を高めつゝある。昭和十二年の産額は五百萬圓に達し、群島生産物中の主要地位を占めてゐる。以上のほか養殖業として、パラオ、ヤルートに於て黑蝶貝を母介として眞珠養殖業を經營して居り、既にパラオに於ては、相當の成績を見せてゐる。なほ近年北濠洲アラフラ海方面に於ては、眞珠貝採取のため白人同業者をして顏色なからしめてゐるのはあまりにも有名な事實である。現在南洋廳として許可せる漁業の種類は昭和十三年十月現在で總計五百六十五の多きに達し、その漁獲高は、昭和十二年中で三百四萬九千四百二十三圓となり、貝類では三百七十九萬七千六百七十四圓、その他約十五萬四千圓となつてゐる。かくて群島の水産業は太平洋の大海原を相手に、やがて近き將來北洋漁業にも匹敵する時代が到來することは決して想像に難くないのである。

礦産

南洋群島に於ては、地積の狹小と地質の單純にして地史の短き事等に依り、從來礦産として見るべきものが極めて少なかつたが、近時群島に於ける礦業熱も次第に高まり、特に熱帶特有の燐礦、ボーキサイトの二大礦業を中心として、群島礦業は特に、豫想外の躍進的發展を辿りつゝある。然かも是等が産業竝に國防上必要缺くべからざる重要資源であることは、大いに注目すべきである。

現在採掘中の燐礦はアンガウル、サイパン、ロタ、トコベ、グリメス、ファイスの各島にあり、昭和十二年度に於ける總産額は三百五十萬圓に達してゐる。最近、南洋拓殖株式會社に於てはソンソル、バンナ、ブールの諸島、又南洋興發株式會社に於てはテニアン、アギーガン各島の燐礦採掘にも從事しつゝあり、パラオ本島に於ける褐炭の開發も亦た企業の實現を計畫中であると言はれるから、各種埋藏鑛物の企業化も將來期待すべきであらう。

南洋群島に於ける鑛物資源は、燐礦、ボーキサイトの外、金鑛・亞鉛鑛・銅鑛・ニッケル鑛・石綿・マンガン鑛・耐火粘土・硫化鐵鑛・硫黃・鐵鑛・大理石、石炭等の有力鑛物を擧げる事が出來るが、アンガウル島の燐礦は獨領時代、即ち一九〇三年に炭層を探究せんとして偶然發見せられたものと言はれてゐる。而して一九〇八年獨逸ブレーメン市に設立された獨逸南洋燐礦株式會社に依つて、一九〇九年より採掘に著手されたが、我が國の委任統治に歸してから、南洋經營組合及び海軍の手を經て、大正十一年以來南洋廳の經營となり、廳の財政上重要資源の一であつたが、昭和十一年

南洋拓殖株式會社が設立されると同時に、ファイス島の燐礦（埋藏礦量約五十四萬噸）と共に同社の經營に移された。ペリリュウ島の燐礦（埋藏礦量約四十萬噸）は、南洋興發株式會社の手に依つて、昭和九年十二月より採掘を開始し、昭和十年には五、四八六（英噸）、一三一、一五〇圓、昭和十一年二、二三〇（英噸）、四四八、一九五圓、昭和十二年二六、四二一（英噸）七四八、一七七圓の移出をなしてゐる。

その他南洋興發株式會社の經營に係るトコベ島は昭和十二年十月、ロタ島は昭和十一年十月、サイパン島は昭和十三年八月より著手して居り、南洋貿易株式會社經營のグリメス島の燐礦も、昭和十二年七月より事業を開始してゐる。トコベ、グリメス、ロタ三島の燐礦は共に昭和十二年より移出されてゐる。同年中に於ける數量及び價額は左の如くである。

島別	數量（英噸）	價額（圓）
トコベ	一、五五〇	二二、五三八
グリメス	一九八	一、九八〇
ロタ	一四、四三八	二三三、四七七

從來我が國に於ける燐礦は沖繩縣・ラサ島・臺灣等に僅に產出を見てゐたが、南洋群島に於ける全埋藏礦量は約三百五十萬噸との推定で、その將來は大いに期待されてゐる。

南洋群島は島によつては鬱蒼たる森林に覆はれ、一見千古の美林を擁する觀があるが、その實雜木の混淆林多く、有用樹木の叢林は少ない。最近南洋廳では大いに殖林事業を各島に於て實施してゐるが、生活上必要なる建築用材、

器具用材及び獨木舟用材などは悉く內地よりの移入に俟つてゐるのである。

現在群島の林業中椰子は一般に古くより植栽せられたものゝ如く、その發育も良く、爲にこれより生產するコプラは群島隨一の林產物として、重要移出品である。而かも椰子は島民の飮食物その他日常生活の資料として缺くべからざるもので、現在該植栽面積約三萬二千ヘクター餘　そのコプラの生產高は一萬四千噸に達し、將來益々增產の可能性がある。

なほ一般林野產物としては昭和十二年中にはコプラを含んで七、〇二一、一四四圓に達した。

工業としてはサイパン、テニアン兩島の製糖工業及びこれに附帶する酒精・酒類の製造等が主なるものであつて、サイパン島及びパラオ島には小規模の酒類製造業者もゐる。又サイパン島に於ては　清凉飮料の製造、ボナペ支廳管內には　椰子葉製帽工場　鳳梨その他の罐詰工場があり　此の外各島の手工業として　椰子、「タコ」の木等の葉編物製造業もあるが、いづれも其の產額は僅少で特記すべき程のものではない。

群島に於ける昭和十二年中の工產物の金額を示せば　サイパン島二四、四〇〇、五三九圓、ヤップ島五、七五四圓、パラオ島二六七、一二三圓、トラック島三九、六五九圓、ボナペ島二五八、六二二圓、ヤルート島一九、二二八圓で、之が總額は二五、〇三〇、九二五圓に達してゐる。

尙ほ酒精及び酒類の製造は、主として南洋興發株式會社が、サイパン島に於て行つて居る。同社は製糖事業を主たる業務とするが、製糖事業の副產物たる糖蜜を利用して、酒精及び酒類をも製造してゐる。

群島に於て製造される酒類には、糖酎・燒酎・日本酒・ウヰスキー等があり、前記南洋興發株式會社に於て製造す

る日本酒・糖酎・ウイスキー・葡萄酒等は酒精より製造する混合酒であつて、其の他の主なる燒酎は、甘藷・碎米より製造するものである。

五、貿　易

貿易

群島産業の發展と邦人の增加は逐年貿易高を增進し、昭和十二年中の移輸出高は三八、二五二、六四五圓、移輸入二三、二六四、五二五圓にして、出超額一四、九八八、一二〇圓に達してゐる。而して、群島の貿易は其の大部分は移出入即ち內國貿易で、移出物の主なるものは、砂糖・コプラ・燐礦・貝殼・鰹節及び酒精などで、これ等を合せて、移出總額の約九一%を占めてゐる。

開港場

移輸入貨物の主なるものは、米穀・飮食物・煙草・車輛・船舶・燐礦機械類、布帛・布帛製品・木材及び木製品等で、是等を合するときは移輸入總額の約六一%を占めることになる。群島に於ける開港場はサイパン、パラオ、アンガウル、トラツク、ポナペ　ヤルートの六港で　アンガウル港は輸入貨物に制限を附してゐる。移輸出の殆んど全部は內地に移出し、外國に輸出するものは、サイパンより米領グアムに、ヤルートより英領ギルバートに、パラオより蘭領ニューギニヤに若干の雜貨類を輸出する。移輸入の殆んど全部は日本內地より移入し、外國より輸入するものは、內地を經由して印度及び支那よりの米を主とし、蘭領セレベス島メナード、英領ギルバード及び米領グアム島よりコプラ、雜貨等を僅に輸入しつゝある。

六、交　通

(一)　海上交通及び道路

群島は各島珊瑚礁に包まれ、海上平穩なる爲めに、海上交通は、島民間に古くより發達し、一葉（原註）獨木舟に乘り、能く數百海里を航行した。島民は戶毎に舟艇を備へ、漕艇操帆の技を知らぬ者は殆んどない。西班牙領時代に於ては、大型船舶の來航も多くは無かつたが、獨逸領時代に入つて、漸く汽船の來航を見るに至り、我が海軍で占領後は、軍事上の必要より海軍省又は南洋群島防備隊の許可を受けて渡航する規定を設け、大正五年一月民政令第四號を以て、南洋群島渡航船舶及び渡航者心得を定めたが、大正六年九月民政令第九號を以て、南洋群島船舶取締規則を制定し、この規則の廢止後も尙ほ海軍省及び防備隊の許可を必要とした。

然かし南洋廳設置と共に、駐屯海軍部隊を撤退したので、南洋廳は、定期運航の命令航路を開設し、之に補助金を下付することとなつた。

道路

島嶼は狹小、且つ未開地が多かつた爲め、道路の發達は極めて不完全で、海濱に沿うて部落を往來し、或は山間溪谷を辿り、其の足跡により自然に生じた小徑を唯一の通路とするに過ぎなかつたが、近年產業の發展と、人口の激增とに依つて、陸上の交通も漸次頻繁となり、必然的に之が改修に努めた結果、現在本廳・支廳所在地附近は稍々改良せられ、パラオ、サイパン、トラック、ポナペ支廳所在地の如きは幾分自動車の運行に便する程度となり、就中、サ

イパン、コロール島の如き市街主要道路は簡易鋪裝せられ、乘合自動車の便もあり、自動車數、百數十臺を超え、幅員七米以上の道路延長二十二粁餘に及んでゐる。

然かし其の他の諸島は、道路概ね狹くして不完全の現狀に在り、今や國家的南進の足場として、將た又拓地植民上、此の群島土木行政の中でも道路に至つては益々其の重要性あるに鑑み、南洋廳當局は銳意之が施設改良に努力を拂つてゐる。

（二）鐵道、諸車及び港灣

群島には、一般交通用の鐵道及び軌道としては、未だ敷設されたものなく、唯アンガウル島に南洋拓殖株式會社の燐礦採掘事業用のものとして延長十八粁餘、サイパン、テニアン、及ロタ島に南洋興發株式會社の製糖原料運搬用のもの延長二百十一粁餘、其の他ポナペ、クサイ島に九粁五分の所謂特殊輸送を目的とする私設鐵道があるのみで、陸上交通は、近年自動車及び自轉車その他の諸車に依つて用を便じつゝある。ただ南洋興發株式會社所有の軌道中、サイパン島に於けるガラパン及チャランカノア間の六粁餘は、公衆を便乘せしむる爲め定期運輸を行つてゐる。

太平洋中に散在する我が南洋群島の諸港灣は一般の運輸交通上、最も緊要であるが、各島嶼の港灣は天然の恩惠を受け、大部分環礁を以て自然的防波堤を成し、比較的良好な素質を有してゐるが、之を完全な良港とするには、尙ほ相當の人工施設を加へる必要がある。（本群島に於ては船舶の出入し得る港灣を交通港と稱す）

パラオ港は群島開發竝に我が南進政策實現の足場として益々重要性あるに鑑み、之が修築の總工費二百七十一萬餘圓を以て昭和十一年度より六ケ年繼續工事として著手、爾來現在順調なる工事の進捗を見つゝある。之が竣工の曉には六千噸級船舶の出入を容易ならしむるは勿論、港内に三隻の碇泊（内二隻接岸）は可能となる豫定である。

（三）命令航路

内地との交通

（イ）内地群島間航路　内地群島間航路は、南洋廳設置と共に、大正十一年度より日本郵船株式會社に補助金を交付して、定期運航せしむる補助命令航路であつて、爾來引續き毎年同會社に下命して居る。尙ほ昭和十三年度より南洋海運株式會社の日本爪哇航路を補助航路として、年六回（往復共）パラオに寄港せしめ、内地群島間竝に爪哇方面との交通連絡をも圖りつゝある。

昭和十三年度に於ける航路を示せば、西廻線（年三十六回、内三十回はパラオを終點とす）、東廻線（年十五回）、サイパン線（年七回）神戸、門司、パラオ間直航線（年六回）で、昭和十三年十月現在に於ける使用船舶は、西廻線八隻、東廻線五隻、サイパン線三隻、内地パラオ直行線三隻、合計十九隻である。

離島の交通

（ロ）離島間　離島間航路は、群島内相互間を運航し、交通線の支線をなすもので、大正十一年度以降補助金を下付して、南洋貿易株式會社に下命してゐる。尙ほ昭和十三年度より南洋拓殖株式會社の南星丸が命令船としてパラオ、ヤップ、トラック間の各離島間を巡航してゐる。

昭和十三年度に於ける航路は、マリアナ群島線（年十九回、内、北方離島は年七回、南方離島は年十二回）、ヤップ離島線（年五回）、パラオ離島線（年四回）、南方線（年六回）、マーシャル群島線、東北線（年四回）、西方線（年五

回）、ギルバート線（年四回）、ボナペ北方線（年三回）で、以上の離島の航路及び回數は、狀況に依つて、毎年多少の變更あり、又離島と外國屬地との間に於ける交通の必要をも認め、この航路も運航してゐるが、是等の地方は、往航は日本雜貨、復航はコプラ、高瀬貝等を主なる貨物としてゐる。

環礁内交通

（ハ）環礁内　環礁内各島間の交通は、從來端艇又はカヌーのみを用ひ尠からざる不便を感じてゐたが、昭和四年度以降必要に應じ補助金を與へ、逐次各地に定期巡航路を開始し、昭和十三年度に於ては、パラオ諸島巡航線（年一二〇回）、二二回、南洋拓殖株式會社取扱）、トラック諸島巡航線（年十八回、南洋貿易株式會社）、奉島夏島線（年一二〇回）、マイロ、ボナペ島巡航線（年一三二回、宮平順喜取扱）、パラオ諸島ガルミスカン線（年二五〇回、林由夫取扱）、パラオ諸島コロール、アイライ線（年一七〇回、宇城金次郎取扱）、ヤップ諸島トロ、ゴフ線（年二四〇回、ヤップ島民公益組合取扱）等があり、住民の利用に供しつゝある。

以上の命令船外として、パラオ、ニューギニア間（年約一二回）、パラオ、チモール間（年約八回）の不定期船が就航してゐる。

（四）航　空

大洋中に星散碁布する南洋群島統治の圓滑を期せんが爲めには、特に通信交通機關の完備に俟たなければならぬ事は、今更贅言を要しないが、各島間の交通機關は前述の如き命令航路による狀況で、特に世界航空事業の發達に順應して航空路を開設し、群島統治の大成を期すると共に、在住民をして文化の恩澤に浴せしむる爲め、群島各離島間の官廳公文書輸送、航空郵便事務、管内魚族調査、漁業氣象觀測及び命令航路事故、又は缺航時連絡等の目的を以て、廳當局は之が開拓計畫に專念留意し、航空業務の完全なる實施を期しつゝあつたが、其の後南洋廳當局に於ても、前述の目的達成第一階程として、パラオ、サイパン間の不定期航空を開始し大いに自信を得たところ、偶々航空日本の目覺しき躍進は此の方面にも飛躍的發展を促進し、昭和十四年十二月から、大日本航空株式會社の手に依り、商業航空路開拓の見地に基き、内地、サイパン、パラオ間毎月二回の往復航空路が開始されることゝなり、一般旅客及び郵便物の取扱も行はれ、玆に始めて待望久しかつた内地群島間の航空路は完全に開拓され、母國との距離は見事八時間に短縮し、世界航空史上さらに光輝ある一頁を飾ることゝなつた。

第二節　新南群島

一、沿　革

主なる探檢

第一次探檢　ラサ工業株式會社探檢船報效丸代（八三噸の帆船で曾て郡司大尉の千島開拓事業に使用のもの）に、左の諸員乘組み、大正七年十一月二十三日午後二時、東京月島を出帆した。

海軍中佐	小倉卯之助	海軍兵曹長　中島末吉
監督船長	濱出（報效義會代表）	市松船長　佐藤昌雄
農學士	近藤三衛	歩兵中尉　武藤尙治

外に船員十名、人夫（沖縄で傭入）五名。

同年十二月四日沖縄中城灣に著、諸準備を完了し、十四日同地發南下して、二十六日北二子島を發見せるも、荒天の爲め近寄れず、漸く十二月三十日天候恢復せるを以て上陸調査をなし、同日北東嶼に、八年一月一日南西嶼に、六日北險礁に、夫々上陸調査を行ひ、一月十日西青島（ウエスト・ヨーク）に、「占有本島、大日本帝國帆船報效丸乘員一同」と記せる木標を樹て、之で全任務を終了したので歸途に就き、大正八年三月二十四日臺灣高雄に寄港の上、同年四月歸京したのである。

第二次探檢　大正九年十一月十五日發動機船第二和氣丸（一二五噸）に、豫備役海軍中佐副島村八を始めとし、技師、ラサ工業株式會社員五名、船長外船員二十一名乘組み、東京芝浦を解纜し、群島中十一島の調査を終へて大正十年三月無事歸航した。

第三次探檢　更に大正十二年七月一日に、帆船兼用汽船南星丸（二〇〇噸）は第三次探檢を完了した。

開發の事業　本群島は大正六年以來邦人の踏査するもの相繼き、特に大正七年以後、ラサ工業株式會社は、同群島のグアノ及び燐礦採取その他資源開發を目的として、再度前記島嶼の詳細なる踏査をなしたる上、大正十年から長島で、同十二月から南二子島で、それ〳〵巨額の資本を投じて永久的施設を爲し之が開發に從事したが、偶々昭和四年の世界不況に禍せられて、同社は設備と採掘せるグアノを該島に殘したる儘、從業員を一時內地に引揚ぐるの止むなきに至つた。

其の後、臺灣の開洋興業會社が再び長島に於て諸施設を行ひ、漁業とグアノ採掘を始め現在に及んで居り、ラサ燐礦株式會社が大正十一年から、昭和四年迄輸送したグアノは約二萬六千噸、價格約七十三萬圓で、目下邦人百數十人が居住して居る。

昭和八年（一九三三年）七月二十五日佛國政府は西島島・丸島・長島・二子島・中小島・三角島の六島及び附近の島嶼を佛領なりと發表したが、然かし其の主張は何等の權威もなかつた。

昭和十三年（一九三八年）八月十日長島に次の記事を刻んだ帝國先占碑を建て、所屬を明らかにした。（寫眞參照）

碑材　コンクリート

基礎二重段

高さ　六尺、幅　三尺、

金文字

國旗　幅　一尺

長さ　一尺五寸

日ノ丸　直徑　七寸、

赤色

（裏面の記事）〔原文の儘〕

帝國先占碑

新南群島附近圖

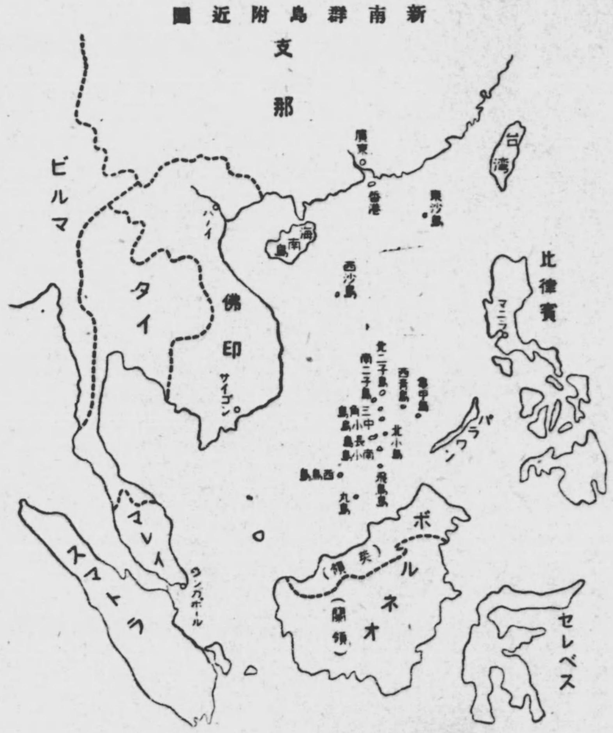

一、大正六年六月　平田米治本群島ヲ探檢ス
一、同　　年八月　池田金藏、外小松重利本群島ヲ探檢ス
一、同　七年十二月　小倉豫備海軍中佐ヲ隊長トスル第一次ラサ燐礦株式會社探檢隊上陸調査ス
一、同　九年同月　ラサ燐礦第二次探檢竝ニ調査ヲナス
一、同　十年六月　ラサ燐礦株式會社ハ長島ニ於テグァノノ採掘ニ著手ス
一、同　　年十二月　同社南二子島ニテグァノノ採掘ヲ開始ス
一、同　十二年九月　同社第三次探檢並調査ヲナス
一、昭和四年四月　ラサ燐礦一時採掘ヲ中止ス
附記　昭和四年四月帝國ニ依リ建立セラレタル記念碑破壞セルニ付此處ニ再建スルモノナリ。

高雄市編入

昭和十三年八月十日

昭和十四年（一九三九年）三月三十日臺灣總督府令第三十一號を以て、新南群島を高雄市管轄の下に編入し、四月十八日官報にて次の通り、同群島の高雄市編入を公示した。

臺灣總督府令第三十一號（昭和十四年三月三十日）

大正九年府令第四十七號州、廳ノ位置、管轄區域及都市ノ名稱、位置、管轄區域中左ノ通改正ス。

高雄州高雄市ノ管轄區域中「內惟」ノ下ニ「新南群島」ヲ加ヘ、其ノ區　等ハ別ニ之ヲ告示ス。

次で翌三十一日之を在京駐日佛國大使に通告した處、四月五日佛國政府は駐日アンリー大使をして我に提議せしめ

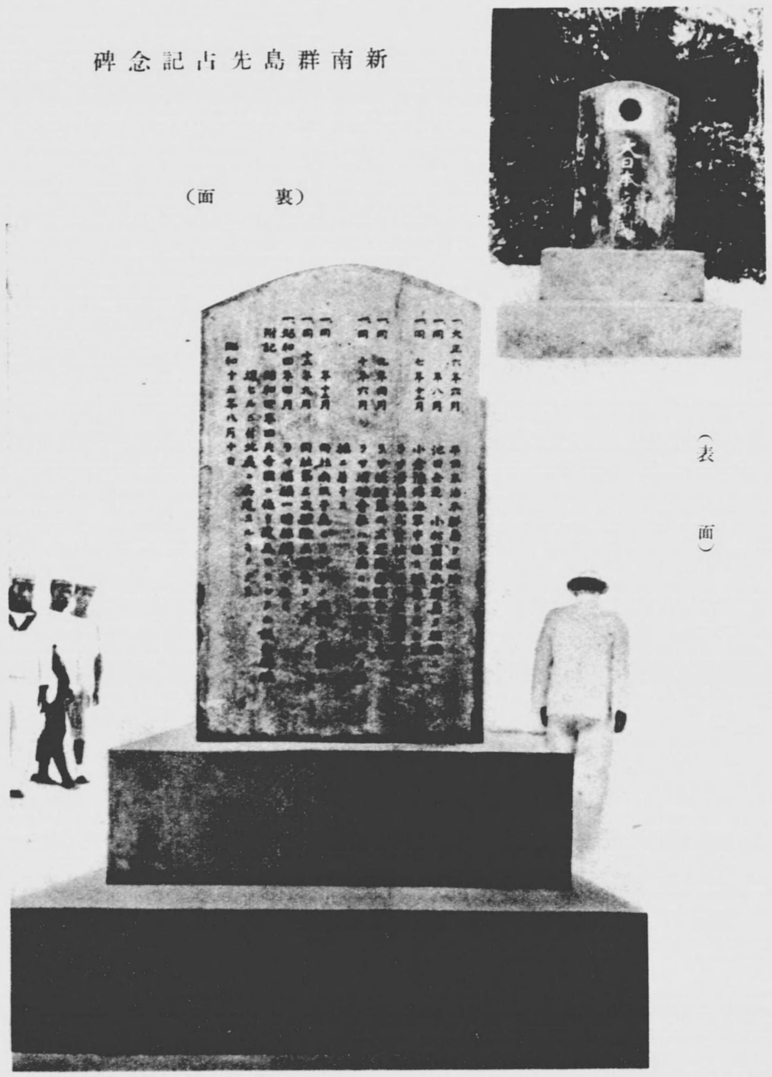

新南群島長島にあり

たが、我國は國際法規によつて之を斷乎拒絶した。

帝國政府が管轄を決定した區域は左の通りである。

	東經	北緯
	117°	12°
	117	9.5
	116	8
	114	7
	111.5	7
	111.5	9
	114	12

二、地誌

新南群島は、南支那海の海圖上に、「危險地帶」（デンジャラス・グラウンド）と示せる內に在つて、北緯七度から十二度まで、東經百十一度から百十七度の間に點在する總計九十六の珊瑚礁で、島嶼の延長三百浬に及び、臺灣から南西方七百浬の所に在つて、東は比律賓群島のパラワン島、南は英領ボルネオに接近して居り、臺灣南端から約千三百粁、海南島から千粁である。

新南群島は多數の淺洲、暗岩の間に碁布する珊瑚礁中で、島嶼の形態をなすものは十數島に過ぎないが、其の大なるものは面積十二萬坪に及ぶものがあり、島內灌木繁茂し若干の椰子林もあつて、地下に燐礦を埋藏して居り、內二、三は大正八年に、既にラサ燐礦株式會社が燐礦採掘を始めて居る、又井戸から清水も汲取ることが出來る。

今主なる島嶼に就て記るすと次の通りである。（×は遭難船名から名付けたもの。）

主なる島嶼

島名	面積（千坪）	島質	産物	記事
長島（×イッアベ）	一一八・三	燐礦、砂	燐礦、漁業	周圍約三粁
三角島（テイツ）	九八・九	燐礦	燐礦、水	
南二子島（ツーアイランド）	三八・〇	砂	水	
北二子島（ノースデンジヤー）	四〇・四	砂	燐礦、椰子	
西青島（×ウエストヨーク）	四一・九	燐礦、砂		
西鳥島（スプラトリー）	四四・八	燐礦、岩		
南小島（ナン・イット）	二二・九	燐礦、砂		
燕甲島（ナン・シヤン）	一八・二	砂、グアノ	燐礦、椰子	東西一九〇米 南北一九五米
飛鳥島（シン・カウエ）	一一・四	砂、グアノ	グアノ	東西二一八米 南北四五三米
丸島（アムボイナ）	四・八	同右	同右	南北二三二米 東西六〇〇米
北小島（ロアイタ）	—			南北八〇〇米

本群島附近は、魚介多く、採貝（主として高瀬貝）、採藻（海草）及び一般漁業（鰹・鮪・鯛等）に有望で、目下邦人が進出して、著々と實績を擧げて居り、我が南方の新生命線として、重要視されるものである。

第二章 中華民國

第一節 海南島

一、沿革

海南島は我が臺灣と共に曾ては支那の二大島に屬し、面積の廣袤等が伯仲の間に在るので、外人は之を支那の兩眼に譬へたが、未開拓の地域が多く臺灣とは霄壤の差がある。唯史蹟は臺灣に比して遙かに古い、左に其の沿革を略叙する。

海南島は秦代までは越外の境と云はれたが、漢の元封元年（西紀前一一〇年）には珠崖・儋耳の二郡を置き、唐の貞觀元年（西紀六二七年）には都督府を建て、同五年には瓊・崖二州を設け、五代には南漢に屬し五州に分ち、其の下に縣を置いた。

次いで宋の政和元年（一一一一年）には廣南西路に屬し、元の元統元年（一三三三年）には瓊州と稱し雷州の海北海南道に屬し、海南の稱が始めて現はれ、明の洪武三年（一三七〇年）には府となし、改めて廣東布政使司の一部に歸した。清は明制に從つて瓊崖道を置き、三州・十縣を統轄し、清末三州を改めて縣となし共に十三縣とし、瓊州道臺の管

轄區域とし、光緒三十一年（一九〇五年）頃まで海南島（六百四十平方哩）の外に雷州半島（百六十平方哩）を併はせてゐたが、同年以降後者を除外し、乃ち從前の雷瓊兵備道を瓊崖兵備道と改めた。

民國初に尙ほ瓊崖道を置き、會同を瓊東に、昌化を昌江に、萬を萬寧に改め、民國十年瓊崖道を廢し　同十五年瓊山縣の海口港を劃して海口市を設けた。

民國十七年海南島は廣東省四善後區の內、南區善後公署に屬したが、同二十五年南京政府時代に至り、行政督察員を專派し全島を統治した。地方廳は前記十三縣の外に民國二十四年より理蕃政策の必要上、黎境に白沙・樂東及び保亭の三縣を新設し、全島を十六縣とした。本島文化の印象は久しく、既に唐宋時代には知名流寓の人士が渡島し、又其の後裔も存續した。就中唐代には李德裕、宋代には蘇東坡が謫居せられた。東坡は西海岸の昌化縣（今日の昌江縣）副知事に左遷され　約三年間土人と相伍し、文墨に親しみ、鴻爪を留めてゐる。其の他有名な學者である明の邱濬や、蕃族を討伐した將軍海瑞の如きは、何れも本島出身の大學士である。

流寓知名の士

宗教方面では回教は異說はあるが、宋代に廣東を經由して移入されたものと思はれる。現に三亞市には其の信者から成れる部落が存在し、約四百戶、二千人を算する。佛教は元代に渡來し、天主教は更に下つて清の道光年間に傳搖してゐる。

外國との通商は唐・宋・元代を通じアラビア人及び支那人が沿岸諸港竝に南洋地方の中繼地として開始し、宋の乾道九年（一一七三年）には瓊州に、市舶官（稅關吏）を分置したことがある。而して清朝の初め海關の設置以來貿易は漸く盛んとなり、其の後光緒二年（一八七六年）瓊海關の開設と共に益々進展を遂げたのである。

海外通商

我國と海南島との關係は既に明代倭寇の跳梁期に存し、彼我の往來あり、殊に永樂九年（一四一一年）倭寇の船舶は昌江縣の外砦（千戶所）を占領した史實がある。

邦人の本島に對する關心は日淸戰爭以後深くなり、明治三十年川上參謀總長は野津大佐を本島に派遣し、或は日露戰爭當時バルチック艦隊が一時本島の南端楡林港を根據としたことは吾人の記憶に新たなる所である。越えて大正二年邦人の一旅行者が島內で土蕃に殺され、時の赤塚廣東總領事は支那側に交涉し、兼ねて島情の調査をなした。

大正七、八年明石臺灣總督は特に海南島の開發に著眼し、人を派し之を調査せしめ、彼我協商をも開始した。當時交涉の衝に當つた支那側の人士には、廣東政府代表陸軍中將彭程萬、又は海南島の調査をした殷汝驪等があつた。

二、地　誌

位置及面積

本島の位置は東經百八度三十六分より百十一度二分に、北緯十八度九分より二十度十分に亙つてゐる。四方海を環らし、東は支那海に面し、臺灣（基隆）より七百四十浬を距り、北は海南海峽を挾んで雷州半島と十二浬を隔て、西は東京灣（トンキン）を介して佛領印度支那に臨み、南は廣く南洋諸島を控へ、其の地位は極めて重要である。

面積は調査に依り區々であつて、臺灣（三萬六千平方粁）に比して狹しとするものあれど、或は三萬七、八千平方粁とし、或は更に廣く四萬一千平方粁とするものがあるが、之が實際に近いやうである。最長距離は北東より南西に約百六十哩、最廣幅員は約百哩あり、漢蕃兩地は面積相半ばしてゐる。

氣　象

一、溫度　本島の氣溫は蘇東坡の所謂「四時是夏、一雨成秋」の狀態で、民國二十年三亞港に於ける觀測に依れば最

高七、八月の平均九十四度、最低は一、二月の五十九度であり、同二十二、三年瓊海中學農場の觀測に依れば、六月最も暑く平均八十三度、一月最も寒く五十八度である。

二、風雨　從來の記錄に徵せば、本島の强風を颶風・懼風・鼓龍風・鐵颶等と稱してゐるが、海口海關測候所の報告に依れば最近十ケ年を通じて風速八米が三回、七米が五回に止り、十一月から一月の北東季節風が稀に强風であるが臺灣に比すれば寧ろ弱い方である。

雨量は海口港で年平均千七百粍內外であり、雨期は五月から十月に至る六ケ月間である。

本島南部は高原地帶であるが、北部は平原地帶である。中央には黎母山脈が東北から西南に連り、其の北方は一大平野を成し、南方は海岸線まで多數の支脈を出してゐるので一帶の高原地帶を成してゐる。中に標高千九百餘米の最高峰五指山が聳えてゐる。山脈以南の地區では東海岸の會同・樂會縣附近と南海岸崖縣附近に僅かな平地が見られる外、他は山脈が迫つてゐる。反之、北半部には西海岸感恩縣附近及び昌江縣東方地區に大五指山の支脈が起伏してゐるばかりで、他は開闊な平原を成してゐる。

本島の河川は其の源を悉く大五指山及び其の支脈に發し、最も大なるは南渡江であり、澄邁・定安・瓊山等各縣を經由して海口に於て海に注ぎ、本支流を合はせて延長約四百支里である。其の他主なる河川には昌化江（延長約三百支里）・嘉積溪（延長三百餘支里）・陵水河（延長約百八十支里）・北門江（延長約二百支里）等がある。

本島は海岸線の延長三百五十里で、屈曲あるが故に若干良港を存する。主なる港灣としては海口港・舖前港・清瀾港・楡林港等が數へられる。海口港は前記北部南渡江の河口に在り、廣東省開港場（一八五八年天津條約に依り開港を約し實際の通商開始は一八七六年である）

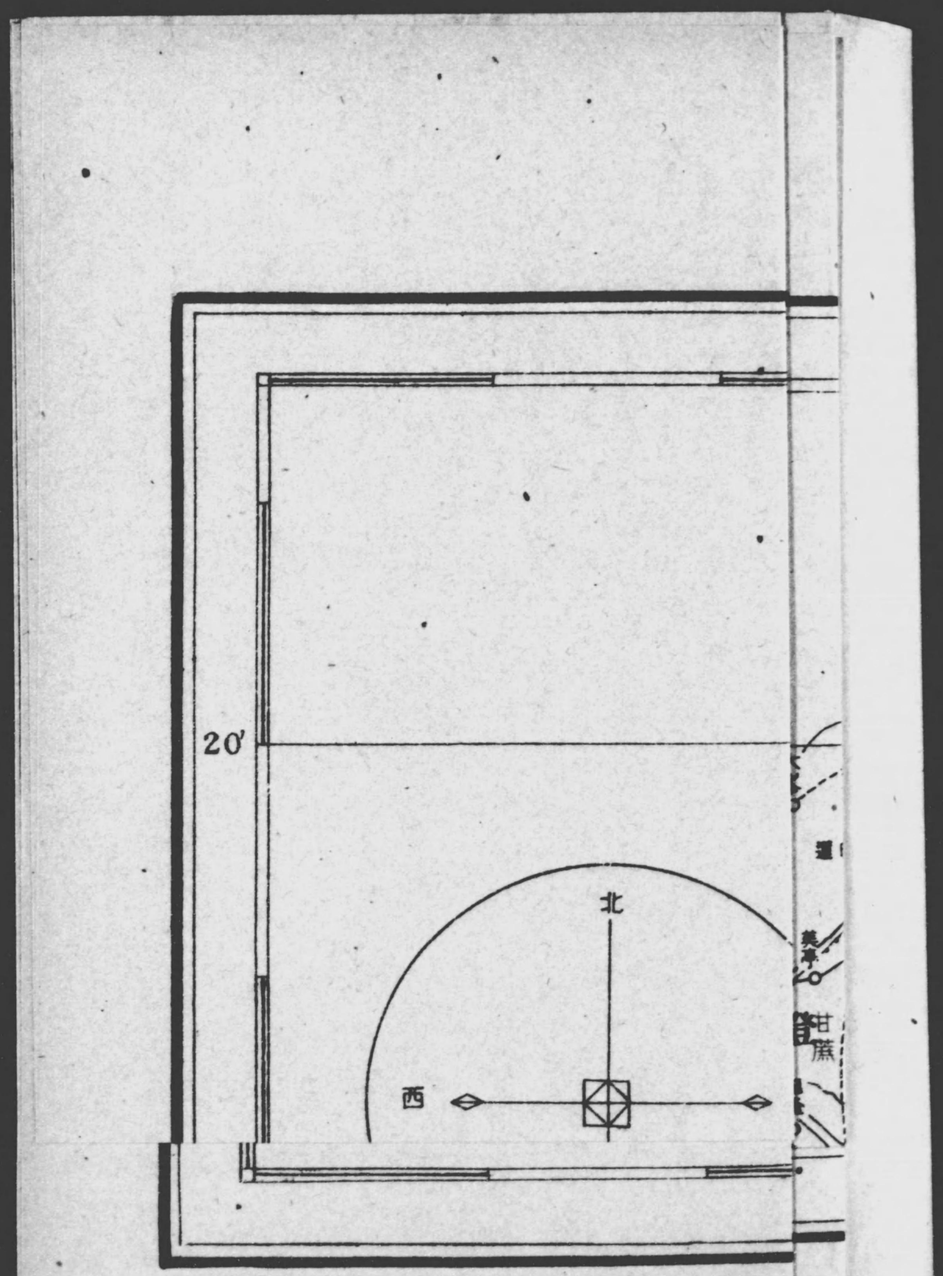

海南島全圖

海南島全圖

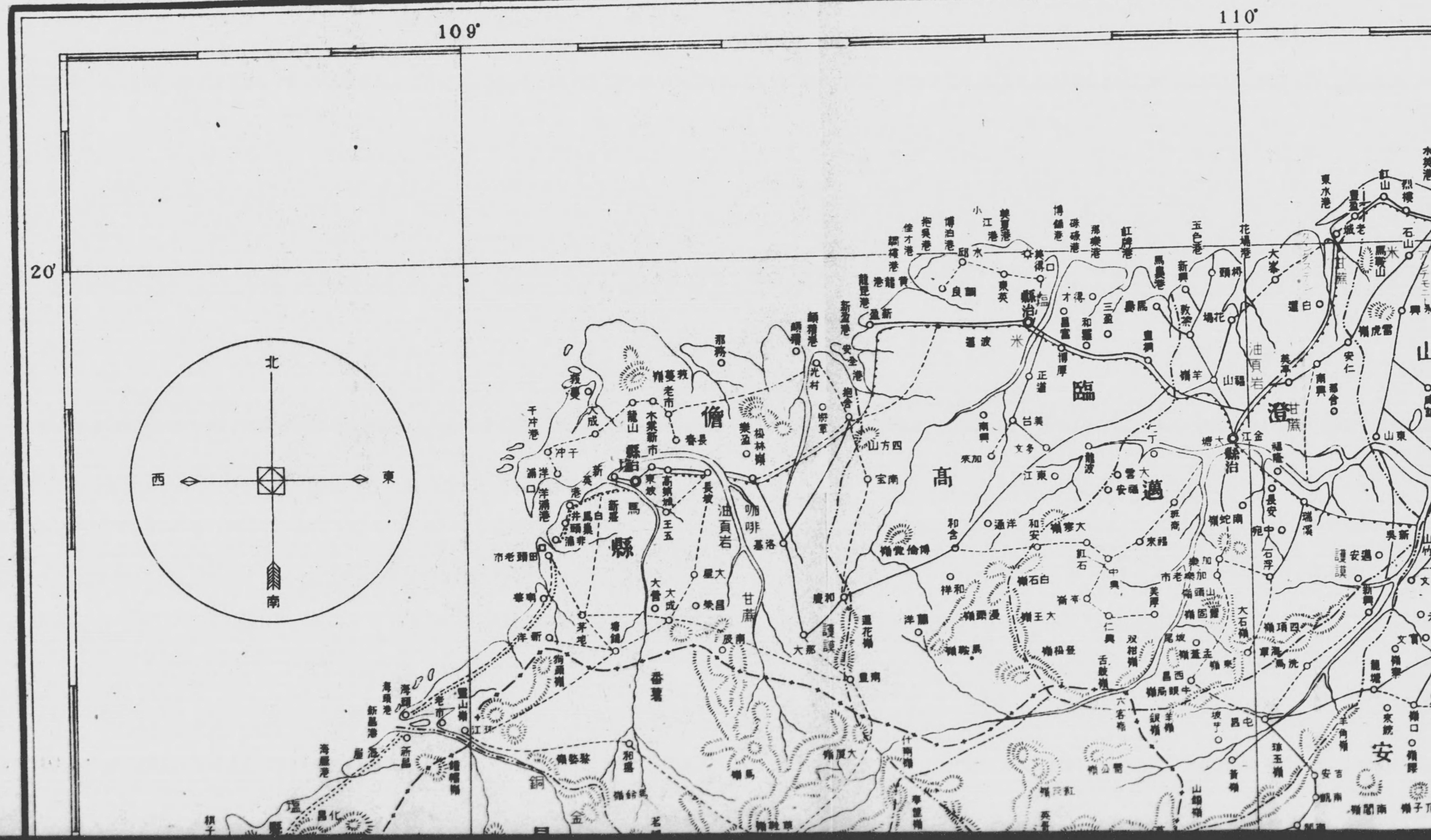
109°
110°
20′
北
東
西
南
儋縣
臨高
澄邁
瓊山縣
定安
瓊東縣
樂會
萬寧
陵水
崖縣
感恩
昌化
東方
白沙
保亞
通什
瓊中
五指山
加來
新盈
博鰲
嘉積
烏坎
博厚
正道
臺田
南興
金江
福安
長安
中興
石山
大坡
大石
東水港
烈樓
紅山
馬鞍山
雷虎嶺
安仁
美亭
甘蔗
白道
花場
玉色港
新興
教案
馬鳥港
馬島
紅牌港
那樂港
博鋪港
磺礁港
小江港
美夏港
博泊港
抱昊港
佳才港
調確港
龍昆港
新盈港
安全港
新盈
調良
東英
縣治
得才
三盈
和豐
波羅
米
光村
綜合
那務
義豐
萬
老市
木棉新市
龍山
大成
千沖港
沖
洋浦口
洋浦港
新英港
井噴非
白馬巢
新盈
王五
東坡
高嶺城
長坡
油頁岩
咖啡基
松林嶺
樂盈
四方山
宝南
和含
和安
通洋
大嶺
東陽
班商
加來
加樂
市老
福山
福田
大石嶺
仁興
舌鼓嶺
雙相嶺
六名嶺
西昌
中昌
東昌
坡尾
坡王
屯昌
坡子
銀嶺
羊角嶺
吉安
南閘
瓊玉嶺
嶺口
嶺脚
家統
安
護謨
甘蔗
大豐
大成
大營
大昌
大榮
辰南
番薯
和盛
銅
金
鉛
錫
馬
昌化
感恩
海頭
海頭港
新昌港
新昌
海安港
塩
昌化
東方
大那
和慶
護謨
豐南
蓮花嶺
洋浦
洋新
狗頭嶺
馬嶺
什賢嶺
大厦
紅
英雲
草坡嶺
馬鞍嶺
大王嶺
登松嶺
洋浦
和含
和安
通洋
大嶺
東陽
班商
加來
加樂
市老
福山
福田
大石嶺
仁興
舌鼓嶺
雙相嶺
六名嶺
西昌
中昌
東昌
坡尾
坡王
屯昌
坡子
銀嶺
羊角嶺
吉安
南閘
瓊玉嶺
嶺口
嶺脚
家統
安

比例尺每英寸作十八華里

0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 36 54

例

縣界	黎界	縣治	市鎮	已成公路	未成公路	已成電話路綫	擬設電話路綫	山嶺	河流	橋樑	商埠	砲台	燈塔	池塘

比例尺每英寸作十八華里

0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 36 54

例

池塘	燈塔	砲台	商埠	橋樑	河流	山嶺	擬設電話路綫	已成電話路綫	未成公路	已成公路	市鎮	縣治	黎界	縣界

110°

111°

109°

110°

榆林港

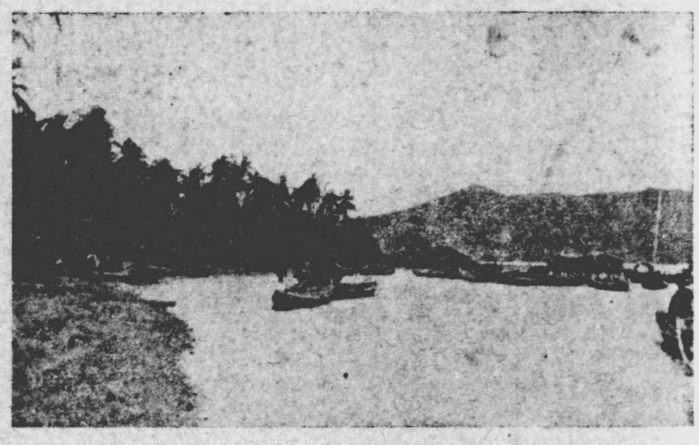

の一つで三、四千噸型汽船の航通を見るが、水道狹隘の爲に三、四浬の沖合に碇泊するの不便がある。開港當初から數十年に亙り內外人の築港提議又は計畫もあつたが、今日に至つても未だ之が實現を見ないのである。

榆林港は南部崖縣に在り、古來天然の良港と云はれ、港は內外二部に分たれ、風波を防ぎ得るので軍港にも適すと言はれてゐる。佛國は曾て東洋艦隊の根據地として之が建設に著手せんとしたことがあり、又最近宋子文は海南島開發計畫の中に五百萬元を以て之を軍港と爲さんと試みた事實もある。

本島漢人の戶口は唐以來編審の據るべきものがあり、明の洪武年間（一三七〇年）の二十九萬人が清の道光年間（一八三五年）には百三十五萬人に增加し、近年は諸調査の間に出入多く、一八九二—一九〇一年の海關十年報瓊州海關當局の報告には、人口百五十五萬人で內蕃族五十萬人と記してゐるのは固より過小であるが、民國十二年（一九二三年）郵政局の調査に依れば二百十四萬一千人とし、同十七年南區善後公署の調査に依れば若干多く二百

十九萬五千餘人（男一、一九三、一〇六人、女一、〇〇二、五三九人）、佛人サヴィナは約二百萬人とし、最近同二十五年瓊崖綏靖委員許廷杰の發表に依れば、全島十六縣の人口は約二百二十萬人とし、內新設三縣人口は二十五萬餘人を占めてゐる。之を臺灣改隸の直後明治二十九年末現在の二百五十八萬餘人に比するも及ばないのである。各縣中文昌縣は最も多く、四十四萬人で、密度は全島平均の一平方支里二二・五人に對し六四・二人である。最も少きは感恩縣の三萬五千人で密度は三・九八である。

都市人口は海口市の五萬餘人を首とし、瓊州の二萬人之に次ぎ、其の他は二、三千人程度である。

土地の情況よりして南洋方面への出稼人は人口に比例して多く、文昌縣の九萬人を首とし、泰國に二十五萬人、英領馬來に十四萬人、其の他を併はせ合計約五十萬人と云はれてゐる。

民族は漢族と非漢族とある。本島の漢族は支那本土から移住したのであるが、福建省・廣東省の出身者が多く、前者は福建から來た人の意義で之を福老（佬）又は「學老」と稱せられ、後者は「廣客人」と稱せられる。中には尙ほ潮州地方から來たものは同じく福建系であるから同じく福老と呼ばれる。廣東省から來たもの、中に梅縣等に多い客家がある。

彼等は古來土著の漢民と絕えず鬪爭したが、其の著しい例は一八六四年から六六年までの紛爭で之が爲に死者十五萬人を出した。そこで、政府は保護を加へて多數客家を海南島に移住させたことがある。是等各種族間に使用する言語は大別しても數種に分たれる。

彼等の分布狀態を見るに福老族は最も優勢で、本島の北東部平野一帶及び樂會・萬寧・陵水等東部沿岸地方に在り、

佛人サヴィナは約百五十萬と推定してゐる。又一部分は南西感恩地方にも居る。客家族は定安・崖・臨高・儋・澄邁等諸縣に散布してゐるが、其の數は少い。就中臨高縣の南西部南豐に在るものは最も勢力がある。同じく漢人の子孫であるが儋州族と云はれるものは儋縣縣城の東南及び東方附近一帶に在る。昌江縣縣城又は崖縣縣城に在るものは支那中部からの移住民であるとも云はれる。臨江族と云はれるものは臨江縣北部、澄邁・儋縣北部に在る。普通漢人とは稍々異なり、或は西南支那の一部又は泰國民と同じくタイ族の一種とも云はれる。

又海南島本來の漢人と稱するものが海口附近の二大村加烈及び和舍と其の間に在る村に居る。

本島の非漢族である蕃族には、支那の西南蠻夷と稍々異る特色を持つてゐる黎族の外に苗族がゐる。黎は之を百越系に入れ、苗は貴州兩廣のそれと同じく苗猺系に入れられる。兩者間の區別は明かであるが、俗には黎族中に黎・伐・侇・苗を一括し、之を四黎と稱してゐる。黎族は生熟兩種に大別されるが、服裝や頭髮の結方等の風俗に依り、或は土地に依つて雜多の分種があるも、獨人スチューベルの最近（一九三七年）の著には生黎を本地黎・美孚黎・岐・侇の四種とし、本地黎は文字通り原種族であり、他の三つは相次で移住し來たものであり、是等は大陸で混淆が行はれざる限りマレー系の要素とタイ系の要素とが結合したと云はれてゐる。黎族の人口は調査不充分で明かでないが、田曙嵐の海南島族行記には前記海關報告と同じく五十萬と稱してゐるが、之は過大のやうに思はれる。或は又二十萬乃至三十萬と推定するものもある。主たる居住地は五指山及び其の支脈の山谷中であるが、種類別に依れば黎は南半六縣に在り、侇は崖縣の儋林港、陵水縣の海岸地方に在り、伐は五指山中部山間に在り、苗は儋・樂會・定安・臨高・陵水等山地に居るが黎に比すれば遙かに少數である。

是等種族の外に數は少いが、三亞港附近には福建・廣東の沿江蕃族と同じき蛋族（民）が居る。

三、政　治

政局の變遷

民國以來海南島政局は中央又は地方政權の推移に伴つて走馬燈の如く幾多の變遷を經て今日に至つたのである。

辛亥革命の際、本島に駐軍してゐた統領劉永濵の獨立宣言以後、革命本部から派遣された安撫使趙士槐、黃明堂、民政總長區金均、綏靖處長古應芬等を始めとし、民國二年（西曆一九一三年）に於ける胡漢民派の鎭守使鄧鏗、同二年より三年に亙る中央派廣東都督龍濟光の配下綏靖督辦陳世華、同三年より五年に亙る瓊崖道尹姚春魁、王壽民、朱爲潮等、同五年十一月から七年十一月中頃から同月末迄及び同八年中頃から九年三月に亙る廣東派の鎭守使沈鴻英、同九年四月から九月に亙る陳炯明派の瓊崖善後處長鄧本殷等の時代を經、十月から年末に亙る趙德裕、蔡炳寰等、同九年末から十五年初に亙る陳濟棠の手に歸し、本島の統治は瓊崖各屬行政委員の機構に改まり、同年三月から十二月に亙り張難先が委員と爲り、警備には第四軍第三十四團許志銳軍が當り、次で第同十五年一月張發奎軍が海口港を占領するに及び本島は廣東國民政府直轄となり、警備には第四軍第三十四團許志銳軍が當り、次で第三十三團の黃鎭球軍が之に代はり、同十六年張黃間に軋轢を生じ黃は離島し、軍は參謀長葉肇を瓊崖警備司令に任じたが、一時廣東を風靡した共產黨の餘派が本島に及び、各地に暴動掠奪が起り、翌十七年三月に至り各地縣城や主要市邑は占據され、其の他匪害も加はり、死者一萬を越え、流浪の民十餘萬戶に達し、產業に及ぼした影響も少なくなかつた。同十七年六月陳銘樞は新設の南區善後委員として共產事件の跡始末をする爲めに自ら第四軍第十師を率ねて渡島し、匪賊を平定し、保甲制度を確立した。同年八月陳は南京に赴いたので黃強を後任とした。同十八年七月官署名を海南實業局に改め、黃強は實業事務專員となつたが、同年十二月七日獨立運動の勃發に依つて黃は一時その地位を去つた。陳銘樞が廣東省主席となるに及んで黃は本島の統治に努力したが、同二十二年四月國民黨の元老古應芬、鄧澤如等の反蔣運動起り、廣東は陳濟棠の手に歸し、黃は海南島を去り、綏靖委員として陳濟棠の弟陳漢光が任命せられ、次で許廷杰が其の後を繼いだ、其の後同二十五年七月陳濟棠失脚し、廣東は南京政府の下に統制され、本島の最高統治機關として行政督察專員が設けられ、再び黃強が其の地位を占め、軍民分治で別に駐防軍を置いた。日支事變に依つて黃強は去り、同二十六年末張達が代り、副司令格には王毅が名を列してゐた。

軍隊及び要塞

本島の駐防軍隊は前清時代には定制を存したが、民國以來は之を廢止し、駐剳地點は海口府城を中心とし、多くの縣市に分駐した。民國二十三、四年には殘匪を靖平する爲に綏靖公署は各縣の聯防事務を實施し、或は常備隊の改編を爲した。日支事變當初は廣東綏靖主任余漢謀部下の一ケ師が駐屯し、其の數約二萬五千と云はれたが、軍事組織は保安・師管區・防空の三司令部の外に事變以來の廣東人民抗敵自衛團の辦事處があつた。

本島の地位は國防上重要であつたから既に宋代には海口に水師を置き、清の乾隆年間に亦之を設けると共に、港內東西に砲臺を建置した。併し現今は其の跡を見ることが出來ぬ。光緒十七年（一八九一年）時の廣東總督張之洞は秀英砲臺を築造し工程二ケ年にして完成した。其の位置は瓊山縣秀英村の後方に在る。砲臺は五座から成り、二十四珊砲三門、十五珊砲二門あり、獨逸クルップ砲廠から購入したものである。

張之洞は又榆林港が南方の要衝なるが故に、曾て軍港計畫を企てたこともあつたが、實現を見るに至らなかつた。

四、產　業

農業

本島の可耕地面積は約八十萬町歩であるが、農田面積は二十五萬七千町歩、戸數三十八萬五千餘で、一戸平均〇・六六町歩（支那全國平均は一・四町歩）に止り、農戸數は總戸數の八割を占め、而かも其の大部分は貧農であり、近年農村疲弊し、男子青年は多く海外に出稼ぎし、農事は概ね婦女・老幼の手に委ねられ、文昌縣の如きは華僑最も多く、九割まで婦女子の耕作する農村が多い。

本島の耕地には普通農田の外に、族田・廟田・學田等の制度があり、族田は太公田或は祭田である。族田の多い地方は文昌縣及び樂會縣で、前者は二十五村中二十四村に、後者は十六村中十五村に在る。

重要農産品は米を主とし、主産地は嘉積溪流域を始め文昌縣を除く北部諸縣及び崖縣である。年二期作又は三期作であるが、二期作が多い。水陸二種あり、耕作は極めて粗放で施肥も亦閑却されて居り、支那米より惡しく臺灣の在來種に近く收穫率は少く、反當り七斗位で年産額約百二十萬石に止まり、未だ自給自足の域に達しないで、年々百二、三十萬石乃至二百萬石の外米を輸入してゐる。

其の他の産物としては甘蔗・甘藷・落花生・黃麻・鳳梨・瓜子・煙草・益智（藥草）・籐・棉花・胡麻等の外に、熱帶農産物として南洋産の珈琲、護謨、椰子等がある。

最近蔗糖は適作物で、主産地は金江を中心とする西北平野及び東南地方の萬寧、陵水、崖縣等である。甘藷は約三百四十萬擔を産すれども本島内の需要に不足する。椰子は南洋華僑の移植したもので、光緒二十四年（一八九八年）

以來の栽培に係かる。主産地は文昌縣の清瀾附近、崖縣の三亞港及び籐橋等である。南洋産に比すれば形稍々大であり、結實數一樹四、五十箇である。珈琲は民國三年（一九一四年）始めて移植され、主産地は文昌縣南部及び儋縣の那大地方である。現在總園數は六十九園で、文昌が六十園を占め、栽培面積は三百八十四町歩で、株數は總數三十三萬八千に達する。護謨は亦宣統二年（一九一〇年）樂會縣人何鱗書が始めて南洋種を嘉積溪上流地方に移植したもので、瓊崖實業局民國二十五年度の調査に依れば、島内の護謨園數は儋縣那大附近を始め、東部嘉積溪上流地方等に大小六十園、植付樹數二十萬本を越え、栽培面積一萬五百餘支畝（一千五百エーカー）採液可能樹數十八萬七千餘本を算する。産品の品質は新嘉坡産のそれに比して優ると云はれるが、ゴム汁の産出量は氣候の關係と種苗の不良の爲めに著しく少い。

黃麻は産額尚ほ不明なれど、南渡江沿岸定安より金江に至る一帶に産する。纖維收量甲當り三、五〇〇斤で、臺灣の三、〇〇〇斤に比し優ると云はれる。

産額は少きも本島の特産として天蠶絲があり、民國二十二年廣東建設廳の調査に依れば、總産額約一萬五千斤で、南呂・新市・十萬嶼・烏赤・紅毛・水滿・興隆等に多い。畜産は本島の特産で其の産額多く、牛は黃牛及び水牛の二種あり、黃牛は食用牛として良好で主として香港に多く輸出せられたが、民國二十六年九月以降輸出禁止となつた。全島に黃牛約二十五萬頭、水牛約七十五萬頭くらゐ飼有せられてゐる。豚は婦女子が我が子の如く愛撫し、每戸一、二頭乃至三、四頭を飼育し、嘉積地方には豚と人と同居するさへもある。全島に約百萬頭ほど飼育せられ、島内消費の外、每年二萬頭乃至十萬頭が香港に向け輸出せられてゐる。

林業　本島は古來美林に富んでゐたが、人口稠密の沿海地方に於ける天然林木は多く住民に濫伐され、就中、中北部に其の弊が多い。奥地には特に原始林が多かつたが、黎人の燒拂に遭つて剩す所がない。各江流域の森林は昌化江流域が最も豐富であり、陵水溪これに次ぎ、昌化江流域では五指山が良材に富み、萩鳩嶺・報恩嶺等が之に次ぐのである。又陵水溪流域も大小釣羅山の森林が最も蓄積多く、七指嶺は之に次ぐのである。各江流域森林の總面積は大約百六十一萬畝に達する。

漁業　本島の植物分布は頗る雜多であるが、濱海地帶は熱帶植物の區域で、海拔二千五百尺に及び、二千六百尺の高地から漸く溫帶植物が生じ、五千尺以上の五指山絶頂には概して溫帶植物が存してゐる。

本島は四面海を以て環らし、近海には鯛・鮪・鰹・飛魚等豐富と稱せられるも、未だ十分の調査が行はれてゐないが、漁港としては博鰲・三亞・陵水・楡林等東南の諸港は有名であり、特に博鰲港の如きは漁期には雷州半島より來る漁船の根據地として臨時建物の築造を見るの盛況を呈する。現在四千餘隻の漁船と四萬五千の漁民があり、一ケ年の漁獲高は約二百六十萬元に達する。

鹽業　本島の製鹽業は其の由來古く、既に宋代に煎熬鹽を產し、明代より鹽場の增加を見たのであるが、光緒三十四年（一九〇八年）福建省華僑胡子春が三亞港に大規模の鹽田を建設して以來逐年發達し、現在製鹽は本島物產の大宗である。民國二十二年廣東省建設廳の發表に依れば、各縣製鹽總額六十九萬一千八百餘坦で、其の內、三亞は四十萬坦を占めてゐる。

鑛產　本島の鑛產に就いては、未だ十分な調査はないが、前清時代に佛國技師に調査を囑託し、民國五年より七年に亙り龍濟光の統治時代に之が調査を實施し、最近民國二十四年瓊崖視察團は鑛區の調査を行つた。

現在發見されてゐる主要鑛物を列擧すれば、金、銀、銅、鐵、錫、鉛、マンガン、アンチモニー、ウォルフラム、石炭、硫黃、水銀、亞鉛、油頁岩等三十餘種に上るが、就中錫はマレー半島に次ぐ良質のもので、儋縣那大一帶の鑛床は極めて廣大のものと云はれてゐる。近年若干の輸出を見るやうになり、現在の採掘公司は歸國した南洋華僑の經營が多く其の數十七に達してゐる。鐵は楡林港の奥十軒の地に在るものは含有量六〇％と云はれ、金は諸地方に存する。

工業　本島の工業は未だ家內工業の域を脫せず、機械力及動力を使用する工場は殆んどなく、工產品としては製油・鑵詰・皮革・織布等あれど其の設備は舊式で、產額品質共に語るに足らない。只製糖工業は舊式糖房の小規模のものがあり、其の數は甘蔗の繁殖に應じ移轉するから未詳である。生產は崖縣・陵水・萬寧に多く年產額約二十萬擔內外と云はれるが移出は最近約十萬擔內外である。

五、貿　易

貿易　本島の貿易は瓊州海關の開始六年後の一八八二年には總額約百七十萬兩（テール）であつたが、一九〇一年には約四百三十八萬兩に增加し、最近一九三二年には外國貿易一千五百三十餘萬元、內國貿易六百五十萬元、合計二千百八十餘萬元に達し、其の後一九三六年迄は不況で一千四、五百萬元に下つたが、最近一九三七、八年は左表の如く激增した。然し一九三九年の外國貿易は時局の影響により二百九十七萬一千元に激減した。

最近三年間瓊州港貿易統計表（單位千元）

		一九三七年（千元）	一九三八年（千元）	一九三九年（千元）
外國貿易	輸入	三、五六八	三、六三三	一、三二六
	輸出	三、五〇九	四、二六七	一、六四五
	計	七、〇七七	七、八九〇	二、九七一

		一九三七年（千元）	一九三八年（千元）
內國貿易	移入	五、七四四	七、三九四
	移出	八、一六三	七、五六六
	計	一三、九〇七	一四、九六〇

（支那海關統計及び同月報による）

重要貿易品としては、輸入に於ては石油、ガソリン、鐵類、麥粉、米、セメント等があり、輸出には豚、牛、錫鑛等がある。又移入品は綿製品、綿絲、土布、煙草、麥粉、米、豆類等で、移出品は赤糖、鹽、檳榔、植物油、西瓜種子、牛皮、鹽魚、荔枝、果實等が主なるものである。

六、交通

通信

郵便　本島には廣東本省同樣に前淸時代より今日まで私設郵便局たる信（民）局が郵便事務を取扱つてゐるが、官設の新郵政は一八九七年二月二日より開設され、現在一等郵便局は海口に在り全島の郵政を管掌してゐる。郵便路には直通及び轉遞の兩郵便路があり、前者は五路に分れ、後者は三路に分れてゐる。

電信　有線電信（海底線）は光緒十年（一八八四年）末支那政府は英國電信船アグネス號を傭船し、本島の天尾と大陸側海安の西方ハルム・ポイントと間一四⅔浬に海底線を敷設し、翌年四月更に瓊州に連絡し漸次島內各地に及び、瓊州中央局は島內竝に大陸又は外國と通信をなし、一八九〇年以降其の事務を外國人技師の手から支那政府郵政局に移し今日に至つた。

無線電信は光緒三十三年（一九〇七年）海口と徐聞の間に始めて之が開通した。革命後之を停止したが、民國十五年（一九二六年）之を回復せんとし、翌十六年始めて廣東無線電報瓊州分局を設けて主に軍用に供し、兼ねて民間用にも流用せしめたが、同十九年には一般民間用とし、其の後更に改善を加へて今日に至つた。

電話　本島の電話は民國十二年の創設に係かり、當時瓊崖電話局の電話機は只十餘臺のみで、使用も多くは軍政機關に限りし爲めに不便であつたが、翌十三年以降漸次各地に分局を設け、現在では路線二十八線、線長二千六百八十三支里に達してゐる。

水運

水運　汽船は海口を中心とし、（一）北海—香港—廣州線、（二）香港—海口—泰線、（三）香港—海口—新嘉坡線、（四）香港—海口——北海線、（五）香港—海口—海防線、（六）香港—海口—北海—海防（ハイホン）線があり、香港より海口へ約五十八時間、海口より廣州灣又は北海へ八、九時間、泰國、新嘉坡へ五、六日の航程である。

島內周圍の交通は主として帆船に依つたが、近年瓊南航業公司が組織せられ、モーター・ボートを海口より東西二路に分ち運航せしめて居る。

陸運

陸運　本島の陸運中、公路は從來軍事上の必要からして之が建設に著手せられ、環海公路延長一千七百支里、縣道六千餘支里、黎境公路一千七百支里あると云はれてゐるが、其の基礎不完全で雨天には氾水充積して不通となる狀況である。自動車路の開通問題は民國十九年頃から唱道され、現在は西部及び西南部の感恩、昌江の二縣を除けば環海公路は殆んど完成され、殊に文昌、瓊山、澄邁、瓊東、定安等の諸縣は四通八達通車を見、昔日五日間を要したものが、今日では僅か四時間で達する。而して現在通車路六十二線、延長二千七百五十七支里に及んでゐる。

現在鐵道はないが、曩に一九一六年五月十七日シーメンス・カーレー商會は北京政府交通部部長曹汝霖と、延長一千五百哩に亘る五線の鐵道敷設協定を締結し、瓊州樂會間の鐵道敷設權を獲得したが、工事に著手しなかつた。次いで米國は一九二〇年十月巴里に於て調印した新四國借款團に對し本鐵道の敷設權を提供した。越えて一九三三年五月、廣東省建設廳は本島建設の目的で海口より榆林港まで延長七百六十支里の海榆線及び湛瀾港より龍門まで延長百五十支里の清龍線建設を發表したが、經費關係で實現を見なかつた。然るに一九三六年十二月初旬、全國經濟委員會宋子文は第四路軍總司令余漢謀・廣州市長曾養甫等と共に、同島視察後南京政府より五百萬元を支出し、沿岸輕便鐵道を敷設する計畫を發表した。

航空

本島の航空路は民國二十三年（一九三四年）十月西南航空公司に依つて開始され、廣東・茂名・海口・北海間全線九百粁、一週二回の旅客郵便物を輸送したが、同二十六年一月より航路を廣東・梅菉・海口に改めた。其の料金は廣東、海口間片道法幣六十元、往復百五元である。

國際關係（佛支不割讓條約）

七、國際關係

一八九七年三月佛支兩國政府間の公文交換に依り、支那政府は佛國政府に對し海南島不割讓に關する確約を與へた。卽ち同月十五日附を以て總理衙門より駐支佛國公使ジェラール宛の書翰は左の通りである。

一八九七年三月三日付貴翰を以て弊國總理衙門宛佛國が淸國と共に友好善隣の緊密なる關係を有するが故に、海南島が確定的若くは一時的讓渡又は海軍碇泊若くは石炭貯藏所の名義を以て淸國より如何なる他國にも決して割讓若くは讓渡せらるることなかるべきことに關し、特別の價値を附與するものなりとの趣申越相成りたり。

弊國總理衙門は瓊州は淸國の領土に屬し、淸國は右地域に對して正當に其の主權を行ふものなりと認む。如何で之を外國に割讓することを得んや。加之、之を外國に期限附貸與を爲せし事實は今毫も存せず。

右閣下に對し正式に回答に及ぶことを適當と認む。

光緒二十三年二月十三日（一八九七年三月十五日）

一八九七年三月三日附佛國側よりの書翰も淸國側よりの書翰內容と同一である。

廣州府と番禺縣

第二節　廣　東

一、沿　革

廣東は又廣州と云ひ番禺縣に在る省都で、春秋時代百越の地である。始めて廣州と名付けられたのは三國吳の黃武五年（西曆二二六年）である。宋代は廣南東路の治下に在り、明の洪武の初（一三六八年）廣州府を置き、廣州布政使司の治と爲し、淸代も同樣であつたが、民國の初め廣州府は廢せられ番禺縣が出來たのである。

（一）通商の發達

廣東通商の由來は最も早く、漢代以降西南海上貿易の本據となり、最大貿易港として多年中外に其の繁榮を誇つたのである。

唐の玄宗の時代（七一三―五五年）貿易の發達に伴ひ今日の稅務司に當る市舶使を設け、外國貿易を管理し、宋代

和蘭の商館

には更に通商の進展をした。歐洲人としては明の正德十一年（一五一六年）葡萄牙人ラファエル・ペレステレロ始めて廣東に來り、修交を求めてから十數年間に亙り多く商館（貿易處）（ファクトリー）が設けられた。其の後倭寇の害に依つて海禁が實施されたが、萬曆三年（一五七五年）西班牙人來り修交し、崇禎十年（一六三七年）英人ウエ　デル艦船四隻を率ゐて廣東砲臺を占領し通商を强制したことがある。斯くて明末から清の初期に掛けて廣東貿易は更に進展した。

清の順治十七年（一六六〇年）佛人は廣州に一商館を設け、同二十三年（一六八四年）英國東印度會社も亦商館を置き貿易上の特權を取得した（一八三四年四月二十二日迄）。同四十一年廣州は貿易の中心地となり、同五十九年（一七二〇年）廣東商人ギルドたる公行（ホング）が組織された。公行は所謂十三行商人の作つたもので、其の處に外國商館が存した。而して一七五七年以來外國船の入港は廣東一港に限ることゝなり、一八四二年南京條約まで八十五年間英支關係の歷史は殆んど廣東に對する英國の貿易史であつた。南京條約に依つて十三行の獨占的特權は廢止されたが、其の遺蹟は一八五六年貿易處の後身として沙面の居留地が出來た時まで存した。又同年十月新海關が設けられて以來も廣東は上海・天津等と共に全國の重要港の一つとして發達したのである。

廣東は支那革命の發祥地であると共に制度改革の先驅を爲した。當局は夙に民國九年より城壁を撤去し、新道路計畫を立て、又同七年市政公所を設け、同九年之を市政廳に改め、十年市政條例を公布し市政を實施し、爾來近代都市として面目を改めた。

（二）民國以來廣東政權の推移

第一次革命

廣東政權は中華民國成立以來中央政府所屬の地方政府であり、北京政府又は南京政府に對し獨立又は半獨立の南方單獨政府であり、或は西南諸省聯合政府の一組織である等幾多迂餘曲折を經て現在に及んだが、同地は革命の搖籃であり亦國民政府の母體でもあり、而して將來支那國家の構成動向に影響するところ大いなるものがあり、他地方と同日に論ずることは出來ない。

宣統三年（一九一一年）十月武昌第一次革命の成るや、廣東の革命黨人は總督張鳴岐を驅逐して、獨立を宣言し、同年七月十二日胡漢民廣東都督となり始めて革命に依る廣東政府が成立し、一方民國元年一月二日孫文は南京で臨時大總統に任じたが、同年三月北京で袁世凱が臨時大總統に任じたので其の地位を解いた後、同二年六月廣東政府は解體し、陳炯明や龍濟光が都督又は將軍となつた。同五年四月雲貴兩廣の西南四省聯盟の護國軍政府は廣東に成立し、同年五月その統一機關として軍務院を組織したが、黎元洪の北京政府が成立したので、之が解散を宣言し、同六年段內閣の武斷政策に反對した南方政客は、同年九月十日孫文を大元帥とする護法政府を組織したが、聯合各省間に內訌を生じ、孫文は去り、岑春煊を主席とする政務總裁制を組織し、同七年には再び孫文等廣東國會を中心とする新軍國政府の成立を見、同八、九年に亙り孫文・岑春煊兩系の離合等の推移を經、同九年十月陳炯明の廣東入城に依り、同十年五月五日孫文を大總統とする廣東政府が成立し、北京政府を否認した。翌十一年陳炯明の叛起に依つて一時孫文は上海に逃れたが再び勢力を得、同十二年三月三日廣東に歸り大元帥職に就き、廣東政府は成立し、同十三年一月國民黨全國代表大會を廣東に開き、其の決議に依つて總裁制を委員制に改め、國民黨の憲法たる國民黨總章を以て孫文を總理と定めた。孫文は革命國民黨を强化する爲めに容共聯露政策を採り、一方北伐計畫を立て又北方段政府と提携

し、時局解決に志して北上し、同十四年三月十二日北京で客死した後、上海五卅事件に呼應した六月二十三日の沙面事件に依る排英工作の進捗を期する爲めに、七月一日より廣東地方政府を改組して、中華民國國民政府となし、七月三日その成立宣言をした。

蔣介石の北伐

同十五年七月北伐事業遂行の爲に國民革命軍總司令部を設け、蔣介石を總司令として北伐を開始し、翌年一月武漢に進出し、三月までに南京・上海・福建等一帶を略取した。

民國十七年北伐完成し、南京國民政府確立後、翌十八年頃より蔣介石は廣西派壓迫を始め、同二十年胡漢民の監禁に因る廣東獨立宣言となり、廣西派と合同して西南政府が成立したが、同二十一年滿洲事變の結果南北和協し西南政府を解消した。然れども尙ほ陳濟棠を首班とする廣東實力派と李宗仁・白崇禧を首班とする廣西實力派とは結束して西南政務委員會を强化し、中央に對し半獨立的態度を持し、南京政府に對しては一敵國の觀を成してゐた。一方蔣介石の西南派に對する軟化又は重壓工作の進捗と共に、同二十五年胡漢民の病死に伴ひ時局は頓に轉回し、同年七月南京二中全會の會議に於て中央黨部西南執行部竝に西南政務委員會の廢止を決議し、蔣介石は余漢謀を綏靖主任に、吳鐵城を省主席に、曾養甫を市長に任命し、廣東政權を統制した。

二、地　誌

港勢

廣東は香港の北方珠江を遡ること九十五浬、珠江北岸に沿うて東西約七粁、南北約三粁半の市街と、江を隔てゝ對岸の河南、花地及び芳村等の小市街から成つてゐる。

圖方地港香·門虎·東廣の時當爭紛題問ンヘア

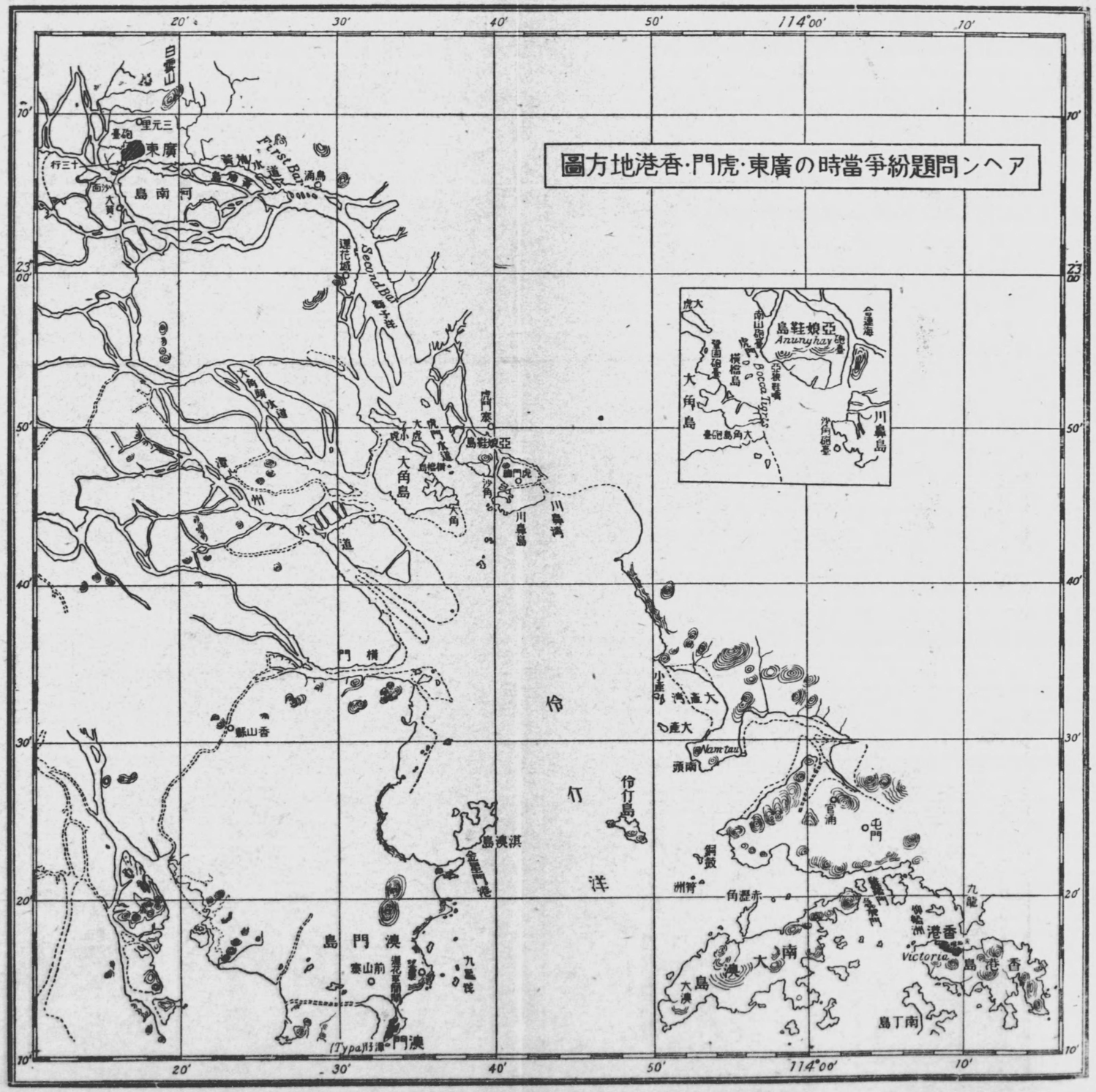

廣東築港

珠江伶仃島

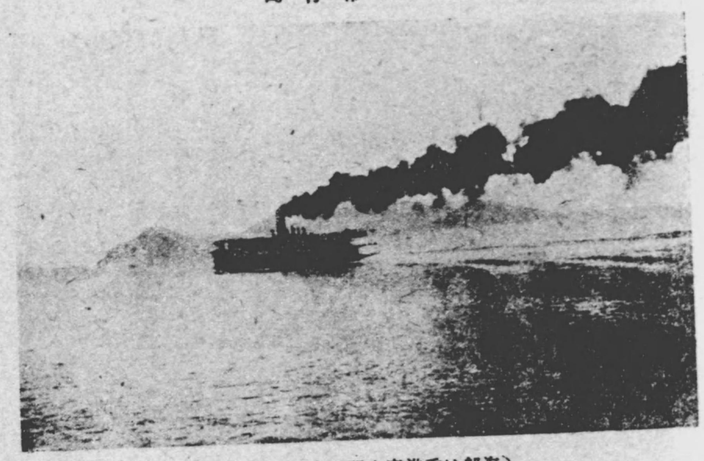

（汽船は香港廣東間の定期連絡船）

市區は一九二九年水陸總計約九萬二千畝（一畝は我が約百八十坪）に亙り、戸口は一九三一年十月一日現在、市内一八九、九七一戸、市外一九、二五四戸、人口は市内一、〇四二、六三〇人、市外七九、九五三人であり、今次の支那事變前には水上生活者その他近郊人口を加へ總人口百五、六十萬人と云はれた、事變に際し一時人口二十萬臺に下つたが、一九三九年十月皇軍の廣東占領後一年にして約七十五萬人に回復し、邦人は戦前四百人弱であつたものが、六千人强（内地人約四千人）に達した。廣東築港の既に竣功したものは、内港は最低水深一五呎に浚渫し、岸壁延長四・八粁を築造し、本市河南閘開閉橋（延長六百呎）を架設し（一九三三年二月）、沙面黄埔間前面河區を修築し、河南砂嘴前面の埠頭を築造し、黄埔の北岸市街地前面河邊に深水港を施設する爲めに、地形圖を作製し、約四千畝の地を登錄した。更に埠頭、上屋、倉庫等の設備が企圖せられ、本港と粤漢線の連絡も後記の如く完成したのである。

港灣の能力として同時碇泊船數は廣東には長さ三百五十呎までのもの四十二隻、黃浦には四百五十呎までのもの十二隻とし、繫船浮標は廣東に航河汽船用のもの五箇、航洋汽船用のもの一箇あり、錨地としては廣東は航洋汽船二十隻、黃埔は十四隻を碇泊せしめることが出來る。

船渠及び棧橋

乾船渠は廣東に海軍ドック二箇あり、各商船に利用せられてゐる。一は長さ三百三十呎、幅四十呎、深さ十五呎であり、他は長さ二百十二呎、幅三十六呎、深さ十二呎である。

廣東に於ける倉庫棧橋の現在設備は、左表の如くであつて英國系のものが最も完備してゐる。

國籍	所有者名	岸壁延長(呎)	干潮時水深(呎)	倉庫 面積(坪方呎)	倉庫 棟數
英	太古洋行	一、六四〇	七—一一	一七〇、〇〇〇	二〇
	怡和洋行	八六九	六¼—九¼	一二五、五二五	三
	省港澳汽船公司	二八〇	六¼—一二¼		
	アジア石油公司	上 五二六	八—一三	一三、四〇八	三
		下 三二〇	〇・七—四・三	二三、〇〇八	一
米	スタンダード石油公司	一、二三二	三—六	六、二七九	一
日	大阪商船會社	四三三	九—一〇¼	六三、三七〇	一
	日清汽船會社	八六八	八¼—一〇	三五、五二五	三
支	招商局	一〇〇	—	—	三
	其の他	一一四	—	—	一

（一九三七年支那海關海事部報告による）

三、貿易

廣東は今より十餘年前までの盛時には、內外總貿易額三億元臺に達したこともあつたが、一九二九年以來世界的經濟不況に依り、殊に政變、關稅の增徵、密輸の增加等に因つて一九三一年頃から著しく減じ、一九三四年には一億九千萬元に下り、一九三六年には二億一千七百萬元に、一九三七年には二億五千百萬元に、一九三八年には事變の爲め中支貿易が南移した結果三億元に垂んとし、本省九開港場總貿易額の四割餘を占めた。外國貿易も亦一九三四年頃から不況で一億元臺を下り、一九三五、六年には各七千三百萬元に減退したが、一九三七年には回復して一億九百萬元となり、一九三八年には時局の影響に依つて一億六千三百萬元を突破し、廣東と同種系統の九龍貿易も同年は同一事情に依り、前年の九千九百餘萬元が二倍近くの一億七千四百餘萬元に激增した。然るに一九三九年に入つて我が軍の沿岸船舶航行遮斷及び廣東占領の效果現はれ、事變以來激減した上海その他中支貿易の回復に反し、廣東貿易は一落千丈の不況を來し、同年は前年の約十八分の一の九百二十六萬六千元に、九龍貿易は前年の十分の一以下の一千五百萬元に減退した。內國貿易は一九三六、七年には一億四千萬元臺に在つたが、一九三八年は時局の爲に却つて減退し一億二千八百萬元に下つた。

我軍沿岸航行遮斷の効果

最近廣東內外貿易統計表（單位千元）

		一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
外國貿易	輸入	三〇、九〇五	四五、一六六	五六、九四六	三、九四四
	輸出	四二、四八七	六三、八四六	一〇六、六九四	五、三二二
	計	七三、三九二	一〇九、〇一二	一六三、六四〇	九、二六六

內國貿易	移入	一〇六、二四一	一一四、七八九
	移出	三八、三五四	二七、五四〇
	計	一四四、五九五	一四二、三二九
內外貿易總計		二一七、九八七	二五一、三四一
全省總計（九港）		四七〇、〇九一	五四三、六八六

內國貿易	移入	一〇五、七〇二	—
	移出	二三、〇二三	—
	計	一二八、七二五	—
內外貿易總計		二九二、三六五	—
全省總計（九港）		七〇七、五七八	

（支那海關統計及月報）

輸入品の大宗は米であつて、其の額は最近三ヶ年中一九三八年が最高で百五十七萬擔、價格一千三百九十萬元であつた。其の他麥粉・石油・醬油・ガソリン・揮發油等であり、主要輸出品は生絲で一九三〇年頃は產額六萬擔を越えたが、一九三一年頃は百を越えたが、一九三四年には三十に減じ（事變前四十三であつたが事變後約半減した）、輸出は一九二〇年代の盛時には五、六千萬兩に達したが、一九三四年は九百萬元に下り、最近三ヶ年間には漸く一千萬元臺に上り、一九三七年は一千二百九十萬元に達した。其の他輸出品としては蔬菜・蓆・土布・絹布等がある。

移入品の主なものは米・麥粉・煙草・綿布・化學藥材・桐油等であつて、最近三ヶ年中、米は一九三七年最高二千萬元に、綿絲は一九三八年最高二千百四十萬元に、綿布類は一九三八年最高一千八百萬元を越え、紙卷煙草は一九三六年一千萬元に上り、一九三七、八年は各九百萬元を越え、桐油は一九三八年は事變に依り本港に集中した爲めに最高一千三百六十八萬元に達した。

工業五ヶ年計畫

廣東省政府は一九三三年一月より施政三ヶ年計畫を、同年十月より工業五ヶ年計畫を立て新式工業を興し、事變前に存した製紙・硫酸・肥料・曹達・麥酒・サイダー・セメント・製糖・紡績等の省營工業は事變によつて頓挫したが、我が軍の廣東攻略後、邦人業者は產業各部門の開拓に乘り出し、製紙・曹達・清凉飲料・精糖・酒精・紡績・セメント・硫酸等各事業の復舊又は新計畫に著手し、就中製糖の如きは一九三九年三月東莞工場の運轉を開始し相當の成績を擧げてゐる。

四、交　通

交通

郵便　民國二十四度廣東郵政管理局下の郵便局は一等局三、二等局七六、三等局一一九、郵政支局二八、郵政代辦所一、一二五、合計一、三五一を有し、全國の約八·五%に當り、郵便物總數五千二百萬件で全國の約六·三%に當つてゐる。

電信　有線電信は廣東電政管理局之を管理し通信地は八十一ヶ處に亙り、各地に分局を設けてゐる。架空線は延長八、二七九·五粁、電柱八七、六八〇本で、海底電線は延長二、〇一二米である。

電話　省內現在の電話設備には、有線及び無線の兩種あり、有線には長途電話及び城市電話がある。無線には廣汕·廣江·粵滬國際の三線がある。廣汕無線電話は一九三三年十月に、粵滬國際無線電話は一九三五年に創設せられたものである。

ラヂオ　廣州市營、廣東無線電專門學校附屬及び西南航空公司所屬の三種がある。廣州市政府放送局は一九二九年五月の設立で、電力一千ワット、波長四百米、聽取戶數約八千戶である。無線電專門學校放送局は一九三三年十二

月の設立で、電力百ワット、波長二百八十米、聽取戸數約八千戸である。西南航空公司放送局は一九三六年二月の設立である。

水運

水運　（イ）奥地航路　本港を中心とし奥地航運の河川には西江・北江及び東江がある。西江は延長二千三百餘支里で、吃水一米以下の小型淺吃水船は河口より七百餘支里、上流の廣西省梧州に遡江し得。現在香港廣東線及び廣東梧州線は本江中の下流を航行してゐるが、近年前者は香港・廣東・澳門・汽船公司以下五社が經營し、配船は六隻である。北江は延長九百餘支里で吃水〇・九米以下の小型淺吃水船・平底モーター・ボート又は小型帆船を以てすれば河口より八百餘支里上流の本省南雄に遡行することが出來る。

（ロ）沿岸航路　沿岸線としては廣東・天津線及び廣東・上海線を主とし、前者は怡和及び太古兩汽船公司の經營に係り、後者は招商局その他の經營に係かる。外に香港經由の廣州・汕頭間及び廣州海口間の航路がある。

（ハ）遠洋航路　遠洋船としては我國の大阪商船會社の廣東・高雄線及び日本廣東直航線その他不定期線があり、南洋航路は悉く外國汽船會社が香港仲轉で經營してゐる。

陸運

一九三五年に於ける沿岸及び遠洋兩航路の出入港船隻數は各二萬八千餘隻を算する。

陸運　鐵道　廣東省の鐵道は粵漢・廣九・潮汕及び新寧の四線あるが、廣州を中心とするものは粵漢及び廣九の二線である。

（イ）粵漢鐵道　本線は廣東・武昌間の國有鐵道で、一八九八年の計畫に係り、起工は廣東側一九〇七年、湖南側一九〇九年からである。兩省の連絡は最近まで未完成であつたが、英國の匪亂賠償金支出に依つて、事變前一九三六年九月一日、全線一、〇九六粁（七二一哩）が三十九ケ年の星霜を經て漸く開通した。而して久しく問題となつてゐた廣九線との連絡も事變初年の一九三七年、廣東黃沙の北方西村より東方大沙頭を經、石牌の交叉點を通じ約九哩の連絡が成つて、八月二十七日武昌より九龍まで七百九十一哩間が開通を見た。

（ロ）廣三鐵道　本線は廣東の對岸石圍塘を起點とし、省内屈指の商業地佛山を經、三水まで延長五十粁餘の國有鐵道で一九〇一年起工、一九〇三年八月開通し、前記粵漢線の完成と共に支線と爲つた。

（ハ）廣九鐵道　本線は廣東大沙頭を起點とし、英支兩段の境界深圳を經て香港の對岸九龍に至る延長百七十九粁の英支合辦鐵道である。本線は一九〇六年起工し、英段は一九一〇年十月、支段は翌年完成した。

公路　廣東省政府は近年省内奥地交通の發達を圖つて來たが、殊に一九三二年一月の所謂施政三ケ年計畫の實施以來その進捗は見るべきものがあり、一九三六年末現在路線總延長一七、五八七粁、（從前の測定による）内開通したもの一一、二八八粁（内補裝道路九五八粁）、工事中のもの一四四粁、未竣功のもの六、一五五粁である。

航空

航空　本港に關係を有する既成航空線路は左記四線である。

（イ）廣東―上海線　本線は中國航空公司の經營で、延長一、六二三粁、所要航空時間は八時間半である。一九三三年十月定期飛行を開始し、上海を起點として溫州・福州・厦門及び汕頭を經て廣州市に至る。

（ロ）廣東―北平線　本線は歐亞航空公司の經營に係り延長二、二二〇粁、所要航空時間は十三時間半である。一九三五年五月定期飛行を開始し、北平を起點とし太原・洛陽・鄭州・漢口及び長沙を經て廣州市に至る。

（ハ）廣東―龍門線　本線は西南航空公司の經營に係かり、延長六四三粁、所要航空時間は三時間半である。一九

三四年六月定期飛行を開始し、廣州市を起點とし、廣西省梧州及び南寧を經て同省龍州に至る。

（ニ）廣瓊南線　本線も亦た西南航空公司の經營に係かり、延長六九五粁、所要時間は約四時間十分である。一九三四年十月定期飛行を開始し、廣州市を起點とし、海南島の首都瓊州を經て廣西省の南寧に至る。

五、外國租界

外國租界

外國租界のある沙面は廣東城外西關の南方珠江に面する積沙地を埋立てた東西八町、南北三町、周圍十八町八間の楕圓形の小島で、面積は四十四エーカ（約十八町歩）を有し、英佛兩國が天津條約の翌一八五九年工事費三十餘萬弗を以て施設したものである。

その西南は珠江を隔てゝ河南及び花地と相對し、東北部は約十餘間クリークを作り支那市街と相對し、その間に二橋がある。一は英國橋と云ひ、英租界の北部に、他は佛國橋と云ひ、佛租界の東端に在り、各橋畔に關門を設け不良支那人の出入を取締つてゐる。英國租界は西部に在つて面積五分の四を占め、佛國租界は東部に在つて、面積五分の一を占め、各租界政廳を設け、保安警備及び萬般の設備を爲し地所家屋から公課を徴し、その經費に充てゝゐる。租界内には英佛の外に日・米・獨等の領事館及び病院・教會・商館等がある。人口は一九三六年現在、外國人五九一人、支那人一、〇五八人である。

政廳の收入は英租界一九三六年度歳入は地租・家屋租・水道料等で九四、〇三一弗、歳出は八九、八七四弗であり、佛租界の一九三七年度歳入は四八、五五八弗、歳出は四四、九七三弗である。

第三章　泰國（舊暹羅）

第一節　泰國史概觀

一、上代、スコータイ王國

泰國史の上代に屬するものは充分明らかにされて居らず、玆には主として近代の發達沿革に就き成る可く詳細に述べることゝする。

三王國

西曆紀元前の史實は暫く措き、現代泰の領土たる地域及び其の隣接地域は西曆初期に於ては三王國の支配下に在つたと謂へる。卽ち東部メーナム平原地方はクメール族に又西部地方はモーン族に、馬來半島地方はスマトラのパレムバン王國に支配せられ又は隷屬されてゐた。

北部地方に占據してゐたものにラーオ族と稱せられるものがあつた。彼等は南下してクメール族と混血し、今日の泰國民である泰族を構成するに至つたものである。ラーオ族の原住地は南部支那であつて、夙に南詔（ナンチャオ）王國を建設し古い時代から支那に朝貢してゐたが、漢族の壓迫を受けて漸次南遷して來たもので、其のクメール族の地域に侵入するに至つた頃は自ら泰と稱してゐた。

斯くて泰族は泰中部地方に於てクメール族に對して隱然たる勢力を張つてゐたが、十一世紀の初、東埔寨國の疲弊